

付属書 3

NGOによって実施された村落
アセスメントの結果

付属書 3.1 プロウ・ガダン村

コトパンジャン水力発電(PLTA)貯水池プロジェクトによって影響を受けた村々のうちでも、最初に移転が行われたのは、プロウ・ガダン村であった。この村の移転は、1992年8月31日に行われた。こうしたことから、プロウ・ガダン村では、村落共同体の承認を得て、1992年8月31日を、同村の樹立の歴史的な記念日とすることが決定された。

同村は、パイオニア村として指定された。この新村に住民が移転した際には、同村は、572世帯で構成された。しかし、1999年には、同村の一部がコト・マスジッド(Koto Masjid)村と命名されて、行政的にはプロウ・ガダン村とは独立した存在となった。その結果、プロウ・ガダン村の人口構成は、400世帯、1347人となった。この人口数は、2002年3月の時点での調査報告に基づくものである。

プロウ・ガダン村は、以下の村々と境界を接している。つまり、北方にはPLTA貯水池南方のムランギ(Merangin)村、西方にはクアラ・ジャヤ(Kuala Jaya)村、東方にはムランギン村が位置している。同村は、行政中心部のバトゥ・ブラスラット(Batu Bersurat)村からは距離的には13キロメートル、時間的には約20分の隔たりにある。プロウ・ガダン村からバンキナン(Bangkinang)までの距離は、43キロメートルで、およそ35~40分の時間を要する。プロウ・ガダン村からパカン・バル(Pakan Baru)までの距離は、およそ93キロメートルで、1時間半~2時間の行程がある。この間の交通手段としては、「オプレット」(oplet)または「スーパーバン」(superban)と呼ばれる乗り合いバスが利用されている。交通関連の問題としては、「オプレット」と「スーパーバン」のいずれもが、その頻度が限られているという点にある。

A 再定住

1 移転プロセス

プロウ・ガダン村がパイオニア村として指定されたという事実にもかかわらず、移転に際して、住民は厳しい状況の下にさらされた。移転には、2日を要した。多数の住民の語ったところによれば、彼等は、居住場所を探し、決めるために、岩石を取り除いて、それらを藪に向けて運ばねばならなかった。移転から1週間の間、彼等には軍隊が随行し、兵士は時々発砲した。そのため、住民は、あたかも戦時捕虜扱いされているかのように感じた。各世帯には、それぞれの家財を移転する一回限りの機会が政府により設けられたのであるが、残りの家財については、自らの責任で移転しなければならなかった。通常、各々の世帯は、その後2~3度にわたって、それぞれの家財を運び出さねばならなかった。移転時においてまず最初に行わなければならなかったのは、住居周辺の下草を取り除くことであった。電灯は用意されていなかったために、村全体が真っ暗であった。住民たちが電灯を享受できたのは、移転から3日後であった。住民たちが新村に移り住んでから7日後に、幾人かの住民は、自らに原野を切り開いて、ゴムの苗木を植え付けた。この植え付け金には、彼等の蓄え、ないしは受け取った補償金の一部が充てられた。彼等は、種苗や化学肥料を購入し、彼等に割り当てられた土地に植林した。このようにして植林を成し遂げた住民グループには、やがては彼等の難業の成果を享受できるとの期待がある。

しかし、移転の過程において、また新村に移り住んでからも、住民たちは、政府により無視されているとの感情を抱いた。幾人かの住民の意見によれば、彼等には新村を点検する何らの機会も与えられなかった。移転委員会は、できるだけ早期に旧村を出るようにと、彼等に強制を加えていたかの感

があった。他方において、軍隊の直接的な介入は、威嚇そのものであった。実際にも、移転時には、村人全体が精神的な圧迫を受けた。

2 補償

(a) 菜園用地

移転委員会によって与えられた補償は、実際に住民にショックを与え、また金銭面での損失をもたらした。幾人かの住民は、1平方メートル当たり30ルピアしか受け取らなかった。これは、タバコ3本分の価額(=100ルピア)である。もう一つの事実として住民たちによって語られたところによれば、彼等には、再測定のための経費の名目で、彼等が以前に住んでいた村での土地単価に基づけば、1区画当たり2万5000ルピアの支払いを要求された。幾人かの住民の報告によれば、彼等は、国家土地局(BPN)に対して、1区画当たり40万ルピア — 補償金の受け取り後には、30万ルピア — を支払わなければならなかった。

住民集会の過程で、一人の住民が怒りを込めて、またやり切れないといった状態で報告したところによれば、彼が以前に所有していた2ヘクタールの土地は、行政中心部に通ずる幹線道路に接していたという事実にもかかわらず、その土地に対しては8万3000ルピアしか支払われなかった。村人全体の見方によれば、移転計画・執行の過程で、補償委員会が多大の利益を貪ったことは確かである。しかしながら、彼等としては、正当な権利を要求して戦うことを恐れていたし、また実際にもできないことを承知していた。幾人かの村人は、われわれに対して、次のように尋ねた。『一方的な決定に基づく不公正な補償ケースが再審議され、その結果私たちが蒙った補償の損失額を取り返すことができる何らかの可能性があるのでしょうか?』

この補償ケースに関して、われわれは、同村において、下記のような内容の書面の資料を入手した。つまり、プロウ・ガダン村の補償の権利について、1994年3月28日(月曜日)午後12時にバンキナンで開かれたプロウ・ガダン村とカンパル県第Ⅱ区地方政府との間の会合の決議である。この会合では、以下のように決議された。

「PLTAコトパンジャンは、47区画(土地所有関係を示す書面が添付)の土地補償を支払うことに同意する。その支払いは、村長を通じて権利所有者に手渡される手筈である。当該プロジェクト(地図参照)の対象となる220区画に対する土地補償は、1994年4月中旬に支払われるであろう。

① 地図に記載されていない514区画の土地補償は、1994年5月に支払われるであろう。

② プロウ・ガダン南方の孤島状態の343区画の土地補償の支払いは、1994年4月末まで一時的に停止される。その理由は、カンパル県知事のサレー・ジャシッドが、彼の教育課程を終了するために不在のためである。

③ 所有者名が重複しているか、ないしは同一所有者となっている50区画の土地補償については、補償委員会によって早急に追跡調査される必要がある。」

前記の決議は、カンパル県第Ⅱ区政府の7名の担当官によって署名されなければならなかったが、それに署名したのは、4名の担当官のみであった。他方において、当該決議は、プロウ・ガダン村落委員会の17名の代表によって承認され、署名された。この決議の幾つかが実施されたことは確かである。しかしながら、村人の報告によれば、およそ300~400区画に対する補償が、未だに支払われていない。

これらの未解決の事実について、村人たちは再審を期待しているのであるが、それが実現されるの

は困難であるというのが、われわれの印象である。その理由は、村落指導者によって所有されている書面の資料を、村人たちが入手できないからである。換言すれば、補償委員会は、今回発生したような事柄について、後日に請求が起こり得ることを望んでいないのである。

補償委員会が協力的でないことから、大きな問題が発生している。カンパル県第Ⅰ区および第Ⅱ区の地方政府としては、将来において請求問題が起こり得ることを予測すべきである。なぜなら、それは、権利と正義に関係しているからである。地方政府は、現在、自らが以前に敷設した地雷の罠に陥っている。

土地所有の地位に関しては、2002年4月6日に行われた討論集会に参加した第Ⅲ村の住民の意見によれば、第Ⅱ分類の土地(0.8ヘクタール)については、未だに政府によって証明書が発給されていない。

前記のようなケースの問題を解決する方策として、それは、前の政府の責任であると言い張ることで、現行政府としては、安易な責任逃れをすべきではない。権利侵害と過去の不正義が、村落共同体を大きく傷つけているのである。それ故、この村の一官吏の意見によれば、村落予算は、村落レベルにおいても、またカンパル県第Ⅱ区のレベルにおいても、透明で、かつ公正であるべきであるというのである。開発政策の策定にあたって、住民が政府に期待しているのは、PLTAコトパンジャンの移転犠牲者は、二つの州(西スマトラ州とリアウ州)の利益実現のために犠牲を余儀なくされた人々であるという点に考慮を払うことである。

この村人たちとの討論の過程においてわれわれがまた強調したのは、住民側で十分な書面資料を有していないことから、過去の不正義の再審は、複雑化せざるを得ず、従って極めて困難でさえあるという点である。最終的に住民たちが了解したのは、彼等の権利を実現するためには、書面での事実を保持することが極めて重要であるという点である。

村人たちの幾人かは、彼等が、請求の初期段階において、(当時の状況下では)書面での事実を提出することができなかったことから、彼等の側に弱みがあることを認めた。土地と区画をめぐっての未解決の補償にかかわる資料については、本件自体が過去8年間にわたって発生してきていることから、資料の再収集を行うことにより入手することが可能である。住民側で合法的な資料を保有する限りにおいては、村役人は、第Ⅱ区地方政府との協議を試みるべきであり、また国家土地局(BPN)に対して第Ⅱ分類の土地に対する証明書の発給を優先するよう働き掛けるべきである。

このような働き掛けにより、補償問題に責任を有する政府機関に対して抱かれた過去の失望感が癒されることになるであろう。

(b) ゴム農園

住民の大多数は、ゴムの木に対する補償の低さにより深く傷つけられた。住民によれば、ゴムの木の補償基準は、明確には定められていなかった。生産木(TM)と非生産木(TBM)の定義については、補償委員会とゴムの木の所有者との間で何らの合意もなかった。ゴムの木の大多数に対しては、一本当たり1500ルピアしか受け取らなかったことから、住民の落胆度は大きかった。その訳は、生産木(TM)の大多数が、非生産木(TBM)に分類されたためであった。住民には、補償一覧表に記載されていた通りに4700ルピアを受け取る権利があった。住民たちが新規の土地に移転した際に、そこで彼等が目撃したのは、一部の土地においてしか契約業者によりゴムの若木が植え付けられていないということであった。しかも、ゴムの木の多くが植え付けられていたのは、単に道路脇にすぎず、またその他の幾分かは、沼地に束ねられていた。

補償の決定の期間、次いでその支払いの期間において、住民側としては不満の感情を抱いたのであるが、どうすることもできなかった。この点では、討議集会の過程において、日本側により支払われるべき金額は、どの程度であったのかについての質問が提起された。

住民たちは、今日、道路の寸断状態に起因する問題に直面しており、これが、ゴム生産物の販売輸送を制約している。住民たちが政府に期待しているのは、道路を改修し、村から都市まで接続することである。

もう一つの問題は、生計手段となり得る何らの就業分野も有しない住民が、およそ100世帯も存しており、彼等の多くは、単に(ゴム)生産農家となり得る技能しか有していないという点である。これらの住民が政府に期待しているのは、この問題に責任を持ち、未だ生産状態にまで至っていないゴムの木の育成資金を割り当てることである。住民によれば、過去において政府によりゴムの種苗が配布されたのであるが、その多くは枯死してしまった。植林資金もまた、断続的に投入された。このような資金が無責任な契約業者に与えられる代わりに、もしも当該資金が住民に対して直接に供与され、住民自身が樹木管理に携わることができていたのであれば、このような問題は発生しなかったであろう。住民たちによれば、ゴムの苗木の植え付けは、多くの契約業者にとって利益を貪る絶好の機会となった。新婚世帯のためには、新たに原野が開墾され、また彼等向けの家屋が新築されるという政策が、政府により講じられるものと期待された。この期待の対象となったのは、ビガン(Bigan)における既存の1万ヘクタールの「ウラヤット」地であった。もしも政策決定者、つまりカンパル県第2区政府が、この点を考慮に容れることに同意していたならば、政府と地方社会——特に地方(村落)機関、伝統的指導者および新規世帯——によって構成される組織が作られるべきであったであろう。

(c) 住居

幾つかの村々でのいずれの会合においても、われわれが耳にした共通の住民不満は、彼等に供与された住居の粗雑さに対する不満である。プロウ・ガダン村での討論でもまた、類似の不満が表明された。住民たちは、住居には何らの基礎工事も施されていないことに不満を述べた。ある住民は、彼の以前の住居は8.5×15平方メートルであったのであるが、これには1600万ルピアの補償金が支払われたにすぎないと語った。また、もう一人の住民は、彼の以前の住居(8×10平方メートル)に対しては800万ルピアが支払われたにすぎないと述べた。幾つかの住居は小綺麗に改装されているのが目撃されるのであるが、収入が限られている住民の家屋は、依然として元のままである。以上のようなケースへの対策として、住民によって提案されているのが、社会的な生活再建資金の配分である。住民の一部は、この資金を利用して、家屋の改装を行うことができよう。

(d) 金銭

幾人かの住民の見方によれば、彼等が受け取った補償は、金額という点では高額であった。しかし、それを経済状態と比べてみると、余りにも少額であるというのが、別の住民の見方である。確かに、住民の一部は、補償金を直接に利用して、彼等の熟知しているビジネス部門、特に農業部門のビジネスを営んできている。しかし、不幸にして、住民のうちには、金額の多さに驚いて、補償金を非生産的に浪費してしまった人々もいる。彼等の生活様式は一変してしまい、彼等は、クオク(Kuok)に食べ物を買出しに行くための交通費として2000ルピアを支出することさえ厭わないのである。

3 公共施設

(a) 墓地

住民によれば、すべての墓地ごとに7万5000ルピアの補償金が支払われるというのが、政府約束であった。しかし、実際にはそうではなかった。幾人かの住民の場合には、墓地への補償は未だになされていないのであって、そのために彼等は、大きな心理的打撃を受けている。

一族の葬儀には、彼等にとって忘却することのできない情緒的価値が含まれているが故に、このような事例が再発することがあってはならないというのが、住民の願いである。ラマダンとイドル・フィトリの際には、彼等は、墓地を訪れ、清掃し、花を供えるのが習わしである。このような行動様式は、彼等の宗教儀式および伝統と一体なものとして眺められている。

(b) 集会ホール

集会所の建物は、良好な状態にあり、伝統的儀式を催すのに十分な広さもある。この建物は、行政中心部に連なる幹線道路脇に位置しているが故に、住民たちの定期的な伝統行事の挙行という点で、社会活動センターとしての極めて重要な役割を果たしている。

(c) 教育施設

下記の表には、従前の村において存していた教育施設との比較において、現在の村での教育施設が示されている。

旧村	新村
2ヵ村について3小学校	1小学校
1999年に建立されたイスラム中学校	1イスラム中学校
1中学校	1公立中学校
1高等学校	1私立高等学校
1幼稚園	1幼稚園

教育インフラの進展という点では、満足的な施設増が見られる。その上、大学卒業生の増加の故に、高等教育を受けた人材が大幅に増えている。これらの点での状況は、従前の村と比べて改善されている。従前には大学卒業生は一人もいなかったのであるが、今日では16人の卒業生と4人の講師 — 育児大学講師1人、リアウ・イスラム大学講師1人、技術大学講師2人 — を輩出している。目下、大学には10人の学生が就学している — ムシルに1人、ジャカルタに2人、バンドン工科大学(ITB)に1人で、その他はアカンバルとバンキナンで学んでいる。

しかしながら、村人たちは、この村の教育施設・福利に対して、関係政府機関により一段の配慮がなされるよう期待している。とりわけ私立高等学校(SMUS)においては、教科書、講師、図書館などの教育・学習施設が未だに不足しているが故に、この点での配慮がなされるべきであるとしている。目下のところ、SMUSの教育活動は、未だに小学校(MDA)の校舎を利用して行われている。住民たちの誇りとなっているのは、教師の大多数が、同村、つまりプロウ・ガダン村出身者であるという点である。

イスラム中学校は、自らの校舎を有しており、11人の教師を擁している。しかし、イスラム中学校の場合には、教師の俸給と福利の点での問題を抱えている。教師の俸給月額は、およそ1万5000~4万5000ルピアである。この俸給の出所は、生徒の月謝 — 生徒一人当たり8500ルピア — である。イスラム中学校の学級編成は、第1学年2クラス、第2学年1クラス、第3学年1クラスである。

特にプロウ・ガダン村の場合には、この村での人材の質の向上を図る目的で、教育振興のための助

成措置が関連技術機関により講じられる必要がある。この点では、標準的な教育施設が、政府機関により提供されることが期待されている。学校の地位を私立から公立に変更する提案が、一人の教師によりなされたのであるが、この問題は、それほど単純なものではなく、学校自体に対する信用評価の結果にかかわる事柄であるというのが、われわれの行った助言であった。

(c) 電気

この村での電気の敷設は、無料で行われた。村人たちは、この村への移転日、つまり1992年9月3日から3日の間のみジーゼル発電の電灯を提供された。当時、電気は、夜間のみで、昼間は提供されなかった。1997年以降は、PLTA、つまり水力エネルギーを用いた電力が提供されることとなった。

住民たちによれば、ジーゼル発電の際には供給停止というような事態はほとんどなかったのであるが、水力エネルギーの利用の以降は、しばしば停電に見舞われる。PLTAプロジェクトによって悪影響を受ける村落共同体に対しては、5メガワットの電力が提供されるというのが、過去における政府約束であった。

電力不足問題に深く関係しているのが、冷蔵庫、炊飯機、揚水ポンプ、アイロン、ビデオ、テレビ、扇風機などの電気製品の利用の増加に起因する電力需要増である。このような電気製品の利用増により、世帯当たり450ワットの能力では不十分であることが明らかとなった。

1世帯当たりの平均電灯使用量は、25～40ワットである。村人たちが接続電線を安全に使用し、また電力料金が大幅に増えても狼狽しないように、彼等に対して、いかに効率的、かつ適正に電力を使用するかについての指導を行う必要がある。

B 所得創出

1 ゴム

プロウ・ガダン村におけるゴム農園は、二つの地域に別れている。第Ⅰ農園の植え付けは、政府(農業省)により契約業者を通じて行われた。第Ⅰ農園の広さは、333世帯向け333ヘクタールである。第Ⅱ農園の広さも、333世帯向け333ヘクタールである。後者については、2000年10月にゴムの苗木を植え付けるとというのが政府約束であった。

政府約束によれば、各々の世帯には2ヘクタールの土地が与えられるというのであるが、この約束は、今日まで実現されていない。67新規世帯が加わることにより、住民人口が増えているにもかかわらず、農地には限りがあるため、新たな生活用地を見つけ出すことは困難である。

住民たちとの会合と討議に基づいて一般論として言えるのは、既存世帯が利用できる土地と67新規世帯のために用意されるべき新たな土地のいずれについても、住民たちは、幾つかのジレンマに直面している。一つの問題は、住民には、2ヘクタールの広さの土地が与えられなかったという点である。その理由は、この地域の幾つかの部分が、岩だらけであるか、ないしは沼地であることから、農耕が不可能であるためである。その上、第Ⅱ農園の土地所有証明書が未だに発給されていないのである。

この問題を解決するために、村長は、関係機関に対して書面の要望書を提出して、各世帯に対して2ヘクタールの広さの土地を完全に与えること、67新規世帯のために追加的な土地を用意すること、さらに第Ⅱ農園の証明書を発給することを要求した。しかし、この報告書の作成の時点までにおいては、関係当局からは何らの回答も寄せられてきていない。

政府は、農耕に適さない岩だらけの土地に代えて、新規の農園を提供すべきである。沼地については、政府は、運河ないしは灌漑路などの排水施設を用意すべきである。

2 苗木の植え付け

プロウ・ガダン村は、PLTAコトパンジャン・プロジェクトのためのパイオニア村であった。移転に先立って、各々の世帯ごとに2ヘクタールのゴム農園が与えられると、移転委員会により約束された。植え付け後2年のゴムの木が生い茂った農園が与えられるというのが、約束内容であった。しかし、実際には、農園の一部においてしかゴムの木は植え付けられていなかった。その結果、3年間の生活支援資金が停止されたとき、ゴム農園には生産条件が整っていないために、住民たちは、生存難という状況に追い込まれた。主要な生計源、つまりゴムの苗木が満足に植え付けられていなかったのであり、しかもゴムの苗木が植え付けられていたのは、第Ⅰ農園(1世帯当たり1ヘクタール)においてのみであった。

住民たちからの情報によれば、最初の植え付け期の際には、苗木と化学肥料が、道路脇ないしは沼地の中、さらには谷間に撒き散らされた。それ故、この第1期の植え付けは、不成功であったと見なされている。

植え付け条件の悪さのために、農民たちは、種苗業者の手を借りずに、自らの資金を用いて苗木の手入れをするか、ないしは自らに再植林を行うことを余儀なくされた。住民の土地の生産性が、1ヘクタール当たり平均12~25キログラムである場合、従って1キログラム当たり1800ルピアの収入がある場合には、彼等は、通常、基本的な生活必需品を賄うことができる。

2000年10月には、第Ⅱ農園(各世帯当たり0.8ヘクタールの所有)において、ゴムの木の植え付けのための下草刈りが、農民自身の直接管理の下に実施された。その際になされた決議によれば、植え付けの時から3年間の農場管理費は、政府により全面負担されるべきであるというのであった。この点での援助措置の第一弾は、以下のような形で講じられた。

(1)

① 住民には、下記の仕事への補助として総額106万ルピアが、現金で支給された。

*土地整備	50万ルピア
*土盛り	10万ルピア
*区画割り	13万5000ルピア
*植え付け	12万5000ルピア
*化学肥料/除草	15万ルピア
*苗木の搬送	5万ルピア

② 設備・材料の形で、下記の資機材が供与された。

*手動噴霧器	1グループ当たり2ユニット
*苗木	1ヘクタール当たり476本(ポリ容器入り)
*化学肥料SP36	50キログラム
*化学肥料	20キログラム入り1袋
*殺虫剤(ポラリス)	2リットル
*殺虫剤(ラウンド・アップ)	1リットル
*殺虫剤(タッチ・ダウン)	3.5リットル
*除草剤(キュレイター)	1キログラム
*除草剤(バイフォラン)	2キログラム

(2) 2年度資金は、以下のような形で支給された。

① 下記の事柄に関して、1ヘクタール当たり53万ルピアの現金が支給された。

*圃場の維持管理	15万ルピア
*下草刈り	10万ルピア
*化学肥料	10万ルピア
*雑草管理	5万ルピア
*剪定	5万ルピア
*HPT管理	5万ルピア
*苗木保護	3万ルピア

② 下記の設備と資材が提供された。

*ハイブリッド・ゴム苗木	50株
*化学肥料	20キログラム入り5袋
*殺虫剤(バスマラン)	2リットル
*殺虫剤(タッチ・ダウン)	2.8リットル(2.5リットルまで追加)
*猪用毒薬	1グループ当たり2キログラム
*猪用罾/網	1グループ当たり2キログラム
*除草剤(LCC)	1ヘクタール当たり2.5キログラム(除草経費7500ルピア)

(3) ゴムの樹齢が2年未満であったので、3年度のための資金が、政府により支給され続けた。

管理

政府と村落共同体との間の決議に基づいて、ゴム農園の管理は、村落共同体の監督の下に置かれた。この点での調整活動を容易にするために、農民は、19グループに分けられた。各々のグループは、24～43世帯で構成され、すべてのグループが、「農民グループ連合」(GAPOKTAN)の下に結合された。

グループ活動が行われたのは、補助金の配分の際のみであった。われわれが、ある農民に対して、どのグループに所属するのかと尋ねたとき、彼は知らないと答えた。この一件は、構成農民の認識度を反映している。彼等は、農業ビジネスの点で、グループに参加することの利点を認識できていないのである。このような状況に照らしてみると、各グループは、構成農民の了解のないままに強制的に設立されたものと思われる。それ故、農民たちが独り立ちできるようにするためには、彼等に対して訓練・指導活動を提供する必要がある。

維持

農園では、資金、化学肥料、殺虫剤の不足のために維持状態が十分ではなく、特にシロアリと菌類を駆除できていない。このような状態は、特に低所得世帯において顕著である。

維持状態の悪さは、生産開始時期を遅らせ、農園経営の破綻の度合いを高め、やがては農園を訪れる関心さえ失わせる。

政府は、ゴムの木の生産開始時までの間、生活支援と農園維持支援を提供すべき約束を守ることに、この問題に対処する緊急の措置を講ずる必要がある。

3 菜園(0.4ヘクタールの土地)

他の村々と異なり、プロウ・ガダン村では、菜園は、各世帯当たり0.5ヘクタールの土地のうちに含まれる形で、一括して分配されている。一般には、この土地には、ココナツ、ビンロウ、ゴムなど

の種々の作物、ドリアン、ランプータン、マンゴ、バナナ、ミカンなどの果樹が植えられ、さらには養魚池としても利用されている。

総体的には、ミカン農園の場合を除けば、作物栽培には特段の問題はない。ミカン農園の場合には、果樹の多くが、すでに生産力を失い、また維持管理も十分ではない。この問題の解決策は、経済的価値の高い作物の植え付け計画によりリハビリ措置を講ずることである。

4 漁業と家畜

(a) 漁業

漁業ビジネスとして、住民たちは、養魚池を管理している。住民の大多数の場合には、養魚池は、彼等の住居の近くに設けられている。養魚池の総面積は、17ヘクタールである。住民の資本不足と水供給の悪さのために、養魚池の多くでは、管理状態は良くなく、従って生産力は乏しい。管理状態が良好で、漁業生産性が高いのは、全体のうちの14%にすぎない。

河川が氾濫する雨季には、養魚池は、満水状態となる。しかしながら、乾季には、水供給の確保が難しい。

この問題の解決のために、政府により、地域開発回転資金(PPK)が提供された。しかし、この目的で供給された資金は極めて少額であったために、その恩恵を受けたのは、ほんの一握りの住民であった。住民たちにより期待されているのは、資本支援である。

自然状態に抗して生き残るためには、河川機能と水供給の安定化を図ることが不可欠である。

養魚池漁業の可能性のほかに、PLTAコトパンジャン貯水池にもまた、漁獲の潜在的可能性がある。住民との討議の過程で、貯水池での漁獲に携わっている住民の間からは、経済的価値の高い魚種が多いとの意見が出された。十分な漁獲量が得られないのは、漁網が限られているためである。生計手段の改善策として住民の期待が大きいのは、漁業のための運転資本の確保である。

(b) 家畜

プロウ・ガダン村では、牧草地となり得る草地がないために、家畜ビジネス、特に畜牛と水牛の牧場経営という点での潜在的可能性の余地がない。しかしながら、住民たちの意見では、ヤギ、鶏、アヒルの飼育の余地はある。

5 その他の潜在的可能性

プロウ・ガダン村には、5ヘクタールの試験農場があり、そこには3棟の恒久的建物があり、また農場の周辺はフェンスで仕切られている。この土地は、行政的には農業省の所有である。しかし、この土地は、何らの管理措置も講じられることなく放置されたままである。

フィールド調査と村落共同体の報告書に基づけば、このような事態の改善策は、関係機関、特にリアウ州政府第1農園局が、この土地と建物の利用権を村人の管理に委ねることである。この建物は、農民グループ(GAPOKTAN)の協同組合の事務局用として利用することができよう。村人たちが期待しているのは、この土地と建物が、青年層 — その多くは、失業状態のままである — の生産活動などの展開の場として用いられることにより、村落の収入源となり得るのではないかという点である。

C 水供給

1 給水

プロウ・ガダン村の水供給は、二つの水源、つまりシラム(Silam)川と自然水源である泉に頼っている。シラム川は、同村の東方に位置している。この場所には、揚水ポンプが備え付けられているが、

このポンプは、何ら作動していない。泉は、ゴム農園の北方地域の第Ⅰ村に位置している。ここで得られる用水は、村落共同体の日常的な水需要を賄っている。

配水プロジェクトとして構想された井戸プロジェクトが機能しないために、第Ⅰ村の村民は、水浴びと洗濯のためにシラム川を利用している。

前記の水源のほかに、二つの小さな泉がある。第Ⅰ村では、個々にポリ塩化ビニル製のパイプを備え付けることにより、これらの水源を利用している。泉から流れ出る水は、120 x 80 x 100センチメートルの規模の6個の容器に注ぎ込まれる。これらの6個の容器は、個人とグループのいずれかの所有である。これらの容器の設置場所は、第Ⅰ村と第Ⅱ村である。各々の容器には、5~8時間の供給能力がある。この給水システムは、その他の代替的な水供給方法と比べて、有用性という点で優れている。

第Ⅲ村と第Ⅳ村では、清潔な水需要の確保のために、9メートルの深さまで井戸を掘らねばならなかった。もう一つの方法は、PPK資金を利用した容器集水方法である。

第Ⅰ村および第Ⅱ村と同様に、第Ⅳ村もまた、PPK資金を用いて、泉の水を容器に導こうとしてきている。しかし、不運なことに、距離がありすぎるために、そのままでは泉よりも高い場所にある容器に導水することができない。泉水の潜在的な利用可能性が大きいことから、前記の二つの泉の下流に貯水堰が建設される必要がある。長期的な水供給の確保という観点からは、特に乾季における水供給の不足の解決策としては、インフラ建設、導水計画およびモニタリングを含めて、流水システムを改善し、また揚水ポンプを建設することが緊要である。

2 清潔な水供給

フィールド調査の結果に基づけば、プロジェクト契約業者によって掘られた井戸は、1992年初頭以来、使用不能の状態である。各々の井戸は、4世帯に給水することが予定されていた。これらの井戸は、以下のような状況の下で掘られた。①深さは2メートルにすぎない。②場所的に不適切である。③第Ⅰ村と第Ⅱ村の水の色の具合からして、飲用/消費用としては安全ではない。④第Ⅲ村と第Ⅳ村は、丘陵地帯に位置しているが故に、2メートルの深さでは水が得られない。⑤井戸までの距離が遠すぎる(150メートル以上)。

揚水ポンプ

揚水ポンプ(ドンテン社製、型式3110型、重量695キログラム、通し番号9200183、等級45PS、運転速度1500RPM)については、その破損の度合いが甚だしい。シラム川に設置された屋内ポンプ(ジーゼル発電施設の入り口部分)の状態は、現在でも良好である。4×4×2.5メートルの容量を有する容水器の建設状態は、今日でも良好であるが、この容水器は、何ら機能していない。その理由は、(太陽エネルギー源での)運転経費が高すぎるのと、破損した際にスペア・パーツを入手することが困難なためである。もう一つの問題は、水量の少なさである。河川の状態は、普段は浅いのであるが、雨が降れば洪水状態となる。洪水のたびごとに、養殖漁業に携わる住民が被害を受ける。

貯水堰

取水堰は、2001年に建設された。この堰は、セメント製で、3×3×2メートルの大きさである。第Ⅰ村と第Ⅳ村に、二つのユニットが設けられている。これらは、PPKとPABプログラムの資金で作られた。これらの堰の状態は、今日でも良好であるが、実際には使用されていない。その理由は、次のような事情に起因している。①貯水堰への流入水がないこと、②水源と貯水堰とを連結するパイプがないこと、③給水サービス・パイプ(取水/配水パイプ)がないこと。

パイプ網

揚水ポンプから貯水堰、さらに配水網から給水栓に至る幹線パイプ(直径2インチ、ビニール製)は、今日では機能しておらず、その敷設場所でさえも識別できない。

第Ⅰ村には配水網が敷設されているにもかかわらず、そこには導水されていない。その理由は、この村が、水源よりも高い場所に位置しているためである。そのため、容器に導かれるはずの水が、道路脇を流れている。

給水栓

給水栓は、プロジェクト契約業者によって建設された。当初の計画では、1ユニットで6世帯に給水できるはずであった。これらの給水栓は、1993～94年に建設された。しかし、これらの給水栓のいずれも、期待されたような役割を果たしていない。それらのうちの幾つかは、井戸の覆いとして用いられている。

取水ダム

取水ダムは、第Ⅰ村の北方に位置している。このダムは、今日でも十分に機能している。しかし、配水施設との連結という点では幾つかの問題があり、この点については村落機関により十分な配慮が払われる必要がある。また、豪雨の際には、ダム決壊の恐れもある。

3 衛生設備

総じて言えば、プロウ・ガダン村での衛生設備の状態は、良好なものではない。その理由は、住民たちは、水浴、洗濯、便所(MCK)のための用水として、未だに河川水を利用しているからである。特に第Ⅰ村での住民の生活環境は良くない。

この衛生設備問題に対しては、地方政府機関により十分な配慮が払われる必要がある。とりわけ水供給源に近接して、清潔なMCKを用意することに配慮する必要がある。

付属書 3.2 コト・マスジッド村

A 再定住

1 移転プロセス

住民の移転プロセスは、プロウ・ガダン村における住民の場合と基本的に同じである。旧村と新村の距離は、およそ6キロメートルである。移転は、1992年8月29日に行われた。移転当時には、この村は、旧村名のプロウ・ゴドン村の名で呼ばれていた。旧村は、三つの小部落で構成され、それぞれにコト・マスジッド、カンブン・バル、コト・パンジャンの名で呼ばれていた。移転後には、小部落は、それぞれにAブロック、Bブロック、Cブロックと称された。このうち、Aブロックの259世帯の住民が分離して、コト・マスジッド村を形成することとなったのである。

残りの二つの小部落、つまりカンブン・バル(Bブロック)とパンチュラン・ガディン(Cブロック)は、今日、プロウ・ガダン村に属している。コト・マスジッド村の分離は、1998年に始まった。この分離の背景には、村政府が、小部落の事情と住民ニーズに十分な配慮を払わないことへの不満があった。コト・マスジッド村は、PLTAダム開発センターが、コト・パンジャンの小部落に設置されることになるという理由のために、最初に移転した。当初、住民の大多数は、新たな場所への移転に反対した。その理由は、プロウ・ガダンは、太古より今日まで彼等の祖先の居所となってきたのであり、そのような状態が維持されるべきであるというのであった。しかし、その後、住民は、国家の大義のために、彼等の熱愛した村を立ち去ることに応じた。

住民は、様々な考慮から立ち退きに応じたのであって、その理由は一様ではない。ある者の移転動機は、将来においてより良い生活が与えられるであろうとの約束を信じたためであった。ある者は、政府により十分な補償が与えられると考えたためであった。また、ある者は、移転以外に何らの選択の余地もないが故に、移転に応じることを余儀なくされた。つまり、彼等には、もしも移転に応じなければ、彼等の住居は、水没させられるだけであり、また彼等の将来の生活のための何らの補償も得られないであろうと伝えられたのである。

移転後に生活悪化を経験した住民の一部は、生活・住居事情、道路修理、ゴムの木の収穫期(今後5～6年間)までのコスト、日常的に必要な清潔な水の確保などの面での政府支援を期待している。これに加えて、政府は、住民のために雇用機会を提供する必要がある。

2 補償

コトパンジャン水力発電プロジェクトの建設補償については、とりわけその対象となるのは、家屋、土地の入手可能性、生計手段の提供といった面である。

(a) 家屋の建設/改築

すべての家屋は、補償対象として供与され、板材とトタン屋根で作られている。資金的にゆとりのある住民は、自宅を徐々に改修することができる。家屋の改築/改修の資金源は、補償金、さらには養魚池やその他のビジネスの収益である。一般的には、コト・マスジッド村の家屋は、その他の村々の家屋と比べて、恒久性の度合いが高い。比較的に高い場所にある家屋の場合には、浅い井戸では水が得られにくい。そのため、彼等は、飲料水のニーズを満たす上では、清潔な水源を有する隣人に頼らざるを得ない。他方において、水浴、洗濯、排泄のためには、彼等は、移転地からは500メートルほど離れた所に位置する川を利用している。

(b) 土地

立ち退き補償として供与された土地面積は、およそ518ヘクタールである。各世帯には、宅地と庭地(0.1ヘクタール)、耕地(0.4ヘクタール)、ゴム農園(2ヘクタール)が与えられた。一般には、耕地と宅地が一体となっており、そのため1世帯平均で約0.5ヘクタールの宅地(庭地)が与えられるとされた。こうしたことから、庭地や農地においては、家畜 — ただし、その所有者に限られる — の飼育、養魚池の建設、作物の栽培などの生産的ビジネスを営む潜在的可能性が生まれている。しかし、現状では、庭地は、住民により最適に利用されているような状態ではない。一般には、住民たちは、庭地において自家消費用の果実を植え付け/栽培しているのが実状である。

(c) 金銭

補償対象となる住民資産のうちには、宅地(庭地、田地、養魚池、菜園を含む)と作物が含まれている。住民の見方では、補償価額は、この点での標準を遥かに下回っている。しかしながら、この点については、それを裏付ける書面の証拠がないことを住民も認めている。例えば、政府によって再考慮されるべき幾つかの事柄のうちの一つに、ゴム農園は、植え付けから2年を経過しているにすぎないという問題がある。住民の見解では、もしも取り極め通りに事が運ばれていたのであれば、1992年には第Ⅰ段階でゴムの植え付けが成功裡に実施されていなければならなかった。植樹の多くが、プロジェクト管理者による資金操作のために、不成功のままに終わってしまっている。

今日までのところ、住民は、種々の仕事に携わることにより生計を得ている。住民が金銭の獲得のために行っているいずれの種類の仕事も、まさに生存のためのものである。ゴム農園労働者、池掘り人、レンガ工、建設労働者などは、いずれもこの類いの仕事である。その上、住民一般は、未だに幾つかの問題への対処を迫られている。その典型が、清潔な水の入手難、経済機会と雇用機会を得ることの困難といった問題である。

2 生活手当

全住民に対しては、所定の生活手当が支給される。新規の世帯主に対しては、新たに生活手当が支給されるのではなく、かかる手当は、彼等の元々の家族(両親)のうちに組み込まれている。生活手当は、2年間支給される。生活手当のうちには、米、塩漬魚、灯油、食用油、落花生、調理用壺、丸木舟、鍋釜、スプーン、砂糖、塩などが含まれる。今日に至っても、幾つかの世帯は、未だに生活手当を必要としている。

第Ⅳ部落での住民との話し合いに基づけば、今後数年にわたって生活手当が支給されることについて再考慮されるべきであるというのである。しかし、生活手当は、すべての住民に対してではなく、特に貧困世帯に対して支給されるべきで、かかる「貧困層」は、住民との間で合意される基準に全面的によるべきであるというのである。この点で考慮される必要があるのは、宗教税の恩恵を受けている住民層と貧困者として分類されている人々である。

これまでのところ、日常的なニーズを満たすのに理想的とされたゴム農園からは、未だに収穫が得られるに至っていない。他方において、「パティン」魚の養魚池での栽培には、相当な資金が要るのであって、住民の相当数が、「パティン」魚ビジネスのための開発資本を必要としているのである。

3 電気

新村への移転当初には、数ヵ月(6ヵ月)の間、住民は、ディーゼル発電機から電気を得ていた。ディーゼル発電から水力発電への電源の変更は、住民の知らないうちに行われたのであるが、引き込み線

の据え付けは無料で行われた。しかし、住民は、未だに幾つかの問題、特に停電の頻発に対処することを余儀なくされている。停電に関しての不満への対応策として調整会合が開かれるなどの努力がなされてきているのであるが、今日に至っても、未だにその成果は得られていない。電気事故 — そのうちの幾つかは停電 — は、未だに頻発するのである。それへの対処努力、特に修理を行い、またこの問題を克服するための努力は、国有電力会社(PLN)の責任である。銘記する必要があるのは、住民がその支払いに一日でも遅れた場合には、電気を止められてしまうのであるが、他方でPLNは、その義務を果たしていないにもかかわらず、何らの制裁も受けていないという点である。

4 公共施設とその他の開発可能性

建設対象となる公共施設のうちには、モスク、村役場、水供給システム、道路建設などが含まれる。第Ⅲ部落では、役場、環状道路など、多くの施設の状態は良い。しかしながら、清潔な水供給施設が悪化しているように、多数の公共施設の状態は悪い。こうした状態は、コト・マスジッド村が、以前プロウ・ガダン村に所属していたときに発生した。施設悪化の問題が発生した際に、住民が、実際にそれに同意したわけではなかった。しかし、住民としては、そのような悪化に異議を唱えること以上には何もできなかった。

今日でも、未だに多数の施設へのニーズの度合いが高い。とりわけ第Ⅱ部落と第Ⅳ部落では、飲料水ニーズとMCK(水浴、洗濯、便所)を満たすための清潔な水供給への緊要度が高い。この点での改善提案は、県レベルの政府機関(DUPとRAPBD)になされてきているのであるが、未だ討議の段階にとどまっている。

各部落につながる道路施設も、未だに未整備の状態である。とりわけ降雨時には、道路はぬかるみ状態となり、通過困難である。そのため、比較的に高い場所にある部落への交通が妨げられる。地域開発回転資金(PPK)プロジェクトを利用しての道路改修のための努力がなされてきているのであるが、未だ良好な成果が得られるには至っていない。それどころか、降雨時には、道路は、かえって滑り易くなり、ぬかるんでしまう有り様である。道路補修は、村民の契約業者により実施されたのであるが、その結果は、予算が浪費されるだけに終わってしまった。

村民との共同調査により進められる余地があると判断されるのは、水源開発、養魚池造成、広大な空き地利用、ハイブリッド・ゴム導入、ダム貯水池利用、感謝祭の伝統などの分野である。住民との討議の結果に基づけば、今後において開発の余地があるビジネス分野における代替案として住民によって提示されたのは、養魚池、ゴム開発、家畜の飼育、商店の開店などである。ビジネス開発における主要問題は、資本の欠如である。

資本問題の解決(対処)への努力がすでになされており、そのうちには開発融資銀行(BUKOPIN) — 主要株主は、インドネシア人民銀行(BRI) — への融資申請も含まれている。しかし、その結果は、思わしいものではない。「パティン」漁業ビジネスへの銀行からの資本融資の交渉過程でさえも、未だに全面的な解決には至っていない。それを打開するための何らの努力もなされていない。住民の見方によれば、その理由は、銀行にはそのようなビジネスに融資経験がないこと、とりわけ資金割り当ての余地がないこと、また融資規模に比べて、住民の返済保証が十分でないことである。しかし、未だ住民の期待は残されているのであって、幾つかの当事者の間では、融資資金ニーズに応えようとする動きがあり、またビジネスの展開の上で住民と提携/協力することを望んでいる当事者も存在するのである。

B 所得創出

住民の所得創出機会は様々であり、「ませご飯」(ramas)と称されるように、行き当たりばったりの状態である。住民の仕事の機会は限られており、季節によって大きく異なる。しかし、住民の大多数、つまり80%は、労働者であり、残りは、養魚池所有者、商売人ないしは政府雇用人である。

1 ゴム農園/プランテーション

コト・マスジッド村では、259世帯主がゴム農園の所有者で、各世帯当たり2ヘクタールの面積を所有していることから、ゴム農園の総面積は、518ヘクタールである。ゴム農園は、1カ所に集中して位置しているのではなく、またそのうちの幾つかは沼地で、植え付け/栽培のできない場所である。そのために、ゴム農園の植え付けは、2段階に別けて行われた。第Ⅰ段階の植え付けは、初年度植え付けの一環として、つまり1992年に実施され、第Ⅱ段階の植え付けは、異なる場所において2000年に実施された。ゴム農園と住民居住地との間の距離は、50メートル～6キロメートルである。住民に対しては、第Ⅰ段階では1ヘクタール、第Ⅱ段階では8000平方メートルの面積が与えられた。もしもある世帯が、住居に比較的に近い場所に1ヘクタールの面積をすでに与えられているならば、その場合には当該世帯に対しては、遠隔の場所に8000平方メートルの面積の土地が与えられる。土地条件は、地形的には起伏が大きい、全体的にはなだらかである。沼地では、今日に至っても、何らの作物も植えられておらず、住民としては、特定作物の植え付けが行われることを希望している。

土地配分をめぐる妬み事が生じないようにするために、住民は、これを調停に委ねることに合意した。さらに、第Ⅰ段階の対象地での植樹作業が失敗したと見なされていることから、そこでのゴムの一部が成長してきているにすぎない。第Ⅰ段階で植樹対象となったゴム農園での失敗は、主として象の食害によるものであるが、契約業者が、技術指針通りに作業を実施しなかったことにも原因がある。第Ⅰ段階での植樹の結果、立木として残っており、従ってゴム樹液を採取できるのは、植樹総数の15%にすぎない。

植樹ゴムに加えて、旧村でのゴム農園からの収穫もある。これらのゴム樹は、水没を免れたためである。255世帯主分に相当するゴム樹が、水没しなかったのである。ゴム樹液の採取ビジネスは、二つのタイプに別れる。一つは、住民自身で採取する方法である。もう一つは、他の住民またはゴム農園労働者に採取を委ねる方法である。後者の場合での生産物分与比率は、1対3である。採取された生産物は、村にやってくる採集業者に売り渡されるか、ないしは工場に直接に売却される。

土地利用

土地利用は、住民のグループ管理の下に置かれており、全体で8グループで管理される。1グループは、21～40人の住民で構成される。1992年の第Ⅰ段階でのゴムの苗木の植え付けは、アグロ・フォレスト(tumpang sari)方式で、トウモロコシと米の作付けとともに行われた。当初、農民に対しては、1ヘクタール当たり105万ルピアの賃金補助が与えられた。その内訳は、草刈りに50万ルピア、収集・燃焼に10万ルピア、穴掘りに15万ルピア、施肥に4万ルピア、苗床作りに5万ルピア、植え付けに12万5000ルピア、囲い作りに5万ルピアである。

*メンテナンス

メンテナンスのための資金補助は、有機/化学肥料と殺虫剤用として45万ルピアである。化学肥料は、SP-36肥料2袋(100キログラム)とPMLT2箱である。このほかに、殺虫剤支援の一環として、ベイフィドン剤と液体肥料、さらに「アルシントン」剤も供与された。メンテナンス資金が供与されたに

もかかわらず、農民の約15%は、メンテナンス面には無頓着であった。その理由は、彼等は、他の場所に働きに出ていたからである。ゴム農園が遠隔で散在した孤立的な場所のために、そこでは生計手段を得るのが困難であるというのが、これらの人々の判断であった。ゴム農園の集約的な経営を維持するためには、ゴム樹木のメンテナンス支援が、6年目まで延ばされるべきである。この目的のために、村政府は、村落開発提案としての独自プログラムを有しており、これを県(政府)に対して提出している。

*害虫/害獣コントロール

ゴム農園での主要な害虫/害獣と病原菌は、象、猪、白蟻およびキノコである。象を追い払う努力が、住民たちにより行われてきた。具体的には、住民がお互いにたいまつを用いて象を追い払おうとしてきた。しかしながら、過去2年間は、象は、やって来ていない。こうした努力の一環として、住民たちは、天然資源保全局(KSDA)を含めて、関係機関にアプローチしてきたのであるが、問題は、複雑であるように思われる。KSDAの出動は、問題を解決しなかった。なぜなら、その到着は、遅すぎたからである。そのため、ゴムの木は、消えてしまっていた。その上、現行の1982年政府規則第8号では、象は、保護動物の一つと定められていることから、住民たちは、やたらに象を殺すことはしないのである。住民たちが懸念しているのは、いつの日か象が再来し、ゴム農園を破壊するのではないかという点である。象を追い払うために、防護柵を張り巡らせるとかの努力が、これまでに行われてきている。また、猪退治のために、仕事師グループを招くとか、ないしは毒薬を用いるとかの方法も試みられてきている。キノコと白蟻の退治のためには、政府により提供された殺虫剤が用いられる。

*技能訓練

ゴムの苗木の植え付けに先立って、村民の参加の下に、植樹のための技術訓練が実施された。しかし、実際の植え付けにあたっては、村民たちは、プログラム通りには行動しなかった。その理由は、彼等もまた、別の働き口を持っていたからである。その上、これまでの訓練実施の対象者は、一部の熱心な住民にすぎない。訓練とは別に、PPLは、一定の時期ごとにカウンセリングを行ってきた。グループ・リーダーの情報によれば、訓練に参加した住民は、比較的少数である。そのため、一部の住民が、政府によって提供される薬剤支援を利用することができないのは、何らの驚きでもない。彼等の一部は、それらの薬剤を売り払ってしまったのである。

4 食糧用作物

食糧用作物の対象植種としては、とりわけランブータン、ミカン、バナナ、アレカ・ナッツ、食用できるのであるが、悪臭のある果実、マンゴーなどが挙げられる。これらの果実が栽培されているのは、住民移転の補償として提供された菜園で、家屋と庭園を合わせると、その面積は、0.5ヘクタール(0.1ヘクタール+0.4ヘクタール)である。その他の産品としては、とりわけ米とトウモロコシがある。これらの作物は、モノカルチャー方式ないしはゴムとの「混作」方式で植え付けられている。しかし、かかるいずれの作物も、それらの作付け習慣がなかったことと、土地条件が適していないことから、ほとんど作付けされていない。この土地では、耐性の強い作物のみが生育し得ることから、前記の作物には適していない。住民の言い分では、もしも米ないしはトウモロコシの作付けが勧められるのであれば、同時に化学肥料も供与されるべきであるというのである。これに加えて、猪の被害とミカン(樹木)に対する害虫の問題もある。猪の被害対策としては、防護柵を張り巡らすとか、毒薬を用いるとか、ないしは猪退治の仕事師グループを招くとかの方法が採られている。他方において、ミカ

ンに対するキノコの病害については、今日までのところ何らの対策も講じられておらず、問題は残されたままである。その理由は、住民の大多数が、それへの対処方法を知らないためである。

5 漁業

漁業活動は、その大半がパティン魚の養魚池を作るという形で行われており、ダム貯水池での漁業に従事しているのは、ごく少数の住民のみである。コト・マスジッド村の住民の生計手段として最も有用性が高まっているのは、前記の養魚池漁業である。魚の餌としては、最初の3ヵ月間は、工場生産の人工飼料が用いられる。その後は、ぬか原料の自家製の餌が用いられ、魚は、養魚池に放流される。餌の中身次第で、資本投下額も異なり、餌代としては、総額で2万5000～3万5000ルピアの幅がある。他方において、ダム貯水池での漁業は、漁獲量としては大きなものではない。漁獲物は、もっぱら日常的な消費に充てられる。養魚池での栽培魚は、大金を持って養魚池所有者を訪れて来る仲買業者に売り渡される。仲買業者は、購入魚を、プカンバルないしはその他の地域(ジャンビ、メダン、西スマトラ)に配送する。

各々の養魚池の生産高は、6ヵ月ごとに約3～4トンである。養魚の死亡率は、約10%である。総体的には、コト・マスジッド村の漁業生産高は、1日当たり3トンにのぼると見られる。資金/資本の入手難のために多数の養魚池が未使用のままである点を除いても、もしもすべての養魚池が十分に活用されるならば、総生産高の増加が期待できよう。現在、魚苗は、コト・マスジッド村において購入可能である。なぜなら、大量の魚苗を生産することのできるペナン人の魚苗栽培業者が来村するからである。漁業技術訓練もまた、漁業サービス局によって実施されてきている。漁業生産物の加工能力は、未だ限られているが、パティン魚の収集ビジネスが、少数の住民グループによって営まれてきている。

養魚池を営む上で住民が直面している問題のうちの一つは、資本不足の問題である。パティン魚の稚魚の入手/購入のために必要な資本は、一匹当たり2500～3000ルピアにも達する。他方において、1平方メートル当たり約5匹が飼えるとすれば、一つの養魚池において最少限5000匹を飼育できるだけの広さが必要である。そのために必要な資本は、約1250万ルピアである。このような資本を手に入れるための努力が、これまでに試みられてきており、そのうちの 하나가、ブコピン銀行(Bank Bukopin)への融資申請である。この融資申請は、二つの方法でなされている。一つは、住民グループによってであり、もう一つは、協同組合によってである。住民グループは、40人の人々で構成され、土地証明書を担保として融資申請している。これまでのところ、100人の住民が融資申請を行っているのであるが、今日までのところ融資は実現されていない。他方において、幾人かの住民(個人および金持ち)は、すでに融資手続きを終え、銀行口座を開設しており、特定の担保を用いて、銀行から融資を得ることに成功している。こうした経緯からして、住民たちは、代替的な資本援助を期待している。資本入手の問題に加えて、水供給の可能性もまた、養魚池での生産に影響を及ぼす。第Ⅲ部落では、水利用の可否が、緊急の課題となってきている。そこでは、養魚池所有者(30養魚池)が、漁獲高を高めるための種々の努力を行っているのであるが、とりわけ収穫時期を長引かせようとしている。彼等は、水需要の増大に應ずることのできる別の水源を見つけ出せるのではないかと期待を抱いている。

6 家畜の飼育

コト・マスジッド村での主要な家畜は、水牛と鶏である。住民の家畜飼育者としての割合は、未だ低く、一般には自家用のニーズを満たすためであり、販売目的の飼育ではない。住民の多くが、アヒル飼育事業を起こそうとしてきているのであるが、量的には限られている。彼等にはまた、アヒル飼育

の知識も限られている。

7 林業

林業部門では、住民たちは、木材を探し求めることに努力を傾注している。彼等は、十分な供給量運び出すために、森林の中で10昼夜を過ごす。木材生産量は、6ヶ月以上かけて、一人当たり10立方メートルの生産高にすぎない。木材探しには、およそ30人の住民が従事しており、彼等は、6グループの構成で行動する。今日までの問題は、木材探し者の収集業者への依存性である。そのために、木材は、最終的には低価格で売られることになる。こうした理由の故に、木材探し者は、「里親」を見つけ出すことにより、収集業者への依存度を減らすべきである。住民生活の基盤であった「ウラヤット」森林は、政府によりその地位を変更され、保護林に指定されてしまった。住民が要望しているのは、このような森林が、新規世帯の土地ニーズを満たすために、将来的には利用可能となることである。

8 その他のビジネス

住民にとって可能性のあるその他の所得創出機会の一つは、日常的にまたは屋外で商売を営むことである。将来的にビジネス機会のある分野としては、とりわけ売店の開設、作物の販売、ゴム製品の取引などが挙げられる。ここでの主要な制約要因もまた、資本不足の問題である。

C 水供給

1 水源

森林のうちに位置している泉までの距離は、約2キロメートルである。この泉は、コト・マスジッド村の住民のための潜在的な水源である。この泉は、十分な水量を有しており、水質も良く、また年中利用可能である。この泉だけで、コト・マスジッド村の住民の大多数の水需要を賄い切れるものと思われる。この点での制約要因は、泉から各世帯までの給水路を引くためには、相当な資金が必要であるという点である。そのために、村政府は、県政府に対して、年間地区予算のうちに給水プログラムを盛り込むように、絶えず働き掛けてきている。

低地に住む人々は、清潔な水を手に入れるために井戸を掘って、それを利用している。約70%の人々が、こうした井戸を利用している。井戸水は、清潔で、臭いもない。ここでの制約要因は、乾季には水位が低下することと、沼地では濁りと臭いが発生することである。こうした場合には、住民は、水供給ニーズを満たすために、未だ清潔な水を確保できる隣人の井戸から取水するか、ないしは川から取水している。

コト・マスジッド村を横切って流れる川は、十分に清潔度が高く——特に上流では——、また臭いもない。丘陵地の住民——特に第Ⅱ部落と第Ⅳ部落の住民で、川の近くに住む人々——の場合には、掘削井戸が機能しない時、ないしは乾季には、彼等は、水浴、洗濯、排泄のための清潔な水を得る目的で、近くを流れる川を利用する。ここでは、とりわけ以下のような問題が発生している。つまり、廃棄物/厨芥が川を汚すとともに、水の流れを妨げていることと、汚染水が健康障害の原因となっていることである。これに加えて、乾季には、川の氾濫が無くなる反面、水質に変化が生じ、濁水へと変わってしまう。このような問題に対処するために、一部の住民は、庭先に穴を掘って、そこで排泄し、使用後には土で覆うという方法を講じている。その他の対処努力としてすでに講じられているのは、住民の共同作業として、金曜日に川岸を清掃していることである。ただし、この共同作業が、定期的に行われているわけではない。将来的に住民が望んでいるのは、各部落ごとにMCK(水浴、洗濯、

便所)が建設されることと、川床の浚渫が行われることである。

2 清潔な水供給施設

コト・マスジッド村では、公共の給水栓の残骸が姿を止めており、一般には「台座」ないしは水槽の「脚台」の形で、6ユニットが残っている。この公共給水栓は、プロウ・ガダン村 — コト・マシッドの村落は、1998年頃にこの村から分離した — のために政府(移住省)により備え付けられた清潔な水の供給施設の一部である。

水供給施設の建設にあたっては、揚水ポンプ — 電源は、ディーゼル発電機 — で汲み上げた水をパイプで各村落に導水し、水槽に収容するという方式が採用された。この水供給施設の据え付けのために、約12億ルピアの経費が費やされた。1999年に、既存のパイプ網は、政府機関(LKMD)の首長とプロウ・ガダン村の村長により「盗まれて」しまった。当時、コト・マスジッド村は、未だプロウ・ガダン村の村長の所轄下に置かれていた。この盗難以降、清潔な水供給施設は、もはや機能しなくなってしまった。そのため、住民は、水ニーズを満たすために、川の水を利用するか、ないしは浅井戸を掘ることを余儀なくされた。2001年6月に、地域開発回転基金(PPK)からの援助資金を用いて、第Ⅰ村において、貯水堰と貯水槽が建設された。貯水槽は、公共給水栓としての役割を果たしている。しかし、この公共給水栓は、多数の住民の水需要を満たすことができないことから、住民たちは、第Ⅰ部落全体に行き渡るよう、4ユニットの公共給水栓の新設を提案している。他方において、第Ⅱ部落の住民は、今後、清潔な水供給施設の必要度が高まるものと予測し、村長が、第Ⅰ部落と類似の施設の建設に着手するものと期待している。村長は、第Ⅱ部落と第Ⅳ部落のための清潔な水供給施設の建設を、PPKに対して、未だ正式に提案していないのであるが、実際にはこの構想は、2002年には承認された。2002年4月には、PPK資金が支出され、この資金により4月中旬には清潔な水供給施設の建設計画が作成された。第Ⅱ部落の住民は、貯水槽からの水購入について、以下のような代替案を提示している。

- ①(貯水堰と貯水槽 — アミルさんの庭先に建設される — とを直接に連結する)新たなパイプラインを建設する。
- ②(連結)パイプラインを延長して、高所のパイプラインに接続する。その結果、第Ⅱ部落に水が届くようにする。その後、送水スケジュールを作成して、二つの部落への配水がうまく行くようにする。

コト・マスジッド村では、プロジェクト担当当局により、およそ65ユニットの浅井戸が建設された。各ユニットには、4~5世帯が予定された。家屋から浅井戸までの距離は15~30メートルで、井戸の深さは4~12メートルである。井戸壁は輪形/円柱形式で、輪形部の高さは1メートル、その直径は約125センチメートルである。丘陵地では、地下水の流量が乏しいために、浅井戸は、使用不能である。一般に、これまでの住民の経験では、使用不能の浅井戸は、第Ⅱ部落では70%、第Ⅰ部落では40%にもほっている。そのため、住民は、輪形部を広げるか、ないしは井戸の場所を低部に移動させるとかの方策を講じており、また幾つかの世帯では、家屋内部に自らに井戸を掘る方策さえ講じている。住民が望んでいるのは、機能不能の浅井戸に代えて、彼等の家屋の近隣に貯水槽が設けられることである。そのために、彼等は、土砂購入、人材確保、場所提供の点で協力する意向のある旨を明らかにしている。

3 衛生設備

コト・マスジッド村では、住民の大多数が、家庭便所であれ、公衆便所であれ、便所と呼び得るような施設を有していない。たとえそのような施設が存在しているにしても、MCK(水浴、洗濯、便所)

— 例えば、第Ⅱ部落では、MCKは、政府援助で備え付けられた — は、もはや機能していない。MCKの便所は、住民移転時に、すでに利用不能の状態であったのであるが、その後長期間にわたって放置されていたために破損した(故障した)ままである。その主な原因は、バクテリア利用の腐敗タンクの壁が剥がれ落ち、また水確保が困難なためである。他方において、(第Ⅱ部落)の住民の手に委ねられたMCKの建設は、場所的には適切であったのであるが、水の確保難という問題を抱えている。そのため、住民は、排泄場所として、再び川や庭先を利用している。裕福な住民は、家屋内に便所と水浴び場を設けている。住民たちは、各々の部落ごとに4~5ユニットのMCKが設けられることを希望しており、そのために彼等は、土砂・木材の購入、人材の確保、MCK向けの土地/場所の提供の面で協力する意向のある旨を表明している。

付属書 3.3 ラナ・スンカイ村

この村は、行政的にはリアウ州カンバル県ティガブラス・コト・カンバル郡に位置している。新村への移転に先立って、ラナ・スンカイ村は、バトゥ・ブルスラット村から分離した。以前には、ラナ・スンカイ村は、バトゥ・ブルスラット村における二つの小村、即ちコト・テンガ(Koto Tengah)村とトゥムブラン(Tembulun)村で構成されていた。この村は、1995年1月2日に旧村から移転した。

ラナ・スンカイ村の境界は、以下のものである。北方にはコト・ラナ村(ロコン・フル県)、南方にはラナ・スンカイ農園(SP.2 UPT 1)、東方には森林(HPH)、西方にはクアラン(Kualan)村村民のゴム園が位置している。ラナ・スンカイ村からティガブラス・コト・カンバル郡の中心部までの距離は、およそ35キロメートルである。また、カンバル県の中心部までの距離は約37キロメートル、リアウ州中心部までは97キロメートルである。交通手段という点では、毎日2~3便の公共バスが往復していることから、比較的容易にこれを利用することができる。

A 移転プロセスの状況

1 全村移転

B 評価結果

1 住民移転プロセス

住民移転は、その展開という点では迅速に実施された。新村への移転にあたっては、各世帯には、一度の輸送機会しか与えられなかった。そのため、住民たちは、一度では運び切れなかった荷物(家財道具、家畜など)を運ぶのに必要な運搬費を自己負担しなければならなかった。各世帯は、少なくとも3度にわたって荷物を運ぶ必要があった。移転プロセスにおいて、住民たちは、インドネシア陸軍(ABRI)によって支援された。軍隊は、新村に7日間にわたって駐留した。移転後3日の間、住民は、移転調整チーム(Satkorlak Pemandahan)により食糧補助を支給された。ラナ・スンカイ村の移転民は、1995年1月2日に移転したバトゥ・ブルスラット村の住民の一部であった。

前記の事情から知られるのは、住民たちには、新たな住居ないしは移転場所を、事前に見る機会が与えられていなかったことである。住民たちが、雑草で覆われた彼等の新たな住居を目にした時、彼等の落胆の度合いは大きく、住民の多くが、そのような惨状を目の前にして泣き叫んだ。

もしも移転が行われる以前に、住民たちが自分らの住居を整頓する機会が、政府の移転担当機関、つまりSatkorlakにより与えられていたならば、前記のような問題は発生しなかったであろう。本件のような住民の不快状態を最少限に止めるような措置は、何ら講じられなかったのである。こうした不快感は、住民の間に蓄積してきている失望感の一つである。

(a) 補償

土地

政府との合意の線に沿って、住民たちは、土地補償として、それぞれに0.1ヘクタール、0.4ヘクタール、2ヘクタールの広さの代替地を与えられた。土地の供与は、次のような方式の下で行われた。つまり、自宅の近くに0.4ヘクタールの広さの土地を与えられた住民に対しては、2ヘクタールの土地は、彼等の住居からは遥かに隔たった場所に与えられた。逆の場合には、2ヘクタールの土地は、近隣に与えられた。しかしながら、土地補償に関しては、新規の移転地では、かつて住民たちの土地に植え付けられていた作物に対する補償は無視された。実際には、作物の多く(特にゴム樹)は、彼等の

収入源であった。補償価額は、1ヘクタール当たり約20万ルピアであった — そのため、この補償額は、住民により「サゴ椰子の実」(Sago Hati)と呼ばれている — 。土地補償の対象となった「サゴ椰子の実」農園の広さは、約680ヘクタールであったと推定される — 当時の土地所有者は、コト・テンガ村の住民約100世帯であった —。「サゴ椰子の実」農園の補償価額から判断すると、総土地面積(680ヘクタール)の10%は、村落共同体の権利としてではなく、つまり森林と見なされたのである。14世帯の住民は、彼等が受け取った補償金額に困惑した。彼等の言い分によれば、彼等の所有地は6.5ヘクタールであったにもかかわらず、彼等は、単に3ヘクタール分の広さの補償しか受け取らなかったものであり、残りの土地が、どのように取り扱われたのかについては知らないというのである。

われわれは、より詳細な裏付け事実について、幾人かの住民と話し合った。その際に、彼等は、書面の証拠の入手には限りがあることを認めた。

一部の住民は、彼等が受け取れるはずの土地補償を手でできないことに絶望している。彼等は、移転調整チームに対して強い不満を有しており、彼等のオク(Ocu)語の表現を借りれば、「土地補償金は、石ころの値段にもならない」というのである。

補償問題は、過去10～11年間に発生してきているのであるが、この件については、政府は、レビューを行い、住民に対して情報を公開すべきである。これは、円滑には行かず、また容易なことではないであろうが、過去における不公正待遇に対する住民の蓄積された不満に透明性がもたらされるであろう。しかしながら、認識される必要のあるのは、今日は、新たな時代に入っていることである。この新時代においては、地方政府は、社会共同体、特にコトバンジャン水力発電プロジェクトにより悪影響を受けた人々に対して、彼等が生活自立できるよう支援措置を講ずるべきである。このような住民支援は、各種の経済回復プログラムを通じて、また村落レベルで真に必要なとされる社会的・公共的施設の供与により実施されることができると期待される。

(b) ゴム農園

住民の移転時に、植え付け後2年を経過したゴムの木の茂る農園を供与するという政府約束は履行されなかった。政府によってゴム農園の植え付けが行われたのは、2000年6月になってからであった。一方においてゴム農園は、約束通りには住民に供与されなかったばかりでなく、他方において漁業を除けば、ゴムの木は、それへの刻み目を入れることができるまでに成育することにより、はじめて住民の主要な収入源の一つとなり得るのである。もう一つの事実は、住民には適切な補償が支払われなかったという点である。住民との話し合いの過程で幾人かの参加者によって表明された意見によれば、新たな移住地に移転した際に、旧村でのゴムの木は生産的であったにもかかわらず、政府は、それらの木が生い茂っていた土地を、非生産的な土地として分類する取り扱いをしたのである。

前記のような状態は、住民の多くに収入減という問題をもたらした。われわれは、彼等とともに数日間(2002年3月26日～4月1日)過ごしたのであるが、その際に解ったのは、一部の住民の所得は低く、他方において生活必需品は高く — 例えば、米1キログラム当たり3500ルピア —、そのため彼等は、生活を支え切れないという点である。

このような経済状況の困難に直面して、一部の住民は、ダム貯水池での漁業、彼等の従前の土地でのゴム樹液の採取、その他の農業生産活動に従事しようと努めている。村落レベル、特にラナ・スンカイ村での経済問題の深刻さにもかかわらず、住民は、遅く生存努力を続けている。(ゴム農園)が主要な収入源となり得るためには、ゴムの木に刻み目をつけるまでに至らなければならないのである。

が、そのためには生産性を改善するための努力が強められる必要がある。この点では、ゴムの木の生産開始までの間、政府補助が必要である。ただし、補助金は、適当な時期に、また適切なターゲット・グループに対して、慎重な配慮の下に配られるべきである。

(c) 住居

住民が以前に住んでいた村の住宅の多くは、第4カテゴリーの半恒久的住居(SP4)として分類された。SP4住宅の補償額は、1平方メートル当たり5万2000ルピアであった。しかしながら、5×7.5メートルの広さしかない家屋が、恒久的なタイプの建物として分類され、その住民が、246万5000ルピアもの補償金を手に入れるケースが見られた。他方において、ラナ・スンカイ村における住民の「新たな」家屋の状態は、劣悪そのものである。住民が住んでいる家屋の多くは欠陥だらけであり、彼等には改修の余裕でさえもない。ただし、一部の富裕な住民は、改築工事を施して、恒久性の高い家屋に住んでいる。政府によって約束されたタイプの家屋基準 — 国家住宅局基準タイプ36、トタン屋根など — が満たされるべきである。

しかしながら、住民の家屋は、適切なものではない。壁と床の状態はまあまあであるにしても、屋根はトタンではなく、アスベストである。今日に至っても、未だに多くの住民が家屋の改修を要求している。幾つかの家屋の屋根は壊れたままで、そのような状態で雨季を過ごさなければならない。

(d) 日常生活の補助

われわれが訪れたほとんどすべての村において、住民生活への補助が不適切であるのを実感した。幾人かの住民の意見では、彼等が日常生活用として受け取った物品は、約束されたものとは異なっていた。彼等の語ったところによれば、政府は、3年間にわたって日常生活補助を与えると約束していたのであるが、実際には2年間供与されただけであった。

(e) 社会的/公共的施設

墓所/偉人墓地

シェチ・ユスフ・アザヒディ師の聖廟(16平方メートル)の補償は、非恒久的な建造物として1平方メートル当たり4万8800ルピアの価額づけがなされたにすぎなかった。しかしながら、住民の情報によれば、この聖廟は、水没以前には恒久的な建造物 — セメント造りの建物、トタン屋根、六面体構造 — であった。住民は墓地補償を得られるであろうという政府約束にもかかわらず、各々の墓地は、7万5000ルピアの価額づけがなされたにすぎなかった。しかも、そのような補償額でさえも、住民には支払われなかった。移転に際して、(ラナ・スンカイ村でも)住民家族の墓地の大半は、旧村とともに水没してしまった。

これは、各家族の種族的・血縁的な内部関係 — 物故家族と現存家族の関係 — にかかわる問題である。これらの家族は、かつては年一回墓地を清掃し、献花するのが習わしであったのであるが、今日ではもはやそれを行うこともできない。

住民たちは、移転プロジェクト資金を利用して、シェチ師の聖廟を自らの手で再建しようとしてきたのであるが、聖廟の建物は、未だ極めて簡素なものにとどまっている。住民たちは、ジャワ島(ジャカルタ)在住のラナ・スンカイ村出身者に対して、聖廟再建計画の提案を送ろうとしていた。われわれが在村していたとき、住民たちは、われわれに対して、この提案の作成への支援を要請した。われわれの意見では、関係当事者は、彼等の努力に対して関心を払うべきである。住民たちは、政府補助金に過度に依存しようとはしておらず、彼等によって行われている自助努力活動は、経済的側面での

成果として眺められる。

儀式挙行場(Balai Adat)

旧村に存した儀式挙行場に対しては、何らの補償も支払われなかった。

MDA

旧村に存したMDAに対しては、何らの補償も支払われなかった。

電気

電気の引き込み線の据え付けのために、住民は、18万～35万ルピアを支払わなければならなかった。

(f) その他の開発可能性

伝統技術

住民の伝統的な漁獲技術に対しては、何らの補償も支払われなかった。

2 所得創出

(a) ゴム

ラナ・スンカイ村では、2000年7月に、山野を切り開いて、ゴム栽培のための土地造成が始まった。この土地造成の第1段階では、337世帯向けに674ヘクタールの広さのゴム農園が造成された。しかし、同村では、住民移転以来、人口数と世帯数とが増え続けている。現在、同村には63新規世帯がいるのであるが、これらの世帯のための土地はない。その理由は、移転プロセスでは、住民数の増加に対して考慮が払われなかったためである。そのため、村落共同体によって管理され得るような保留地はないのである。

前記のような問題を解決するためには、関係当事者が、将来的な開発のための新たな地域/土地を切り開かなければならない。

農園/栽培

旧村では、住民の主要な所得源は、ゴム農園であった。移転に先立って、住民は、植え付け後2年を経過した2ヘクタールのゴム農園の供与を約束された。しかしながら、住民は、移転先では未だゴムの木の植え付けが行われていないのを知った。

ゴムの生産条件が整っていないために、住民は、主要な所得源を失ってしまった。彼等は、ゴム農園から樹液を採取できるようになるまでは、所得獲得手段がなくなってしまったのである。住民の窮状は、生活補助の打ち切りにより一段と加速した。このような状況のために、懸念すべき事態が起こっている。つまり、住民たちは、ゴム樹木が生産可能となる時期以前に、それらの若木から樹液を採取しようとしているのである。この側面から眺めると、このような行為は、将来における生産水準を低めてしまうことになるであろう。しかし、住民には、そのような認識はない。

この問題に対処するためには、政府は、2000年6月の植え付けと同じ様に、ゴムの木の新規植え付けのための補助金を与えるなど、幾つかの支援活動に着手すべきである。これに加えて、ゴムの木の種苗への補助金の供与は、以下のような段階に別けて実施されるべきである。

第1段階

以下の事柄に対して、総額193万ルピアの現金支給を行う。

- | | |
|------------------|---------|
| *農園における雑草の除去 | 100万ルピア |
| *整地 | 20万ルピア |
| *苗木の植え付け個所のマーク付け | 8万ルピア |

*植え付け	25万ルピア
*化学肥料/(雑草)除去	30万ルピア
*農園への種苗の運搬	10万ルピア
以下の農具と資材を現物支給する。	
*手動噴霧器	1世帯当たり1ユニット
*Okulas種苗	1ヘクタール当たり476株(ポリバッグ入り)
*化学肥料SP36	50キログラム
*成長促進用化学肥料	1箱(20キログラム入り)
*殺虫剤(ポラリス)	2リットル
*殺虫剤(ラウンド・アップ)	1リットル
*除草剤(キュレイター)	2キログラム
*除草剤(ベイフィダン)	2キログラム

第Ⅱ段階

以下の事柄に対して、1ヘクタール当たり総額53万ルピアの現金支給を行う。

*農園整備	15万ルピア
* (雑草)の除去	10万ルピア
*化学肥料	10万ルピア
*下草刈り	5万ルピア
*剪定	5万ルピア
*HPT管理	5万ルピア
*枯れ死した種苗の植え替え	3万ルピア

以下の農具と資材を現物支給する。

*手動噴霧器	1グループ当たり2ユニット
*OMT種苗	25株
*苗木	5株
*成長促進用化学肥料	3袋(20キログラム入り)
*殺虫剤(ラウンド・アップ)	1リットル
*殺虫剤(バスマラン)	2.5リットル(2.5リットルまで追加)
*殺虫剤(タッチ・ダウン)	2.8リットル(2.5リットルまで追加)

ゴム農園の管理

ラナ・スンカイ村では、ゴム栽培農家により、13グループが結成された。1グループ当たりの構成メンバーの総数は、20～25人である。しかしながら、このグループが活動したのは、補助金の配分の際のみであった。グループ活動による恩恵と役割は、大きなものではない。その理由は、組織原理と運営方法が、参加者により理解されていないためである。彼等は、そのような新たな組織化には慣れていないのである。

将来的には、グループ活動の管理の分野で、各々のグループの役割を最大化することに考慮が払われるべきである。この目的は、継続的な訓練と促進活動を通じて達成されることができよう。

ゴム農園の手入れ

ゴム農園は、現状では手入れが行き届いていない。他方において、補助金の供与も不十分である。化学肥料や害虫/害獣駆除剤の供与が不十分なために、多数のゴムの苗木が枯れ死してしまった。これに加えて事態を悪化させているのは、住民の低所得という経済状態である。手入れが不十分であることから、ゴム樹木の育成の失敗、生産性の低下、収穫時での時間的浪費などの面での影響が生じている。

前記の問題を解決し、また住民の経済状態に悪影響を及ぼす恐れのあるゴム農園の失敗という事態を回避するためには、生活補助金の供与に優先度が置かれるべきであり、またゴムの木が生産可能となる時期まで、ゴム農園の手入れのための資金供与が延長されるべきである。この資金供与は、ゴム農園において発生しているニーズと問題に適ったものでなければならず、従ってこの資金は、適正なターゲット農家/受益者の手に届くようにしなければならない。

(a) 裏作(乾季に第2作物として栽培される作物)

裏作向けの農地の多くにおいては、ゴム、ビンロウ、レモンなどの農作物が植え付けられた。しかし、住民によって植え付けられた農作物は、生産性に乏しく、またワラン・サンギット(walang sangit)と呼ばれる害虫——昆虫の一種で、それから放たれる刺激性の強い臭気は、果物の腐敗と落下を引き起こす——の被害を受けている。その結果、農作物の生産性は低下してきている。この問題への対処方策としては、農作物の植え直しが必要であるが、同時に害虫対策が統合的に講じられなければならない。

(b) 漁業と畜産

漁業

漁業部門においては、養魚池が、住民の所得源となり得よう。一部の住民は、自宅の庭園内に養魚池を有しているのであるが、その多くにおいて管理状態は良好ではない。養魚池の生産性の低さは、住民の養殖知識の低さと資本不足に起因している。

養魚池のほかに、コトパンジャン水力発電ダム貯水池もまた、漁業の潜在的可能性を有している。貯水池漁業を行っている幾人かの住民との話し合いによれば、貯水池には幾つかの高価な魚種が存するのであるが、それらを漁獲する手段の点で制約がある。それ故、漁業部門(例えば、養魚池)での開発資本が必要であり、また貯水池漁民が、漁業からの収入増を図るためには、漁獲手段を改善するための資金が必要である。

畜産

ラナ・スンカイ村では、畜産ないしは家畜飼育、特に水牛と乳牛の飼育の潜在的可能性は低い。その理由は、これらの家畜の食糧源となる天然の牧草が確保できないためである。しかしながら、住民との話し合いの過程で、鶏、アヒル、ヤギなどの家畜については、それらの飼育の潜在的可能性があることが指摘された。

3 水供給

(a) 水源

ラナ・スンカイ村の地表面は、斜面勾配0~45度の丘陵地帯である。そのため、清潔な水供給の確保が、大きな問題であり、地下水、地表水および井戸水が、主要水源である。丘陵地帯の住民は、良好な水源を確保するためには、深さ9メートルの井戸を掘らねばならない。他方において、低地部分でも、約6メートルの深さが必要である。そのため、住民によって主に使用されているのは、2系統の

河川水である。一つは、グムル(Gemuruh)川、ピナン・マンチュン(Pinang Mancung)川、トゥバト・ハント(Tebat Hantu)川などの水資源である。もう一つは、クナリ(Kenari)川からの取水である。

水浴、洗濯、排泄(MCK)の目的のために広く利用されているのは、クナリ川である。この川は、ラナ・スンカイ村を二分する形で南方から北方に向けて流れている。この川には、二つの川が注ぎ込んでいる。つまり、西方(第Ⅱ部落)からはドゥリアン(Durian)川、東方(ルブック・アグン村)からはグムル川が注ぎ込んでいる。クナリ川の周辺の土地は、農業と再定住の目的のために用いられている。そのため、水質は良好ではなく、飲料には適していない。

飲用可能な水資源は、(第Ⅰ部落北方の)ピナン・マンチュン川とトゥバト・ハント川、さらにグムル川——この川の北方には、第Ⅲ部落(ルブック・アグン村の西方)が位置している——から得られる。視察結果によれば、グムル川とピナン・マンチュン川には、乾季にも十分な水量がある。これらの川は丘陵地帯に位置しているが故に、取水堰を造れば、そこから自然流下方式で村々にまで導水することができる。ラナ・スンカイ村からグムル川までの距離は約1キロメートルで、時間的には約45分かかる。

清潔な水の入手源が限られているために、住民の大多数は、日常的なニーズを満たすために、雨水を蓄えている。蓄水には、地方政府により提供された300リットルの容量のドラム缶が用いられている。住民の一部はまた、蓄えられた雨水を飲用している。

(b) 清潔な水供給施設

清潔な水への住民ニーズを満たすために、地方政府は、揚水ポンプ、公共給水栓、パイプ網、浅井戸、貯水槽などの清潔な水供給施設を建設した。しかしながら、これらの施設は、住民によって使用されていない。

第Ⅱ部落での(橋梁近くの)揚水ポンプ(ヤンマー製、2ユニット)は、機能停止状態で、しかも破損状態がひどい。この揚水ポンプは、2週間稼働しただけで、つまり試験運転しただけであった(1998年のプロジェクト報告書)。このような問題の発生は、次のような原因による。①川の水深が約1~1.5メートルと浅い状態のために、特に乾季には水量が減少してしまう。②維持・運営費が高い。③川(ポンプ)の位置が、住民居住地よりも低い。

農村地域での揚水ポンプの利用は、技術的要因のために、必ずしも適正とは言えない。それ故、自然流下方式を用いた水資源の活用など、手近な潜在的可能性を活用した応用技術が開発されるべきである。

公共給水栓(10世帯に1ユニット)もまた、機能不全の状態である。極端な場合には、住民の台所に移されて、雨水を蓄えるために用いられている給水栓もある。公共給水栓の機能不全の原因は、(丘陵地帯にある)居住地にまで水が流れて行かないことにある。そのため、パイプ網も機能不全の状態に陥っており——錆びついて、随所で寸断されている——、住民により掘り出されてしまった。

第Ⅲ部落での貯水槽もまた、使用されていない。その原因は、幹線パイプ(直径6センチメートル)が、もはや使い物にならないためである。この貯水槽は、かつてはルブック・アグン村から供給される水を蓄えていた。

浅井戸(2世帯に1個)もまた、住民により使われていない。その原因は、次の点にある。①井戸の直径が狭く、約1メートルしかない。②井戸の深さが2メートルしかなく、そのため水源にまで届いていない。③井戸の設置場所が家屋から離れており、安全性の点でも問題がある。

1999年に、地方政府は、公共給水栓、パイプ、揚水ポンプなどの清潔な水供給施設に修繕工事を施した。しかし、それによって、満足の行くような成果は生み出されなかった。その原因は、地表面が丘陵地帯であるためと、ポンプ揚水に適した場所が多くないためであった。

2001年には、地域開発回転基金(PPK)からの資金援助を得て、15ユニット — 1部落に5ユニット — の公共井戸が建造された。井戸の深さは約9メートルで、水面の高さは、雨季には6~7メートル、乾季には4メートルである。井戸の直径は、2メートルである。丘陵地帯の斜面勾配が大きい場所でも良質の水資源が得られるとはいえ、井戸の設置場所が限られているために、女性が清潔な水を手する上での困難の解消策とはなり得ていない。

居住地から公共井戸までの距離は、最短でも100~200メートルである。20リットルの容量の手桶で運ぶのには、通常徒歩で20分もかかる。

清潔な水の手入れ難に照らしてみるならば、グムル川に取水堰を建設・設置することに優先度が置かれるべきである。配水を容易にするために、各々の部落には、住民サービスのための貯水槽とパイプ網が設置されるべきである。

(c) 衛生設備

ラナ・スンカイ村の住民のための衛生設備の状態は、極めて劣悪である。なぜなら、MCK(水浴、洗濯、排泄)のためには、住民は、クナリ川にまで行かねばならないからである。第Ⅱ部落と第Ⅲ村の住民の90%が、この川を利用している。その結果、人間利用に起因する廃物のために、水質汚濁が生じている。このような状態は、住民の健康に良い結果を及ぼすものではない。地方政府によって設置された衛生施設(水浴び用個室)の利用状況は悪い。その理由は、それらの建設状態が不適切なためである。

住民の衛生設備を改善するためには、その他の清潔な水供給施設をも考慮に容れて、MCK(水浴、洗濯、排泄)のための適切な公共施設が建設されるべきである。

付属書 3.4 ルブック・アグン村

A 再定住

1 移転プロセス

ルブック・アグン村の住民の旧村から新村への移転は、1995年1月2日に開始された。しかし、ルブック・アグン村の住民の一部 — 彼等は、コトバンジャン水力発電プロジェクトの建設が、程なくして終了するであろうことを知っていた — は、直ちにクアラン・ジャヤ(Kualan Jaya)の場所に移転し、土地を切り開いた。彼等は、米、ゴム、第2作物を植え付けることにより、生計を賄っている。しかしながら、生活難のために、住民の一部は、旧村に戻り、クアラン・ジャヤへの供給の備えを図った。ルブック・アグン村のデータは、1989～1999年の期間以降について作成されてきている。そこには、およそ220世帯分のデータが取められている。住民移転は1995年に実施されたのであるが、その後5年の期間内に次のような世帯増が見られた。即ち、この間の新規世帯は、総数で67世帯であったのであるが、そのうち40世帯分についてはデータに取められていない。

旧村と新村との間の距離は、およそ9キロメートルである。移転地は、ゴム農園(SPⅡ)の一角に位置している。移転が行われた時点では、その際に用いられた当初データに基づけば、およそ107世帯が、新村において何らの補償の権利と土地(補償)をも受け取らなかった。新規世帯については、この点でのデータはなく、その後の期間(5年間)についても補償に関するデータはなく、また移転プロセスも調査されていない。

当初移住地(SPⅡ)からクアラン・ジャヤへ住民が移転してしまったために、前者ではほとんどすべての建造物が使用されておらず、社会的公共施設と政府施設の建物の幾つかは、もはや機能していない。今日では、SPⅡ移住地に住む世帯はほとんどいないと言われている。住民の一部は、村を横切る幹線道路脇に移転した。未だこの移住地で生活しているのは、35世帯である。

既存の公共施設の状態は良好なのであるが、もはや計画通りには使われていない。住民の大多数とともに、村落施設もまた、クアラン・ジャヤ村の方に移されてしまっているからである。ルブック・アグン村のSPⅡ移住地に残っている住民としては、いずれは立ち去った人々が戻って来て、この地が、当初に構想されたように、活気と賑わいを取り戻すことになるのではという期待を抱いている。彼等が楽観的であるのは、今後3～4年のうちにゴム農園の建設が進展すると考えているからである。住民移転問題の再検討を行う努力の一環として、政府は、SPⅡ移住地の再開発に妥当な考慮を払うべきである。

2 住居

移転補償として提供された住居地は、0.1ヘクタール(20m×50m)の広さである。住宅事情は、一般に同一タイプの造りである。建設された住宅数は、1998～1999年に確定された世帯数に対応している。その間の時期(1991～1995年)には、世帯数に変化が生じたのであるが、補償対象とはされなかった。このような差別扱いにより、村人の中に妬みの感情が生み出されていることは確かである。住民の言い分によれば、政府は、当初データの結果に、約5年間の人口成長を加味することを考慮すべきであるというのである。

SPⅡ移住地の住宅はすべて、板製である。住民の主張によれば、住宅建設について政府が行った約束 — 書面形式ではなかった — は、従前の住居事情に匹敵するであろうというのであった。この点

は、政府の社会化チーム — (PLN、PLTA、BPN、その他の機関で構成 —) により、その展開過程で、住民に対して表明された。住民の主張によれば、この約束は、政府の住民に対する債務を意味していることから、それが履行されるべきであるというのである。そして、(住民によれば)、私達は、このような約束を未だに忘れていないというのである。

今日では、ほとんどすべての住民が、クアラン・ジャヤの地に移転してしまっている。そこでの住宅は、補償金でもって、彼等自身の手で建てられた。287世帯もの住民が、SPⅡ移住地からクアラン・ジャヤに移転し、そこで小村(クアラン・ジャヤ村/第Ⅱ村)を形成した。

2 土地

移転補償として住民が受け取った土地の広さは、ほぼ同じである。補償として提供された土地構成は、0.1ヘクタールの住宅地、0.4ヘクタールの第2作物用地、2ヘクタールのゴム農園である。これに加えて、一部の住民は、自分自身のゴム生産地を有している。これらの土地は、コトバンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)当局による収用を免れたのである。移転補償として提供された土地(特にゴム農園)は、約束された条件とは異なっていた。かつての約束では、ゴム農園は、移転時において樹液が採取できる状態に整えられているはずであった — そのためには、1993年に植え付けが行われていなければならなかった — のであるが、実際には一本のゴムの木もなかった。植え付けが行われたのは、2000年になってからであった。

移転補償として提供された住宅は、6×6メートルのタイプの板囲いの家屋で、屋根はアスベスト製であった。家屋脇に掘られた井戸は、深さが4メートルしかなかった。他方において、この土地の地形条件は、斜面地で、しかも丘陵地である。そのため、井戸には水気でさえもない。このような居住条件は、政府約束とは異なっている。

他方において、補償基準は、灌漑水田が1平方メートル当たり500ルピア、庭地が1平方メートル当たり30ルピア、天水田が1平方メートル当たり300ルピア、ゴム樹が1本当たり2800ルピア、ココナツ樹が1本当たり4800ルピアであった。住民によれば、Bプロットに分類された土地に対しては補償金は支払われていない。これらの3プロットに分類された土地に対しても、政府により補償金が支払われるであろうというのが、住民の期待である。

3 生活支援

住民の一部は、SPⅡ移住地での宅地と庭地を売り払い、その販売収益でもって、クアラン・ジャヤ村に家屋を建設した。このような売却が行われたのは、住民の経済状態が、極めて厳しいためである。これらの住民は、過去15年間、生活支援に頼っている。生活支援が打ち切られれば、生産手段となる土地はない(ゴムの成木は、未だない)。

これまでに住民に対して支給された生活支援のうちには、とりわけ次のような物品が含まれている。米については1世帯当たり年間50キログラム、塩漬け魚については1世帯当たり年間5キログラム、ココナツ油については1ヵ月当たり3キログラム、灯油については1ヵ月当たり5リットル、砂糖については3キログラム、青エンドウについては3キログラム、塩については1キログラム、石鹼については2個、大豆については2瓶(塩漬けと甘味漬け)である。新たな土地での生活条件を満たす上で住民の置かれている状態は、極めて過酷で、住民がこれまでに有していた技能(ゴム樹液の採取)とは、大きく異なる生活様式の下に置かれている。住民の多くは、ゴム樹液採取労働者、大工、自動車の助手など、賃金稼ぎのための様々な仕事に携わっている。しかしながら、その他の住民は、まるでゴムの木からの

生産があるかのように、その世話に従事している。なぜなら、たとえ彼等が庭園/農園を集約的な方法で耕作したにしても、彼等には、何らの収入源もないからである。

4 電気

1999/2000年には、電気の引き込み線の据え付けが行われた。このような電気の設置のためには、住民は、現行の価格表に記載された据え付け経費を支払わなければならなかった。第Ⅰ段階での据え付け料金は、電力量450ワットで35万ルピア、第Ⅱ段階での据え付け料金は、電力量900ワットで75万ルピアであった。また、コンクリート造りの家屋の場合には、5万ルピアの追加料金が徴収された。

他方において、ダム建設の住民受け入れの社会化の段階において、政府は、各戸への電気網の据え付けが無料で行われるであろう旨を表明し、その完全実施を約束していた。住民は、スイッチを押すだけで、明かりが得られるというのであった。しかしながら、この約束は、単なる約束に止まったままである(換言すれば、未だ実現されていない)。しばしば停電するという不愉快な状態の下にあっても、住民は、政府による約束の履行を待ち続けているのである。

住民によって要望されているのは、次の点である。約束が履行されるべきこと、また政府(PLN)は、据え付け経費/料金を払い戻すべきことである。

5 その他の村落開発の可能性

ゴム農園のほかにも、ルブック・アグン村には、住民の生活条件を支えることのできるその他の開発可能性がある。土地条件は、第2作物を栽培できるほどに十分な肥沃度がある。実際にも、住民によって、多数の第2作物が、すでに栽培されている。例えば、胡椒、サヤエンドウ、ウコンなどである。しかし、このような作物の植え付けは、未だ小規模な域にとどまっている。

住民にはまた、織物の技能があり、織物の基本原料は、再定住地の周辺で十分に入手可能である。目下のところ、この織物製品は、もっぱら家族ニーズのために使われており、販売目的に作られているのではない。

B 所得創出

1 ゴム農園

ルブック・アグン村でのゴム農園の総面積は、440ヘクタールで、220世帯によって所有されている。各々の世帯の所有面積は、2ヘクタールである。この土地は、以前に、伝統的な方法で所有されていた「ウラヤット」(Ulayat)地である。移転以前に存していたゴム園に対する補償のプロセスは、常軌を逸したものであった。例えば、2ヘクタールのゴム園におよそ800本のゴムの立木を有していた農民が得た補償金は、たったの1800ルピアにすぎなかった。

ゴム農園の造成は、恐らくは2000年の初め頃には実現されるであろう。しかし、かつての政府約束では、近隣の移住地に移り住んだ時には、そこにはすでに3年を経過したゴムの木が植えられており、2年の生活支援を得た後には、ゴム樹液を採取できるはずであった。ところが、住民移転が行われた時点においては、丸裸の土地があるだけで、ゴムの木の植え付けは行われていなかった。

個人所有のゴム園に加えて、住民の一部は、他の場所への移転の数年前(1986年頃)にすでに植え付けられた共有のゴム園を有していた。しかし、その後、この共有ゴム園は、公共移住地に変えられてしまった。

*ゴム生産管理

農民は、それぞれに11グループに別れ、そのいずれかに所属する。各グループは、20名のメンバー

で構成される。それ故、各グループには40ヘクタールの土地面積が所属する。このように、土地面積に基づいてグループ分けが行われているのである。グループ構成員は、交渉により経営陣を選ぶ。グループ経営陣は、土地の耕作を含めて、生産を調整し、また森林当局との連絡担当者としての役割を演ずる。経営陣はまた、財務行政を含めて、単純な行政事項を処理する。グループ経営陣の報酬を含めて運営資金は、土地耕作基金 — これは、グループ交渉によって決定される — の一部から支出される。

*土地管理

ゴム農園の大部分は、モノカルチャー方式で植え付けられる。用水ニーズ/施設は、農園/プランテーションの周辺の河川によって賄われるが、こうした河川用水の恩恵を受けることができるのは、川岸に位置している農園のみである。土地条件は、地形的には、斜面勾配30%の範囲内で、比較的起伏が大きい。大部分は、傾斜のある丘陵地である。土地の肥沃度もまた、比較的に良好で、降雨量も多い。土地管理は、政府のみによって続けられている。農民に対して賃金の形で供与される補助金は、名目的には50万ルピアであるが、これからグループ経営陣の報酬を含めて、行政事項/ニーズ経費として5万ルピアが差し引かれる。これに加えて、栽培準備費として、以下の資金が供与される。目印と穴掘り経費として1万ルピア、下草刈り費として15万ルピア、段庭建設費として15万ルピア、初期施肥(SP-36)代として10万ルピア、塩基性肥料(PMLT)代として10万ルピア、栽培管理費として30万ルピアである。

*メンテナンス

農園の保守・管理の目的のために、賃金と生産施設の形で支援が行われる。農民グループのリーダーの情報によれば、メンテナンス経費として、以下の費用がカバーされる。段庭の建設/補修費15万ルピア、除草費10万ルピア、施肥費10万ルピア、枝揃え費5万ルピア、害虫/疾病駆除費5万ルピア、下草刈り費5万ルピア、剪定費3万ルピアである。これらは、賃金の形で支払われる。現時点(2000年)までに、3回にわたってメンテナンス資金が支給された。資金の供与のほかに、肥料支援もまた与えられる。肥料支援には、二つのタイプがある。即ち、塩基性肥料(PMLT)の供与と殺虫剤(アルシントン)支援である。現在までのところ、PMLT肥料2箱が供与された。

フィールド/サイトの直接的な観察結果に基づけば、ゴム農園の一部では、成長が悪く、また管理も行き届いていないとの印象を受けた。平均枯れ死率は15%で、一部地域では50%にも達している。その原因は、所定のメンテナンス賃金に頼る限り、生育要求が叶えられないという点にある。政府によって支給される種苗のうち、枯れ死した種苗が75%も含まれており、またそれらのうち25%は、ローカル種である。問題点として挙げられるのは、メンテナンス資金と導入種苗支援は適切なものでなければならないという点と、それらの供与が時宜に適っていないという点である。他方において、住民には、自らにこれらの問題に対応するだけの余裕はないのである。住民は、関係機関、特に農園局への確認を含めて、種々の努力を試みており、またこれにはローカル種の利用の要求も含まれている。さらに、道路施設、特に農園との接続道路は破損したままである。とりわけ丘陵地帯の斜面地では、降雨に起因する侵食と地滑りが発生している。道路改修工事は、適切なものではなく、また大幅な改善とはなっていない。その理由は、土砂と岩石をミックスする形で補修工事が施されていないためである。

*害虫/害獣コントロール

ゴム農園に被害をもたらす主要な害虫/害獣は、猪、鹿、白蟻である。猪と鹿の侵入を防ぐための保護柵の設置を含めて、過去において様々な試みがなされてきたのであるが、その必要性は、今日においても変わりはない。これまでに2ユニット(周囲20メートル)の保護柵の設置支援が行われてきているのであるが、これでは十分ではない。もう一つの害獣対策として期待されているのが、狩猟隊の動員である。白蟻対策として講じられているのは、殺虫剤(ベイフィダン)支援である。各々の世帯には、約2キログラムが支給された。しかし、これでは不十分であると見られている。なぜなら、1ヘクタール当たり2キログラムが使用される必要があるとすれば、1世帯当たり4キログラムが必要であるからである。そうとはいえ、多くの農民は、自然的な方法で、即ち白蟻の付着したゴム樹を抜き取り、それらを燃焼するやり方で、白蟻コントロールを行ってきている。

*技能訓練

ゴムの苗木の植え付けに先立って、数回の技能訓練が、農園局により実施された。この訓練には、ゴムの苗木の植え付けを行おうとする住民の多くが参加した。しかし、すべての住民が、この訓練に参加できたわけではない。その理由は、彼等には食扶持維持のための別の仕事があったからである。この訓練は、3日間行われたただけであったが、次のグループに対する訓練の日数は、さらに減った。幾人かの住民の情報によれば、この訓練に続いて、フィールドでの実演が行われなかった。農民による土地関連事項の問い合わせとモニタリングのための模範的パイロット・プロジェクトも実施されなかった。

(b) 食糧用作物

ゴム樹液の採取の以前に住民によって収穫できる主要な食糧用作物としては、米、ビンロウ、さらにランブータン、ミカンなどの果実がある。米は、毎年定期的に開田される耕地に植え付けられる。この伝統の始まりのきっかけは、住民所有のゴム園の整地を開始した際であった。生産される米は、もっぱら住民自身の消費に充てられ、販売目的ではない。他方において、ビンロウは、もっぱら家屋周辺の庭地に植え付けられる。生産物の一部は、市場で売られか、ないしは収集仲買人によって買い取られる。庭園作物として各種の果実も栽培されるが、特にランブータンは、家屋周辺の庭地に植え付けられる。家屋周辺の庭園のほかに、食糧用作物は、作物用地、つまり0.4ヘクタールの土地にも植え付けられる。この点での問題は、一つには、猪による被害であり、もう一つには、とりわけ豊作の際には、高価格での販売が難しいことである。

(c) 漁業

漁業ビジネスは、ダム貯水池での漁業と養魚池の造成の形で行われている。後者の漁業には、住民の10%が従事している。住民居住地からダム貯水池までの間の距離は、第Ⅰ部落と第Ⅱ部落のいずれからも、約9キロメートルである。養殖魚は、収集仲買業者に売り渡される。

(d) 共有農園

個人所有のゴム農園とは別に、とりわけゴム樹の共有の形での農園ビジネスも営まれている。これは、そもそも「間作」(Tumpang Sari)の形で米作りを行ったことに起源を有しており、住民移転が行われる数年前に、村の有力者のイニシアチブで始まった。以前には、このような共同ビジネスの対象地は、未耕作の「ウラヤット」地であった。

住民によって個人所有されるゴム農園の場合には、その面積全体の活用度は、整地状態の如何にかかっている。土地が広ければ、その分だけ所有されるゴム農園も大きくなる。このようなゴム農園の

管理難がまた、雇用機会の難しさとは別に、住民が農園を離れる要因の一つとなっている。住民の一部はまた、政府によって第2作物用地として供与された0.4ヘクタールの土地にゴムとアブラ・ヤシを植え付けている。

(e) 家畜の飼育

住民によって飼育されている主要な家畜は、ヤギと乳牛である。ヤギの大多数は、放し飼いであるが、夜間には囲いに入れる。政府支援策として、からりの数の乳牛が支給されているが、この措置は、未だ実験段階に止まっている。これらの乳牛が放し飼いにされる場合には、他の作物を食い荒らしてしまう。他方において、特に放牧地として利用できるような土地はない。このような状態では、家畜(乳牛)を増やすこともできない。また、囲いに閉じ込められた家畜は、白癩症に罹り易く、その症状は、胴体から口にかけて現れる。この疾病は、処置が難しい。このような事柄に対処するための特別措置は、これまでに何ら講じられていない。

(f) 林業

林業ビジネスのうちには、木材探しも含まれる。これは、主としてゴム農園を有しない住民によって行われている。このビジネスの一般的なパターンは、近くの森林に15日間ほど入って十分な供給量を運び出すという方法である。この作業は、3~4人のグループで行われる。伐採後、それらを筏にして運び、収集仲買人のトラックに積み込む。

(g) その他のビジネス

今後が開発の余地のあるビジネスの一つとして、織物が挙げられる。これは、目下のところ、商業化されておらず、もっぱら住民の自己使用目的で織られている。その理由は、ほとんどすべての家族では、そのような織物を作ることができるからである。しかしながら、もしも十分な原料の入手が可能となることにより、市場アクセスができるのであれば、このビジネスには発展の余地が生じてこよう。

2 水供給

(a) 水源

第Ⅰ村(SPⅡ移住地)

住民にとって清潔な水の主要な源となっているのは、河川水である。河川水の水質は、良好で、清潔で、臭いもなく、味にも変化がないばかりか、年間を通じて利用可能である。住民の家屋から川までの距離は、10~300メートルの範囲内である。ここでの問題は、木片くず、アブラ・ヤシの「残滓」(Pelepah)ないしはココナツの実の皮などの廃物、さらには人間の排泄物が漂っていることである。後者の問題が生じているのは、住民の大多数が、トイレ代わりに川を使っているためである。川を浄化するための努力、特に川から廃棄物を除去しようとする努力が、住民によりすでに行われている。しかし、難題は、排泄行為の取り扱いである。将来的には、住民の大多数の生活支援目的のために、公共トイレとも言うべき施設を建設する計画が打ち出されている。

第Ⅱ村(クアラン・ジャヤ)

もう一つの水源は、7ユニットの井戸(SGL)である。1ユニットのSGLでは、約35世帯をカバーできる。河川水と同様に、井戸水の水質は、良好で、清潔で、臭いもなく、味にも変化はない。井戸と住宅との間の距離は、2~10メートルである。一般に、井戸水は、飲料用と調理用の目的のために使われる。しかし、雨季には、特に川岸に位置するSGLの場合には、水質が不衛生な状態となるために、使用に

先立って浄化しなければならないという問題が発生する。また、新たなSGLを建設するためには、相当な額の経費/料金が必要である。そのため、新規のSGLは必要ではないというのが、住民の考えである。なぜなら、年間を通じて、常時、河川水を利用することができるからである。2002年初頭に、地域開発回転基金(PPK)の支援を得て、頭首工ダムと貯水槽が建設された。水量は豊富で、水質も良好である。ダム建設工事は、単なる第1段階にすぎない。その後の配水工事が施されていないために、各家庭ないしは緊急「公共給水栓」にまで届いていない。住民は、流水を利用して、2個所の「公共給水栓」までホースで引いている。これにより、約20~30世帯が恩恵を受けている。住民は、洗濯、飲用、調理の目的のために、公共給水栓(HU)水を利用している。この種のダム建設を続けるために、住民は、政府による贈与/援助資金の供与を期待している。しかし、かかる政府援助がない場合にも、住民は、自助努力でHUを建設しようとしている。

(b) 清潔な水供給施設

第I村(SPⅡ移住地)

自助努力の方法で利用可能となった清潔な水供給施設は、飲料水プロジェクト(PAM)と井戸プロジェクト(SGL)の方式で作られた。PAM施設は、吸水ポンプ、貯水槽、配水パイプ、20ユニットの公共給水栓で構成されている。この施設は、1997年に住民に引き渡され、約1ヵ月の間稼動した。しかしながら、すべての世帯が、その恩恵にあずかったわけではなく、特に丘陵地帯に住む人々にまでは恩恵が及ばなかった。その上、ディーゼル・ポンプを稼動させるためには、毎晩約15リットルもの大量の精製燃料油(BBM)が必要であり、住民には、その料金/経費を負担するつもりはなかった。なぜなら、住民としては、かかる費用は、プロジェクト担当当局によって負担されるものと考えたからである。しかし、今日でも、住民は、クアラン・ジャヤ村向けのHU水のタンクを保管している。住民たちは、すでに施設保存の努力をしており、とりわけディーゼル発電機と配水ポンプを維持し、失われないようにしている。なぜなら、将来、それを理由に、この施設の再稼動が拒否されるかもしれないからである。しかし、吸水ポンプは、すでに失われてしまっている。

SGLの給水施設は、プロジェクト担当当局により、総計で110ユニットが建設された。その深さは、4メートル(コンクリート製の5輪形)である。一部のSGL — 一般には、丘陵地帯のSGL — の井戸底は、セメントで固められている。そのため、住民は、これを、「SGL雨水溜め」と呼んでいる。住宅からSGLまでの距離は、7~25メートルの範囲内である。低地地帯に建設されたSGLは、沼地の影響で、水質に問題が生じている。特に雨季には、水は濁り、異臭を放つ。清潔な水の確保のためには、住民は、再定住地周辺の河川水の利用を余儀なくされる。河川までは、20~300メートルの距離があり、丘陵の道路を通らなければならない。

2001年には、1999/2000年度のPPK技術援助資金の供与を受けて、頭首工ダムと貯水槽が建設された。貯水槽までの導水パイプには、かつてのPAMパイプが使われている。この施設は、約1ヵ月の間稼動できただけであった。その理由は、ダム底から水漏れが生じていたためであった。また、ダムの右岸と左岸とも、コンクリート壁が設けられておらず、木枠で組み立てられ、そこに土砂が積み上げられているだけであった。その後、高水位の際に、堤防の透水事故が発生し、ダム周辺の住民の居住地帯において浸水騒ぎを引き起こした。目下のところ、ダムの水は、(赤色に)濁っており、流量も少ない。それでも、住民は、村当局に対して、ダムのメンテナンス資金を要求している。ダムを稼動させるのには、多大の経費を要する。それ故、住民の次善の選択は、SGLを深めることである。この作業は、

乾季に行われるのが良い。流水の利用は、年間を通じての水確保を可能とする。そのために、住民としては、同村における人材と資材 — 砂、砂利など — を用意する意向がある。

第Ⅱ村(クアラン・ジャヤ)

クアラン・ジャヤ村における清潔な水供給施設は、主として住民の自助努力によって建設された。清潔な水供給施設は、7つの掘り抜き井戸 — それらのうちの一つは、モスク用 — の形で作られた。

政府贈与金としてPPK資金により建設された清潔な水供給施設は、頭首工ダムと貯水槽の形で作られている。この施設は、目下、第1段階 — 2002年に建設 — の状態である。頭首工ダムの水は、パイプを通して貯水槽にまで流され、そこから「公共給水栓」 — これは、未だ建設されていない — にまで流されて、配水される。目下のところ、「公共給水栓」には、未だホースが付設されていない状態である。そのため、そこからは外部に水が溢れ出ている。同村には、2ユニットの「公共給水栓」があり、住民の3分の1が、これらの施設の恩恵を受けることができる。

水浴びと洗濯のためには、第Ⅱ村の住民は、再定住地の周辺を流れる小川を利用する。降雨時には、小川の水は濁るが、住民は、未だにそれを利用している。しかし、飲料用と調理用に用いられる水については、住民は、SGL水を利用する。「公共給水栓」と河川水までの距離は、ゴム農園の森林の中にある再定住地からは約1キロメートルである。

「公共給水栓」に接続して、配水網を建設し、その敷設を完了するためには、相当な資金が必要である。このための種々の努力が、すでに住民によってなされてきているのであるが、その一環として関係機関への住民提案もなされている。住民は、政府による援助/贈与金を期待しているのであるが、その要求が叶わない場合にも、この構想に同意している住民は、将来的には、自助努力方式で「公共給水栓」を建設し、利用する姿勢を示している。

(c) 衛生設備

第Ⅰ村(SPⅡ移住地)

政府は、移住省を通じて、各戸にトイレットを提供した。各々の家屋からトイレットまでの距離は約10メートルで、井戸からの距離は、約10～15メートルと、多少のばらつきがある。建設されたトイレットは、便所と腐敗タンクとから成っている。便所の上には、木製の「覆い」があり、排泄穴は、一片の板で覆われている。腐敗タンクの壁面は木製で、上部は薄いセメントで覆われている。

このトイレットは、数ヶ月間機能しただけであった。その理由は、排泄物を洗い流す水が利用できないために、排泄物が固形状態となり、不快な臭いを発し、不潔状態となってしまったためである。目下のところ、トイレットの状態は、藪のうちに埋もれ、腐敗タンクの壁面は、腐朽してしまっている。

BABニーズを満たすために、住民は、河川水を利用している。この河川水はまた、水浴び、洗濯、調理の必要性を満たすためにも利用されている。他方において、川から離れて住んでいる人々は、住宅の背後の空き地を利用している。人々は、彼等のBABの習慣が、良好なものでも、また健康的なものでもなく、しかも飲料水のためにもふさわしくないことを、すでに認識しており、そのため政府または援助機関からの資材援助がある場合には、MCKないしは公共トイレを建設するという計画を有している。

第Ⅱ村(クアラン・ジャヤ)

第Ⅱ村(クアラン・ジャヤ)の現存の再定住地は、コトパンジャン水力発電プロジェクトの一環とし

てではなく、従ってその補償として建設されたものではなく、住民の自助努力によって建設された。この点は、再定住地の構造物の配置が、うまく設計されていることに現れている。それぞれの家屋によって所有される衛生施設には、主として住民の経済水準の如何により違いが見られる。トイレットがあるのは、幾つかの家屋とモスク(1個)のみである。腐敗タンクの壁面はレンガで作られ、上部覆い(排泄穴カバー)が設けられている。

排泄用トイレを有しない人々は、河川 — 同時に、水浴びと洗濯の場ともなる — または家屋背後の庭を利用する。後者の場合には、一般には、人々は、排泄の前に、スコップを用いて地面に穴を掘り、排泄後にはその上に土をかぶせる。将来的に見ても、住民の間には、公共トイレないしはMCKを建設しようとする計画はない。その理由は、住民の間でより多くの関心が向けられているのは、雇用と清潔な水の確保であるためである。

付属書 3.5 バトゥ・ブルスラット村

バトゥ・ブルスラット村は、地理的には、東方においてタンジュン・アライ村、西方においてピナマン村、北方においてダム貯水池、南方において西スマトラ州地域に境界を接している。この村は、ティガブラス・コト・カンパル郡の郡庁所在地である。この村は、県庁所在地からは約50キロメートル、州境からは15キロメートルの距離に位置している。この村は、ダム貯水池の中央部分の非冠水地域に位置している。

この村の住民は、現在、主としてダム湖での漁獲により生計を賄っている。住民は、ゴム農家として、この産業部門から生計の源を得ることが予定されているのであるが、未だそれからは生計を支えるに足りる所得は生み出されていない。なぜなら、ゴムの木は、植え付け後1.5～2年を経過しただけであるからである。住民のゴム農園は、ダムの背後に位置している。そのため、住民が、ゴム農園の世話をするのは難しい。生計の源となる稼ぎが限られているために、その悪影響が現れている。とりわけ住民の多くが、自分の子供たちを通学させることができないという状況に追い込まれている。住民たちは、ゴムの木からの収穫の成功に強い期待を抱いており、ゴム農園が成功しさえすれば、この村における一切の社会的・経済的問題は、自ずと上首尾に解決するものと強く信じている。

A 移転プロセスの状況

1 村の歴史的系譜

バトゥ・ブルスラット村の歴史的系譜は、住民からの情報を掘り起こすことで次第に明らかになってくる。第1段階は、村落リーダーの一人(前村書記)から情報を収集する形で行われた。次の段階は、バトゥ・ブルスラット村に存在する三つの社会集団(第Ⅰ集団、第Ⅱ集団、第Ⅲ集団)との会合を通じて、第1段階で得られた村史情報を明確にし、かつ補充することである。村史の再現の基礎として用いられる諸事件の時間的枠組みは、コトパンジャン水力発電ダムの建設のために、住民が新たな移住地に移転した前後の時期において、何が起こったのかに関して、人々が思い出すことのできる記憶の範囲である。

第1段階のためのデータ収集のプロセスは、2002年3月26日に、前村書記の家で行われた。次の段階は、フォーカス・グループ討議(FGD)の過程で、以下の社会集団との会合の形で行われた。

*第Ⅲ社会集団との会合 — この会合は、2002年3月28日に第Ⅲ社会集団の氏長の家で開かれた。参加者は、21名(男性16名、女性5名)で、村落指導者と村民が出席した。

*第Ⅰ社会集団との会合 — この会合は、2002年3月29日にダルサラム・ムショラ(Darussalam Musholla)と名付けられた小さなモスクで開かれた。参加者は、22名(男性18名、女性4名)で、村落指導者と村人が出席し、そのうちには若者も含まれていた。

*第Ⅱ社会集団との会合 — この会合は、2002年3月30日に前村書記の家で開かれた。参加者は、9名(男性5名、女性4名)であった。

2 状況説明

社会全体が、所得、再定住、農園(ゴム園と菜園)、公共施設、その他の側面に関して遭遇した種々の問題を描写した村の状況説明は、長期にわたる段階的なプロセスを通じて編纂された。第1段階は、再定住地からダム湖畔に至るまでの範囲について、調査チームが行った場所的観察の作業である。この観察チームは、社会関与により、つまり前村書記を情報提供者兼案内役とすることにより組織され

た。第2段階は、フィールド観察の結果に基づいて、調査チームが、村の状況説明について、その素描を作成した作業である。この素描は、あくまでも当初的な概要であって、村落共同体の人々により、さらに明確にされる必要がある性質のものである。第3段階は、この村の状況説明の素描を、各々の社会集団との会合の場に提出して、さらに討議し、集団的にレビューする作業である。

各々の社会集団との会合の結果は、それぞれの集団が属する社会共同体には、それぞれに特有の問題と期待が存することから、そのような特定の事柄への認識が反映されている。それ故、次の段階での作業は、それぞれの社会集団の期待をバトゥ・ブルスラット村全体の期待のうちに統合する目的のために、三つの社会集団の代表が出席する村落会合の形で実施された。

フィールド観察と村の状況説明の素描の作成は、2002年3月27日に行われた。他方において、村落共同体からの情報収集は、前記の日時と参加者の下でのFGD会合を通じて行われた。

3 マトリックスでのランク付け

バトゥ・ブルスラット村の状況説明のうちにおいて明らかにされた社会共同体の期待の実現化の枠組みにおける活動規模の優先度の選定は、以下のような段階を通じてのマトリックス・ランク付け作業を行うことにより実施された。

*各々の社会集団は、社会共同体によって表明されたあらゆる期待を実現する上での人的資源の潜在的可能性、機会および能力について、その貢献度の大、中、小についてのアセスメントを行う。これに次いで、この点での等級ないしは評価が決定される。等級付けの範囲は、集団的な合意の結果である。例えば、第Ⅲ集団では等級評価1-4、第Ⅰ集団では1-10の範囲、第Ⅱ集団では1-10の範囲での等級付けが行われる。

*これに続いて、各々の社会集団からのマトリックスでのランク付けの結果が、合同FGD会合を通じて、さらに社会集団全体と集団的に討議される。その結果、バトゥ・ブルスラット村のマトリックスでのランク付けがなされる。そこでは、バトゥ・ブルスラット村での社会全体の潜在的可能性、機会および能力に基づいて必ず達成されるべき活動優先度のリストが描かれる。

マトリックスでのランク付けを作成するための約束がまた、前記のFGD会合の際に行われる。なぜなら、マトリックスでのランク付けは、社会集団/村会合を通じての社会共同体による一連の参加型アセスメントの最終プロセスであるからである。

4 村の地図作成

バトゥ・ブルスラット村の状況を概括的に描写した地図の作成は、社会共同体との討議プロセスを通じて行われる。このプロセスでは、状況説明の結果を提示することで始まり、次いで状況説明の映像を村の地図のうちに投影する作業を行う必要がある。村の地図を作成するための相互作用のプロセスにおいては、参加者は、彼等が確認した場所について、とりわけ公共施設、家屋、河川、農園、湖沼、その他についてのインプット情報を、お互いにシェアした。この村地図の作成のプロセスは、約30分間行われた。

村地図の作成の討議は、調査チームの本部となっていたマルワン(Marwan)氏の家で行われた。この会合には、9名(女性4名、男性5名)が参加した。この討議は、2002年3月30日に行われた。

B 評価結果

1 再定住

(a) コトパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)に関する移転プロセスと住民の意見

バトゥ・ブラスラット村の住民の新移住地への移転プロセスは、コトパンジャン・ダム建設プロセスに極めて密接に関係している。この村の住民の長期にわたる悲惨な移転プロセスが始まったのは、1882年に県知事(Bupati)が、コトパンジャン・ダム建設のマスター・プランに関する命令書を、郡長(Camat)宛に発した時点からであった。これに応じて、住民を代表する指導者たち — 地方的には「ニニック・ママック」(Ninik Mamak)と呼ばれる社会指導者、宗教的指導者、村長、郡長、「アダット」(adat)上の伝統的著名人 — が、このプロジェクトの受け入れ準備に関しての協議会合を開催した。この集会は、バトゥ・ブラスラット村のイスラム寄宿学校(Pondok Pesantren)において開かれた。この集会には、およそ100名が参加した。この会合には、県知事(Bupati)と地域開発企画局(Bappeda)も出席した。この会合では、最終的に17項目の提案が採択され、政府に対して提出された。県知事の対応振りは、これらの要求を基本的に承認するというものであった。それ故、補償を含めて、全体的な決定は、中央政府の手中にあったのである。住民側の提案は、以下のような内容であった。

- *住民に対しては、タイプ36の恒久的な住宅が与えられるべきである。 しかし、
- *電気の据え付けは無料である。ただし、毎月の電気代は、住民によって支払われる。
- *住民移転は、村全体が移転する形で行われる。
- *各々の世帯主ごとに2ヘクタールのゴム農園が与えられる。ただし、住民の新移住地への移転後2年以内に、ゴム農園は、収穫条件の整った形で住民に引き渡されるべきである。
- *補償金は、公正価格で、全額が支払われるべきである。
- *学校、総合保健センター、モスク、スポーツ場、牧草地、公共墓地、その他など、公共施設が提供されるべきである。
- *4年間の生活手当の支給
- *住民は、「集団移住計画」の下での移転住民一般と同じ様には取り扱われない。
- *コトパンジャン水力発電プロジェクトの雇用にあたっては、技能と専門的知識のある地方住民が優先されるべきである。
- *神聖で歴史的由緒があると見られるすべての墓地は、政府によって、完全な形で移転されるべきである。また、水没する神聖な墓地については、顕彰碑が建てられるべきである。
- *住民に対しては、地方政府所有の水供給会社(PAM)により、掘り抜き井戸ないしは清潔な水が提供されるべきである。
- *すべての世帯に対して、MCK(水浴、洗濯、便所)が提供されるべきである。
- *すべての世帯に対して、50×100メートルの規模の庭地と100×100メートル規模の農地が提供されるべきである。
- *水没世帯に対しては、ダム湖の利用(特に漁業)についての指導が行われるべきである。
- *すべての世帯に対して、乳牛が与えられるべきである。
- *村道は、アスファルトで舗装されるべきである。
- *宗教関連教員の増員が図られるべきである。

その後、1987年から1991年にかけて、社会共同体の社会・経済についてのデータ収集プロセスと補償の準備プロセスに関して、幾つかの活動が実施された。このような活動は、幾つかの機関、とりわけ地方政府、農業事務所、国家土地局、リアウ大学、農園局、アンダラス大学によって実施された。これらの活動を通じて、伝統的規範(adat istiadat)、住民資産、ダム建設に関する住民の意見、補

償額の設定、住民の土地の測量などに関するデータが収集された。この時期に、つまり1990年に、ダム建設が開始された。

1992年に、正確なデータに基づいて、住民に対する補償金の支払いプロセスが具体化した。この時期に、ギナンジャール・カルタサスマタ(Ginanjjar Kartasasmita)鉱業・エネルギー相と県知事(Bupati)による約束、つまり住民は、無料で電気を享受できるであろうとの約束がなされた。その上、住民は、移転と同時に、収穫の準備が整ったゴム農園を受け取ることができることも約束された。1993年に、バトゥ・ブルスラットにおいて、住民のための再定住地の建設が始まった。同時に、70世帯主のための140ヘクタールのゴム農園用地の開墾が、契約業者によって実施された。この土地には、土壌肥料の目的で、豆類が植え付けられた。同年には、ダム建設のための入札手続きが完了した。1994年には、住民による新移住地の視察が行われた。住民の反応は、そこが、居住場所としてはふさわしくないというものであった。

1995年に、住民たちは、移住省が提供した100台のトラックを使って、新移住地に引っ越した。新移住地に到着した途端、そこで彼等が目撃したのは、6×6メートルの規模の家屋は、すべて草で覆われており、しかもトタン葺きの屋根、ベニア板の壁、薄いセメントの床、1×1メートルの規模の水槽、簡単なトイレ、その他の公共施設という有り様であった。これに加えて、生活手当として住民に手渡されたのは、米、砂糖、調理用油、灯油、石鹼、インゲン豆、塩、大豆製ソース(ケチャップ)、塩漬け魚などであった。1996年に、清潔な水供給施設(PAM)と公共給水栓(HU)が建設されたのであるが、それらが稼動したのは、4ヵ月間だけであった。同年には、住民は、ダム湖での漁獲活動に乗り出した。1997年には、政府による生活手当の支給が打ち切られた。

ティガブラス・コト・カンパル郡での住民協議により打ち出された17項目の提案については、政府による実現の度合いは、以下の通りである。

*タイプ36の住宅の実現は、極めて難しい。

*村には電気が導入される。しかし、住民は、据え付け料金を支払わなければならない。

*村全体が一体として移転することは不可能である。場所的な制約条件に照らしてみると、住民生活を支え切れないと判断されるためである。^{つぎなかつた。}

*各世帯に2ヘクタールのゴム農園が与えられたのであるが、その造成は、住民移転後4年も経てからであって、未だ収穫のできるような状態ではない。

*補償金の支払いは、公正なものではなく、また住民にとって有利なものでもない。

*宗教行事向けの建物(musholla)は、利用できるような類いものではなく、またモスクは、住民の献金で建設された。さらに、牧草地はなく、また共同墓地用の土地も、適切なものではない。

*生活手当の支給は、2年間のみであった。

*水没影響を受けた住民が、コトパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)において雇用機会を得るのは困難であった。

*歴史的に由緒のある墓地 — 総計で16墓地があった — のうちで移転対象となったのは、バトゥ・ブルスラット村とプロウ・ガダン村の2ユニットの墓地のみであった。

*地下水井戸は建設されず、住民には雨水溜めタンクが与えられたにすぎなかった。飲料水プロジェクト(PAM)の下での清潔な水供給施設は、4ヵ月間稼動しただけであった。

*MCK(水浴、洗濯、便所)は、建設されず、粗末なトイレが設けられただけであった。

*20×50メートル規模の庭地と40×100メートル規模の農地が与えられたにすぎなかった。

*乳牛が配られたのは、ピナマン村、ラナ・スンカイ村、ルブック・アグン村の3ヵ村のみで、しかも受益者は、一部の住民に限られていた。

*村道には、アスファルト舗装がなされなかった。

*墓地移転の経費は、政府によって負担されなかった。

前記提案の実現度に対する住民の受け止め方は、政府には、住民によって提案されたプログラムを認める意向はなく、厳しいスクリーニングにより多くの提案を振り落とすというものであった。その上、政府は、これらの提案の実現について、まず最初に住民と協議し、合意に到達する努力を尽くさないで、利己的利益の観点から決定を行ったにすぎないというのであった。これにより、住民の間には不満足感が生み出され、また各種の問題が生じ、さらに複雑な悪影響が続いているのである。

(b) 家屋と土地に対する補償(0.1ヘクタール、0.4ヘクタール、2ヘクタール)

住民が受け取った家屋補償は、17項目提案 — これは、社会指導者との協議でまとめられ、その後政府に提出された — の線に沿ったものではなかった。家屋の規模という点では、住民提案の内容、つまりタイプ36に合致していたのであるが、質の点では、恒久的家屋の供与という住民提案とは齟齬していた。住民が受け取った家屋は、極めて簡素な造りであるばかりでなく、ほとんど破損状態であった。家屋の造りは、ベニア板の壁、トタン屋根、薄いセメントの床という代物であった。住民が家屋を受け取った時、建造後すでに2年を経過していた — 建造は1993年で、住民引っ越しは1995年であった。

今日、住民の住宅事情はまちまちで、ある家屋は改築を施され、他の家屋は未だに元のままといった状況である。富裕な住民には、家屋を改築できるだけのゆとりがある。しかし、貧困住民にとっては、元のままの家屋に住み続けるほかないのである。

家屋の造りの悪さのために、移転当初からそこに住み続けている住民の間では不便感が根強い。彼等は、家屋の質の不適切性に起因する健康状態への影響を懸念している。

既存の住宅事情を改善するための努力として資金的にゆとりのある人々によって講じられているのは、部分的ないしは全面的に住宅を改築するという方法である。しかし、改築のゆとりのない人々にとっては、日々質的に悪化する住宅事情を改修するためには、政府による家屋改善資金の補助しかない。

土地補償の問題に関しては、住民が受け取ったとされているのは、庭地20×50メートル、農地40×100メートル、ゴム農園2ヘクタール規模の土地であった。しかし、実際には、住民が受け取ったゴム農園の広さは、1.8ヘクタールにすぎなかった。住民が得た土地補償は、政府に対する住民提案とは合致していなかった。住民によれば、土地条件は、極めて悪く、また肥沃性にも欠ける。このことは、特に菜園と農地について言える。これは、肥沃性のある表土の厚さが、10～15センチにすぎないためである。

住民の見方では、このような劣悪な土地条件の下では作物の栽培は不可能で、たとえ作物が生育したにしても、何らの生産物も得られないというのである。これに加えて、現在表面化しているもう一つの深刻な問題は、土地所有権の重複の問題である。社会的に頻発しているのは、土地証明書を所持すると主張する住民が、現地で確かめてみると、土地そのものが存在しないという事例である。バトゥ・ブルスラット村では、土地所有権絡みの紛争が、およそ250件も存するのである。

土壌の肥沃度の問題を克服するための努力の一環として、化学肥料と石灰を供給する措置が講じられているのであるが、具体的な成果がもたらされるまでには至っていない。これに加えて、第2作物と換金作物を育成しようとの試みも、住民によりなされてきている。しかしながら、不幸にして、このような期待に沿うような結果は得られていない。土地所有権の重複の問題および土地証明書と現地との間の齟齬の問題に関しては、住民は、これらの係争問題の解決を求めて、国家土地局(BPN)とPLTA当局に問題処理を委ねた。しかし、これらの機関は、何らの反応振りも示していない。

土壌の肥沃度の問題への対処策の一環として住民により望まれているのは、農業試験所での実験が行われるべきことである。試験所での結果は、土壌の肥沃度の水準と栽培に適した作物を証明することになるであろう。これに加えて、住民が試みようとしているのは、「ガンビル」(gambir)と呼ばれる地方的作物の栽培であって、もしもその作付けと管理のために必要な資本を援助してくれるようなパートナーが見い出せるならば、かかる作物の大幅な栽培に乗り出そうとしているのである。所有権の重複の問題に関しては、住民の期待が大きいのは、政府が、発生している問題の解決に乗り出すことである。

(c) 土地(農園、農地、宅地、菜園など)の喪失に対する金銭補償

金銭補償については、住民の現金の入手源となっているのは、作物、稲田、農園、菜園および家屋に対する補償である。より詳細に眺めてみると、以下の表には、補償に関する住民提案とその実現化の対比が掲げられている。

番号	項目	住民提案額(ルピア)	実現額(ルピア)
1	ココナツ(生産木)	35,000/ユニット	4,800/ユニット
2	ココナツ(非生産木)	15,000/ユニット	1,000/ユニット
3	ゴム(生産木)	10,000/ユニット	2,400/ユニット
4	ゴム(非生産木)	5,000/ユニット	1,500/ユニット
5	灌漑稲田	15,000/平方メートル	600/平方メートル
6	非灌漑稲田	10,000/平方メートル	400/平方メートル
7	その他の作物	10,000/ユニット	5,000/ユニット
8	農園(村から遠い)	1,000/平方メートル	30/平方メートル
9	農園(村に近い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
10	菜園(道路に近い)	5,000/平方メートル	600/平方メートル
11	菜園(道路から遠い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
12	恒久的家屋	200,000/平方メートル	92,000/平方メートル
13	半恒久的家屋	150,000/平方メートル	68,000/平方メートル
14	仮設家屋(木製、ベニヤ製)	100,000/平方メートル	48,000/平方メートル
15	墓地移転	75,000	なし

住民が受け取った補償の実現化は、強制的に実施されたもので、補償金額について合意に達するためのいかなる協議ないしは討議もなされなかった。住民たちは、政府によって支払われる補償価額を受け取るよう強いられたのである。もしも住民がそれを受け取らなければ、彼等は、「移転調整チー

ム」(Satkanlak) — このチームは、政府の公安機関としての機能を有していた — によって威嚇され、移転を強制されたのである。住民によれば、「移転調整チーム」は、軍隊の様々なユニットからの出身者で構成されていた。

強制的なやり方であったために、住民たちは、今日に至るまで納得しておらず、自発的意思ではなかったとしており、裏切られたと感じており、さらには強い憎しみの感情さえ抱いている。彼等の尊厳は無視され、また傷つけられたのであって、彼等がコトパンジャン・ダム建設のために払った犠牲に釣り合わないというのである。その結果として浮上してきているのは、住民は、補償にかかわるいずれの事柄に対しても極めて神経過敏であり、またこの問題に極めて強い関心を抱いていることである。現在、住民の間に広まっているのは、ダム建設の援助機関としての日本政府が、補償に関する公的価額リストを保持しているという噂である。

政府に対する住民要求の一環として打ち出されているのは、公的補償価額ないしは日本によって申し入れられた補償率表について、これを透明化させることである。住民はまた、政府に対して、公共墓地の移転経費を支払うよう求めている。

(d) 公共的/社会的施設

バトゥ・ブルスラット村に対して政府によって提供された公共施設ののうちには、とりわけ小規模モスク「ムショラ」(musholla)、村道、墓地、学校、村役場、集会所、モスクなどがある。このうちの幾つかの状態は良好であるが、適切性に欠けるものもある。

適切性を欠く状態にある公共施設の典型は、村道である。村道は、アスファルトで舗装されておらず、路面は、至る所で土壌侵食の影響を受けている。侵食された土砂は、村落周辺の溝や排水路に流れ込む。その結果、雨が降れば、庭地は冠水状態となる。その上、村道には街灯が備え付けられていないことから、夜間には真っ暗である。このような状態は、同村における社会活動の大きな妨げとなっている。

小規模モスク「ムショラ」の状態は劣悪である。そのため、宗教活動の遂行が妨げられているというのが、住民の受け止め方である。その上、住民移転の当時には、モスクは、政府により建設されていなかった。

住民たちは、自助努力の募金により、また地方的資材を用いて、ムショラを改善しようと努めた。その結果、それを使うことができるようになった。その上、モスクもまた、住民の自助努力により建立された。さらに、「ゴトン・ロヨン」(Gotong Royong) — 共通目的の達成のための自発的な共同作業 — により、村道を改善しようとする試みもなされた。しかしながら、道路事情を大きく改善できるまでには至っていない。

この村での問題克服のために必要な努力の一環として繰り広げられてきているのは、「ゴトン・ロヨン」の自発的な共同作業によるムショラと村道の物理的条件の改善、さらに村道における街灯の設置である。

(e) 電気

過去の政府約束では、住民は、据え付け料金を課されることなく、電気を享受できるであろうというのであった。実際、同村には電気施設が付設されたのであるが、各家庭が電気の供給を受けるためには、住民は据え付け料金を支払わなければならない。そのための経費は、据え付け時期にもよるが、およそ15万～100万ルピアである。これに加えて、電気料金の急激な値上げのために、支払い負担が

大きすぎるというのが、住民の受け止め方である。

同村における電気関連の現在の問題は、住民の一部が未だに電気を享受できていないという点である。その理由は、それらの住民には、据え付け費用を負担できるに足る金がないためである。これに加えて、電力料金の突然の大幅な値上げは、住民負担の度合いを高めている。その上、現状では、住民の所得の入手先は、予測不可能である。そのため、住民の多くが、過去2~3ヵ月の間、電気料金を支払っていない。

これまでに住民としては、政府約束、つまり各家庭に電気を据え付けるという約束の実現を待ち続けてきたし、今後もそうであろう。このことは、とりわけ自己資金で据え付けのできない低所得の住民グループについて言える。他方において、すでに電気の供給を受けている人々にとっては、電気料金の値下げが、彼等の政府への要求である。

2 所得創出

(a) ゴム

バトゥ・ブルスラット村におけるゴム樹の植え付けの対象地は、この点でのリハビリ対象地ではない。なぜなら、この場所には、かつて一度だけ植え付けが行われたからである。ゴムの植え付けは、村落共同体の管理の下に行われたのであるが、期待されたようには進められなかった。つまり、植え付けグループの長への住民の信頼は裏切られ、その成果はゼロであった——つまり、対象地にはゴムの木は植え付けられなかった——のである。結局のところ、住民たちは、各自に植え付けを行ったのであるが、それに成功したのは、ごく少数の人々だけであった。

現在、同村には、21のゴム生産グループが存している。1グループは、24~25世帯で構成されている。

バトゥ・ブルスラット村には総計で1044ヘクタールもの広大なゴム農園用地が存在しているのであるが、そのうち成功しているのは、面積的には約35%にすぎない。残りの65%の土地は、ジャングルか草地に戻ってしまっている。このような農園の現状は、新たな問題、つまり乾季における火災の発生、猪、鹿、バク、野生の水牛などの動物被害といった問題を引き起こしている。

動物被害、特に猪による被害への対処策の一環として、スチール製ネットの罾を仕掛け、そこに毒薬入りの餌を置くという方法が講じられている。しかし、その成果は、芳しいものではない。他方において、枯れ草に起因する農園火災を最少限に止めるために、除草剤のラウンド・アップを用いて、雑草の除去が図られている。それ故、住民による雑草除去作業が、集約的に行われているのではない。その理由は、以下のような事情のためである。ゴム農園は、場所的には、再定住地からは7~8キロメートル離れた所に位置している。そのため、ゴム農園に行くには、3~4時間も要するのである。つまり、家からダム湖畔までは徒歩で1時間、木製の小舟でダム湖を渡るのに1~2時間、次いでダム湖畔からゴム農園まで歩いて1時間もかかるのである。ゴム農園で作業をすとなれば、平均で約1週間の滞在が必要となる。そうでなければ、ある程度のメンテナンス活動ができないためである。その結果、住民には、漁業など、彼等の家族のニーズを満たす上での即効的な金銭獲得手段であるその他の仕事を行うことができなくなってしまうのである。

現行のメンテナンス資金は、この種のニーズを満たすためには使用できない。それ故、住民が、ゴム農園に滞在できようにするためには、彼等が家に残してきた家族の日常的なニーズを満たすことができるよう、資金配分の上で配慮が払われる必要がある。

このような状況下において発生してきている問題については、それへの幾つかの対処方策が講じられる必要がある。とりわけ、以下のような措置が講じられなければならない。

- ①住民の農園へのアクセスを容易にし、また農園への行き来の時間短縮のためには、ダム湖を跨ぐ橋梁が建設される必要がある。
- ②農園に繋がる道路を建設する。
- ③再定住地から農園までの長距離の場所的補償として、メンテナンス資金を増加する。
- ④「中核パートナー」(Bapak Angkat)の制度を採用することにより、ゴム樹の管理を行う。ゴム園管理の点での「中核パートナー」の定義と目的については、住民の間に未だに認識の仕方に違いがある。それ故、今後とも、この問題についての討議を続けて行く必要がある。

(b) 園芸

住民による園芸の対象地は、通常、「季節地」と呼ばれている。この土地のメンテナンス状態は良好ではなく、雑草で深く覆われている。住民の一部は、この地において、ランブータン、ジャック・フルーツ、ゴムなどの耐性の強い作物を栽培している。

従来、この土地では、農業事務所から配布された種苗を用いて、「ゴゴ」(gogo)と呼ばれる陸稲、大豆、インゲン豆、トウモロコシ、チリなどの一期性の作物が栽培されてきた。しかし、これらの作物の育ちは悪い。その理由は、土壌条件が悪すぎるためである。農民たちは、化学肥料と石灰を散布しているのであるが、土壌の肥沃度そのものが欠けているのである。つまり、腐植土は薄く、吸水性で、砂質性で、約1~1.5メートルの深さまで岩だらけなのである。いずれにしても、これまでの土壌改良の成果は、芳しいものではない。第2作物の土壌生産性を高めるためには、農業試験所での土壌テストが必要である。これにより、どのような種類の作物が、かかる土壌条件に適しているのか、また作物の適正な成長と生産量の最大化を図る上で、どのような住民支援策が講じられるべきかについて、具体的な作物と方策が確かめられ得るであろう。

(c) 菜園(家庭菜園と住民共有地)

菜園は、一般には社会共同体の共同管理の下に置かれている。その背景となっているのは、この種の土地が未利用のままに放置されることなく、各種作物——一般には、ココナツ、カシュー・ナツツ、グアヴァ、バナナ、マンゴー、ジャック・フルーツ、パイナップルなどの果実——が植え付けられる必要があるとの考慮である。これらの作物のうち、幾つかの成長は良好で、生産物の収穫も行われている。しかし、幾つかの作物、特にマンゴーとミカンは、植え付けられてから数年が経過しているにもかかわらず、結実するに至っていない。

菜園とされていない土地のメンテナンス状態は悪く、その多くでは、ランブータンなどの灌木が生い茂っている。こうした土地は、肥沃性が乏しいために、住民の耕作の手が及んでいない。この地に住民によって植え付けられたゴム樹でさえも成長の度合いは良くなく、樹液を産出するまでには至っていない。この地のもう一つの制約要因は、猪の被害である。

土地生産性を向上させることへの住民の関心は、依然として高い。このためには、とりわけ以下のような種々の代替的な解決策が講じられる必要がある。

- ①有機肥料の投入の度合いを強化することにより、不毛の土地の肥沃度を高める。
- ②可能な場合には、(フェンスの設置により)区画設定のための管理システムを採用することによって、牧場としての土地利用を図る。

- ③住民の米需要を満たすために、稲田を開発する。
- ④農園へのアクセス道路を修繕し、また拡大する。
- ⑤「ガンビル」を植え付けることにより住民共有地の再緑化を図る。この点では、潜在的市場の開発についても考慮を払う — なお、バトゥ・ブラスラット村では、ガンビルの加工工場が稼働している。
- ⑥「サラク」(salak)、「ドック」(duku)、ドリアン、マンゴーなどのその他の果実の生産支援を行う。ただし、これらの果実の土地条件への適合性テストを行う必要がある。

(d) 漁業と家畜の飼育

住民の主要な所得獲得源であるはずのゴム生産が未だ軌道に乗っていない現状の下では、漁業部門での生産は、住民の第一次的な所得獲得源である。ダム湖での主要な漁獲方法として住民により用いられているのは、漁網を用いる方法と「クランバ」(keramba) — 網と竹で作られた浮き池 — のうち、に魚を飼う方法である。後者に対しては、カンパル県政府の年間予算計画(APBD資金)の下で助成措置が講じられている。しかし、この部門からの収入には、落ち込み傾向が見受けられる。これには、以下のような幾つかの原因が挙げられる。

*漁獲量と放流魚苗との間のバランスが失われてきているために、魚苗の数が、徐々に減ってきている。このアンバランスはまた、電気ショック、毒殺などの不適切な漁獲方法によっても引き起こされている。

*住民の漁獲手段と漁獲技術が限られており、「クランバ」に代わるような養魚方法を持ち合わせていない。

前記の問題を克服するための努力の一環として、漁具援助と魚苗増加支援についての提案が作成され、県漁業事務所に対して提出されている。しかし、今日までのところ、この提案は、実現されるまでには至っていない。この分野での各種問題への対処策としては、下記のような措置が講じられる必要がある。

- ①漁獲手段(漁船、漁網など)の購入と魚苗の増加を図ること。
- ②村落共同体によって管理される「クランバ」の数を増やすことにより、この養魚法を促進すること。
- ③漁獲魚の燻蒸加工工場を入手すること。
- ④漁獲魚の加工技術についての訓練を行うこと。
- ⑤村落協同組合(KUD)を通じて市場へのアクセス支援を行うこと。

3 水供給

水資源

(a) 地下水井戸

住民によって日常的に消費される水資源のうちで最も重要度が大きいのは、地下水井戸である。バトゥ・ブラスラット村では、日常的な水需要を満たす目的で、約300個の掘り抜き井戸が建設された。他方において、その他の水資源は、代替的な供給源として用いられている。

これらの井戸は、住民の自助努力により建設された。なぜなら、住民の引っ越し時には、家屋には井戸が備え付けられていなかったからである。

移転時には、1×1メートルの規模の雨水タンクが備え付けられていたにすぎなかった。降雨の際に、タンクは、満水状態となる。しかし、住民の水需要は、それを遥かに凌いでいる。それ故、タンク水

だけでは、住民の日常的な水需要を満たすには十分ではない。そのため、住民により水供給の確保のための努力がなされてきているのであるが、そのような試みは、スムーズには行っていない。なぜなら、再定住地は、海拔170メートル以上の高さの場所に位置しており、地形的には斜面地帯であるためである。地層は、掘り抜くのに容易ではなく、精々のところ数メートルを掘るのがやっとである。地底には、硬い岩盤が存している。地盤を穿つためには、ノミとハンマーが必要である。ツルハシでは、掘り切れない。その上、莫大な建設コストがかかる。1メートル掘るのに30万ルピアの支払いが必要である。そのため、幾つかの井戸は、2~3メートルの深さしかない。しかも、幾つかの井戸では、7メートルの深さまで掘り下げたにもかかわらず、得られた水量は、ごく僅かであった。

このような土質条件の下では、住民としては、建設可能な範囲での井戸しか持てない。もしも十分な水が得られ、日常的なニーズを満たすことができるのであれば、彼等は、井戸の利用可能性の如何にかかわらず、井戸掘りを止めてしまう。

フィールド調査とインタビュー結果に基づけば、一部の井戸の水質は悪く、雨季には褐色、乾季には赤色となり、また悪臭を帯び、飲用には適さない。ただし、幾つかの井戸の水質は良好で、清潔な水として飲用可能である。このような井戸水は、調理用、洗濯用、飲料用および水浴び用として住民により消費されている。井戸の平均的な深さは、およそ4~5メートルで、地面からの平均的な高さは1.5~2メートルである。

一般に利用されているのは、天水井戸である。この種の井戸は、雨季には十分な水量があるが、乾季には干え上がってしまう。このような状況の下では、住民の一部は、彼等の家屋の周辺の小川で水浴びと洗濯を行う。飲料水と調理用水については、これらの住民は、隣人から供給を受ける。ただし、彼等は、川から運んできた水を、飲用と調理用に充てることも多い。

バトゥ・ブルスラット村では、人口増加に伴って、水問題が、ますます深刻化してきている。人口増は、保健環境に悪影響をもたらすとともに、再定住地のスラム化に拍車をかけている。その原因は、MCK(水浴、洗濯、便所)が正常に機能していないためである。住民の一部は、自宅の庭に穴を掘り排泄した後、土をかぶせる。

前記のような数多くの問題のうち、何らかの解決策が講じられてきているのは、ほんの一部である。例えば、水の入手難に対処するために、一部の住民は、井戸を掘り下げることにより、清潔な水を汲み上げている。また、幾人かの住民は、河川水をパイプで自宅まで運んでいる。ただし、このような措置を講じている住民の数は多くない。

こうした水問題を克服するための努力の一環として、バトゥ・ブルスラット村では掘り抜き井戸の建設が構想されており、最高地点3ヵ所にこれを建設することが計画されている。同村では、水需要の問題の解決が死活的重要性を持っているが故に、この計画への緊急の着手が、不可避的であるように思われる。掘り抜き井戸の建設は、最終的に残された代替策となっている。なぜなら、住民の清潔な水要求を満たすための幾つかの解決策——例えば、PDAM給水プロジェクト——が、これまでにことごとく失敗してきているからである。

(B) 飲料水プロジェクト

バトゥ・ブルスラット村は、飲料水プロジェクト(PAM)の対象地であったのであるが、このプロジェクトは、住民の水需要を満たすことができなかった。その理由は、公共給水栓(HU)にまで水が流れて行かないためである。住民がPAM水の恩恵に浴したのとは、たったの4ヵ月であった。しかも、すべての

世帯が、PAM水を享受できたのではなかった。

PAM水の水源は、ダム湖で、2ユニットの揚水機で用水を汲み上げた。一つの揚水機は、湖水を汲み上げて、「取水」(intek)タンクに入れる目的で、ダム湖のうちに据え付けられた。もう一つの揚水機は、取水タンクの水を汲み上げて、貯水槽に入れる目的で、貯水槽の上に設置された。ダム湖から貯水槽までパイプ・ラインが敷設されたのであるが、その長さは1500メートルで、パイプの直径は4インチであった。貯水槽は、コンクリート製で、大きさは7×6メートル、高さは3メートルであった。

PAM水は、隣り合った2ヵ村、つまりバトゥ・ブルスラット村とビナマン村を灌漑することが計画された。しかし、実現化という点では、PAMは、実施されず、およそ10億ルピアに相当する資金を費やただけで失敗に終わってしまった。

現状では、PAMは、すでに破損の度合いが著しい。パイプは、消失し、機能不全に陥ってしまっている。発電機も、消え失せてしまった。また、公共給水栓は、もはや本来の場所にはなく、解体され、住民の家に移され、雨水溜めとして用いられている。

PAMの失敗の原因は、計画段階において住民参加を図らなかった点にある。ただし、住民たちは、関係機関に対してPAM建設計画の変更を働き掛けて、その代替案として、各家庭に井戸を建設することを提案した。住民たちは、PAMを稼働させることが難しいことを知っていたのである。しかし、このフィードバックは、政府当局により取り入れられなかった。

PAMの機能を回復させ、また給水パイプ・ラインを無駄にしないためには、貯水槽のある場所に掘り抜き井戸を建設する必要がある。掘り抜き井戸からの取水は、貯水槽のうちに入れられ、そこからパイプを通して配水することができる。この構想が実施可能であるのは、貯水槽が、パイプよりも高い場所に位置しているからである。

(c) 河川水

バトゥ・ブルスラット村を流れる河川は、水量も豊富であるため、住民により、代替的な水資源として頻繁に利用されている。同村の周辺には、8本の小川があり、これらは、いずれも住民により利用されている。特に乾季には、住民は、これらの小川からの取水に大きく依存し、彼等の日常的なニーズに充てる。自宅に地下水井戸を有しない人々にとっては、河川水は、彼等のニーズを満たす上での最も重要な水源となっている。彼等の住居から取水場までの距離は、約200～500メートルである。

河川水は、乾季には、時々干え上がってしまう。そのような場合には、日常的なニーズを河川水に頼っている人々は、どうしようもなく、困惑の淵に陥ってしまう。同様なことは、自宅の井戸が干え上がってしまう人々についても言える。このような問題に加えて、水質の悪さも、頭痛の種である。このような水質悪化は、一つには、多くの住民が、河川を排泄場所として利用していること、もう一つには、河川が、その他の厨芥によっても汚染されていることに起因している。

このような水不足に対処するために、住民は、その他の水源を探そうと努力している。ただし、そのような代替水源が見つかったにしても、その場合には、彼等は、何百メートルも歩かなければならない。しかし、そうした場合でも、彼等が、日常的なニーズを満たすことができない状態に置かれていることには変わりはない。

水不足への対処方策としても、また不断に流れる水資源を維持するためにも、集水域の周辺環境保全を図ることが必要である。

(d) 雨水

住民が、彼等の日常的なニーズ — 洗濯、調理、水浴および排泄 — を満たす上で、最も多く利用しているのは、未だに雨水である。住民が引っ越してきた当初には、各々の家屋には、雨水貯水槽(PAH)が備え付けられていた。現状では、これらのPAHの一部は破損してしまっているとはいえ、その多くは、依然として使われている。PAH水が日常的に主要な用水源として使われているような場合には、それだけでは十分ではない。それは、もっぱら補完的な用水源として用いられている。

(e) 掘り抜き井戸

バトゥ・ブルスラット村の住民にとっての代替的な水資源は、掘り抜き井戸である。掘り抜き井戸への彼等の期待は、極めて大きい。この点は、すべての社会集団との討議(FGD)の際に明瞭に表明された。一般には、彼等は、この潜在的資源には実現可能性があると判断しているが故に、掘り抜き井戸を主要水源として位置づけるよう求めている。

(f) 清潔な水供給施設

バトゥ・ブルスラット村での清潔な水供給施設の中核とされてきたのは、サンヨー製の揚水機を用いて掘り抜き井戸から水を汲み上げることであった。揚水機は、PAM水、貯水槽、パイプ・ラインの給水システムを稼働させるために用いられ、今日でも保存状態は良い。しかし、この機械は、稼働可能とはいえ、メンテナンス状態は良くない。

他方において、雨水貯水槽(PAH)は、未だに存在している。それらの一部は破損してしまっているのであるが、大多数は、依然として良好な状態にあって、住民によって使用されている。なお、河川水の導水手段としては、パイプ・ラインが用いられている。

(g) 衛生設備

住民の健康を実現する上で何よりも必要なことは、清潔な環境を維持するよう努めることである。そのような方法の一つは、MCK(水浴、洗濯、便所)のために清潔な水を供給することである。もしもそのための十分な水がなければ、環境と公衆衛生の面でマイナスの影響が生じてこよう。バトゥ・ブルスラット村では、水供給の不足が生じていることから、環境と公衆衛生のいずれの点でも維持が難しい。これに加えて、住民の一部は、MCKとして、同一河川水を利用している。他の住民はまた、自宅の庭地に、極めて簡素な形でMCKを設けている。

C 結論

村地図の素描、「状況説明」、マトリックス・ランク付けという手段を用いることにより3社会集団から得られた参加型評価に基づけば、すべての社会集団では優先度の置き方が、それぞれに異なっているという結論が得られた。このような差異の発生は、それぞれの社会集団ごとに環境特性が異なっていること、またそれぞれの社会集団ごとに開発されるべき潜在的な可能資源を眺める観点が異なっていることに起因している。以下に掲げられるのは、それぞれの社会集団の優先度の大きさの差異に基づいて作られたマトリックス・ランク付けの結果である。

第Ⅰ社会集団(第Ⅰ村)

- *中核スポンサー方式を採用することにより、「クランバ」養魚池を管理すること。
- *清潔な水の確保のために掘り抜き井戸を建設すること。
- *「ガンビル」の植え付けにより、住民の土地の生産力を高めること。
- *第2作物(palawija)の土地証明書の問題について解決を図ること — 証明書の数を再度チェックす

ること。

- *再定住地の質の改善(MCK施設、老朽化住宅の改修、礼拝施設の改修、および排水施設)を図ること。
- *公共施設(道路、交通手段、通信手段)を増やすこと。
- *ゴム農園のメンテナンス費用 — 遠隔的な場所に起因する費用 — の補填のための予算資金を増やすこと。
- *観光地としてのダム湖の潜在的可能性を開発すること。
- *アヒル飼育を助長すること。
- *魚苗の提供の度合いを高めること。
- *清潔な水のための電動揚水ポンプを購入すること。

第Ⅱ社会集団(第Ⅱ村)

- *ゴム農園のメンテナンスのための資金を増やすこと。
- *漁獲手段の拡大を図ること。
- *1世帯主当たり毎月50キログラムの米の生活手当を支給すること。
- *常駐の医師を用意すること。
- *宗教関連の礼拝施設を改修すること。
- *教育施設を建設すること。
- *「クランバ」養魚池についての技術訓練を行うとともに、養魚池を提供すること。
- *「ガンビル」を植え付けること。
- *ゴム農園へのアクセスを容易にするために、ダム湖を跨ぐ橋梁を建設すること。
- *掘り抜き井戸を建造すること。
- *MCK(水浴、洗濯、便所)を建設すること。
- *電気料金を引き下げること。
- *ダム湖に通ずる道路を建設すること。
- *学校への寄付金(BP3)の要求を中止すること。
- *証明書数と土地との間の齟齬を調整すること。
- *ゴム農園に通ずる道路を建設すること。
- *市場にキオスクを設けること。

第Ⅲ社会集団(第Ⅲ村)

- *乳牛の飼育を助長すること。
- *公共インフラと道路インフラを補修すること。
- *電気の据え付け料金を返還するとともに、未だ電気を享受していない住民に対して、電気を据え付けること。
- *漁業の分野での開発を図ること。
- *(掘り抜き井戸を通じて)清潔な水を増やすこと。
- *MCK(水浴、洗濯、便所)を建設すること。
- *ゴム生産の増加を図ること。
- *補償金の残額の支払いを行うこと。
- *補償価額表の再検討を行うこと。

付属書 3.6 ビナマン村

ビナマン村は、東方においてバトゥ・ブルスラット村、西方において住民共有地、北方においてダム貯水池、南方においてゴム農園に境界を接している。郡庁所在地までの距離は1キロメートル、県庁所在地までは43キロメートル、州庁所在地までは103キロメートルである。この村は、ダム貯水池の中央部分の非冠水地域に位置している。人口数は2554人(300世帯)で、男性1290人、女性1264人である。

この村の住民の主要な生計源は、ダム湖での漁業で、現在90%の人々が、漁獲に従事している。住民は、ゴム農家としての仕事からは、未だに収入を得られていない。なぜなら、ゴムの木は、植え付け後1.5年を経過しただけであるからである。ゴム農園は、ダムに隣接する場所に位置している。そのため、住民が、ゴム農園の世話をすることは難しい。生計源となる稼ぎが限られているために、その悪影響が現れており、とりわけ子供を通学させることができない住民も多い。ビナマン村は、1998年にバトゥ・ブルスラット村から分村した。それ故、この村での問題の多くは、バトゥ・ブルスラット村の場合と類似している。

A 移転プロセスの状況

1 村の歴史的系譜

ビナマン村は、以前はバトゥ・ブルスラット村のうちに組み込まれていたのであるが、1998年に分離して、自治的地位を得た。それ故、ビナマン村の歴史的系譜をたどる上では、その基礎としては、バトゥ・ブルスラット村と類似の方法が用いられる。ただし、特に1998年の分離以降の事態については、ビナマン村の住民によって、さらに明確にされるかまたは補完される必要がある。

ビナマン村での情報の明確化と補完化のプロセスは、すべての小村(3小村)において実施することが計画された。しかし、第Ⅱ村での最初の経験では、追加的情報は何もなかった。換言すれば、ビナマン村の住民情報は、バトゥ・ブルスラット村で収集された情報と酷似していたし、またビナマン村の歴史的系譜は、バトゥ・ブルスラット村のそれと似通っていた。

こうした事情を考慮して、村の歴史的系譜は、第Ⅱ村での会合の際に提示されただけであった。他方において、他の二つの小村(第Ⅰ村と第Ⅲ村)での会合では、一層の明確化のための提示は、特になされなかった。その理由はまた、村史には一般的な出来事だけが記載されるという考慮にもよっていた。それ故、第Ⅱ村での住民による明確化は、それだけですでに第Ⅰ村と第Ⅲ村の住民の意見を代表しているものと見なされることができた。その上、ビナマン村のすべての小村の歴史を繰り返してたどる必要はなく、また利用できる時間的制約からしても、「状況説明」とマトリックス・ランク付けなどのその他の参加型農村評価(PRA)手段の利用で十分であろうとの考慮にもよっていた。

第Ⅱ村での村史についての討議は、2002年4月3日(水曜日)に、第Ⅱ村の村長の家で、約30分間にわたって行われた。この会合には、村落指導者と村民を代表して、12名(男性9名、女性3名)が出席した。

2 状況説明

「状況説明」の作成の基礎としてのフィールド観察は、2002年4月2日に調査チームによって実施された。調査チームは、ダム湖、住民共有地、再定住地、第2作物(palawija)地からゴム農園に至るまで同村を踏査した。それぞれの地域での位置取りと土地割り当てについての記述は、その後、状況説明図のうちに投影された。村落地域を踏査した観察旅行の途上で、調査チームは、農地とダム湖で仕事

をしていた幾人かの人々と会い、彼等と対話した。その目的は、彼等が、どのような仕事をしており、またそれらの仕事から、どのような成果を得ているのかについて、直接に問い質すことにあった。

ビナマン地域を描写した下図は、状況説明図のうちに表示される形で、その後、第Ⅱ村、第Ⅲ村および第Ⅰ村の住民との会合において提出された。会合の日時は、関係村民が出席できる時間に合わせて決定された。

第Ⅱ村が調査チームとの対話と討議の最初の機会となったことから、住民たちが、資源、所有権、直面している問題、および対処されてきた解決策と対処される必要のある解決策についての質問用紙に答えるのに、2時間以上の長時間を要した。第Ⅱ村での状況説明の結果は、その後、第Ⅲ村での会合に再提出された。その意図は、一層の明確化を図るとともに、未だ明らかにされていないその他の追加的情報を得ようとする点にあった。このプロセスにおいて、ダム湖と再定住地に関して追加され、また明確にされるべき幾つかのインプット情報が得られた。第2作物地、ゴム農園などに関しては、基本的情報は、ほぼ類似であった。状況説明についての第Ⅲ村との討議プロセスは、単に情報の補完作業だけであったために、迅速に進められ、およそ1時間半で終わった。また、第Ⅰ村での状況説明についての評価作業も、約1時間を要しただけであった。

状況説明の技法による住民からの情報の収集は、それぞれの小村でのFGD(フォーカス・グループ討議)会合の際に、以下のようなスケジュールで行われた。

*第Ⅱ村での会合……この会合は、2002年4月3日午後2時半～6時に、第Ⅱ村村長の家で開かれた。

参加者は、村役人 — 村長、隣組(RT)組長、村議会(BPD)議員 — と村民の12名であった。

*第Ⅲ村での会合……この会合は、2002年4月4日午後8～11時に、第Ⅲ村村長の家で開かれた。参加者は14名で、村長、村役人、「ニニック・ママック」、慣習法指導者、村民が出席し、そのうちには若者も含まれていた。

*第Ⅰ村での会合……この会合は、2002年4月5日午後8～11時に、ヌルル・イマン寺院(Musholla Nurul Iman)で開かれた。参加者は、18名であった。

3 マトリックスでのランク付け

住民ニーズのうち、どれが取り上げられる必要があるかについての優先度を確定するためのマトリックス・ランク付けの作成プロセスは、第Ⅱ村での第1回会合において行われた。実際には、このプロセスにおいては、同日(2002年4月3日)には、状況説明を続けることはできなかった。その理由は、住民たちには、その日の夜にムショラ(musholla)での会合が予定されていたからである。それ故、マトリックス・ランク付けに関しての住民との討議は、翌日に行われた。2002年4月4日の会合には、10名が参加した。主な出席者は、村長、村議会(BPD)議員、隣組(RT)組長、村民であった。

住民ニーズの優先度 — これは、潜在的可能性、機会および能力(HRD)を考慮に容れて、直ちに実現努力が払われるべき分野の優劣度を示す — の決定については、以下のように合意された基準を用いることによって評価づけがなされた。

*支持しない :1～5

*余り支持しない :6～7

*支持する :8～9

*大いに支持する :10

他方において、第Ⅲ村では、(参加者との合意に基づいて)用いられた評価基準は、1(支持しない)、

2(余り支持しない)、3(支持する)、4(大いに支持する)であった。この評価プロセスは、2002年4月4日に、第Ⅲ村でのFGD会合の際に、1時間にわたって行われた。この討議には、14名が参加した。

第Ⅰ村では、そこで承認された等級の範囲は、第Ⅱ村で用いられたのと同様な構成で、1～10の基準であった。

4 村の地図作成

ビナマン村の概略図は、第Ⅱ村での住民との討議プロセスにおいて得られた。村地図の作成作業は、同村に存在する清潔な水施設またはMCK(水浴、洗濯、便所)の場所との関連で行われた。この地図作成プロセスは、河川、村道、水資源、再定住地でのMCKの場所を示すよう、住民に求めることで始まった。同時に、住民はまた、同村における公共施設を指摘するよう求められた。この作業は、ビナマン村の概略図が確定できる時点に至るまで続けられた。

B 評価結果

1 再定住

(a) コトパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)に関する移転プロセスと住民の意見

ビナマン村住民の新移住地への移転プロセスは、バトゥ・ブルスラット村住民の移転プロセスと大きく異なるものではない。その理由は、1998年以前には両村は合体していたのであり、ビナマン村は、バトゥ・ブルスラット村の分村として同一地位にあったことによる。ビナマン村は、1998年に分離して、自治的な村となった。

新移住地への住民移転は、長期のプロセスを経たために、住民にとっては疲労困憊の出来事として受け取られている。他方において、新移住地への移転結果は、彼等にとっては失望そのものであった。なぜなら、移住地の実状は、住民の期待と政府約束とは余りにも異なっていたからである。

移転プロセスが始まったのは、1882年に、コトパンジャン・ダムの建設計画を通達するカンパル県知事(Bupati)の書簡が、ティガブラス・コト・カンパル郡長(Camat)に手交された時点からであった。これに応じて、住民は、社会指導者—「ニニック・ママック」(Ninik Mamak)、宗教的著名人、村長、郡長(camat)、伝統的「アダット」(adat)指導者—を通じて、このプロジェクトの受け入れ準備に関する協議会合を開いた。この会合は、バトゥ・ブルスラット村のイスラム寄宿学校(Pondok Pesantren)において開かれた。この会合には、およそ100名が参加した。この会合には、県知事(Bupati)と地域開発企画局(Bappeda)も出席した。この会合では、最終的に17項目の提案が採択され、政府に対して提出された。県知事の対応振りは、これらの要求を基本的に承認するというものであった。しかし、補償を含めて、最終的な決定は、中央政府の手中にあったのである。住民による17項目提案は、以下のような内容であった。

- *住民に対しては、タイプ36の恒久的な住宅が与えられるべきである。
- *電気の据え付けは無料である。ただし、毎月の電気代は、住民によって支払われる。
- *住民移転は、村全体が移転する形で行われる。
- *各々の世帯主ごとに2ヘクタールのゴム農園が与えられる。ただし、住民の新移住地への移転後2年以内に、ゴム農園は、収穫条件の整った形で住民に引き渡されるべきである。
- *補償金は、公正価格で、全額が支払われるべきである。
- *学校、総合保健センター、モスク、スポーツ場、牧草地、公共墓地、その他など、公共施設が提供されるべきである。

*4年間の生活手当の支給。

*住民は、「集団移住計画」の下での移転住民一般と同じ様には取り扱われない。

*コトパンジャン水力発電プロジェクトの雇用にあたっては、技能と専門的知識のある地方住民が優先されるべきである。

*神聖で歴史的由緒があると見られるすべての墓地は、政府によって、完全な形で移転されるべきである。また、水没する神聖な墓地については、顕彰碑が建てられるべきである。

*住民に対しては、地方政府所有の水供給会社(PAM)により、掘り抜き井戸ないしは清潔な水が提供されるべきである。

*すべての世帯に対して、MCK(水浴、洗濯、便所)が提供されるべきである。

*すべての世帯に対して、50×100メートルの規模の菜園と100×100メートル規模の農地が提供されるべきである。

*水没世帯に対しては、ダム湖の利用(特に漁業)についての指導が行われるべきである。

*すべての世帯に対して、乳牛が与えられるべきである。

*村道は、アスファルトで舗装されるべきである。

*宗教関連教員の増員が図られるべきである。

その後、1987年から1991年にかけて、社会共同体の社会・経済についてのデータ収集プロセスと補償の準備プロセスに関して、幾つかの活動が実施された。このような活動は、幾つかの機関、とりわけ地方政府、農業事務所、国家土地局、リアウ大学、農園局、アンダラス大学によって実施された。これらの活動を通じて、伝統的規範(adat istiadat)、住民資産、ダム建設に関する住民の意見、補償額の設定、住民の土地の測量などに関するデータが収集された。この時期に、つまり1990年に、ダム建設が開始された。

1992年に、正確なデータに基づいて、住民に対する補償金の支払いプロセスが具体化した。この時期に、ギナンジャール・カルタサスミタ(Ginangjar Kartasasmita)鉱業・エネルギー相と県知事(Bupati)による約束、つまり住民は、無料で電気を楽しむことができるであろうとの約束がなされた。その上、住民は、移転と同時に、収穫の準備が整ったゴム農園を受け取ることができることも約束された。1993年に、バトゥ・ブルスラットにおいて、住民のための再定住地の建設が始まった。同時に、70世帯主のための140ヘクタールのゴム農園用地の開墾が、契約業者によって実施された。この土地には、土壌肥料の目的で、豆類が植え付けられた。同年には、ダム建設のための入札手続きが完了した。1994年には、住民による新移住地の視察が行われた。住民の反応は、そこが、居住場所としてはふさわしくないというものであった。

1995年に、住民たちは、移住省が提供した100台のトラックを使って、新移住地に引っ越した。新移住地に到着した途端、そこで彼等が目撃したのは、6×6メートルの規模の家屋は、すべて草で覆われており、しかもトタン葺きの屋根、ベニア板の壁、薄いセメントの床、1×1メートルの規模の水槽、簡単なトイレ、その他の公共施設という有り様であった。これに加えて、生活手当として住民に手渡されたのは、米、砂糖、調理用油、灯油、石鹼、インゲン豆、塩、大豆製ソース(ケチャップ)、塩漬け魚などであった。1996年に、清潔な水供給施設(PAM)と公共給水栓(HU)が建設されたのであるが、それらが稼動したのは、4ヵ月間だけであった。同年には、住民は、ダム湖での漁獲活動に乗り出した。1997年には、政府による生活手当の支給が打ち切られた。

ティガブラス・コト・カンパル郡での住民と社会指導者との協議によって打ち出された17項目の提案については、政府による実現の度合い——これには、住民の失望の度合いが大きい——は、以下の通りである。

- *タイプ36の住宅の実現は、極めて難しい。
- *村には電気が導入された。しかし、住民は、据え付け料金を支払わなければならない。
- *村全体が一体として移転することはできなかった。場所的な制約条件に照らしてみると、住民生活を支え切れないと判断されたためである。
- *各世帯に2ヘクタールのゴム農園が与えられたのであるが、その造成は、住民移転後4年も経てからであって、未だ収穫のできるような状態ではない。
- *補償金の支払いは、公正なものではなく、また住民にとって有利なものでもない。
- *小規模モスク「ムショラ」(musholla)は、利用できるような類いものではなく、またモスクは、住民の献金で建設された。さらに、牧草地はなく、また共同墓地用の土地も、適切なものではない。
- *生活手当の支給は、2年間のみであった。
- *水没影響を受けた住民が、コトパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)において雇用機会を得るのは困難であった。
- *歴史的に由緒のある墓地——総計で16墓地があった——のうちで移転対象となったのは、バトゥ・ブルスラット村とプロウ・ガダン村の2ユニットの墓地のみであった。
- *地下水井戸は建設されず、住民には雨水溜めタンクが与えられたにすぎなかった。飲料水プロジェクト(PAM)の下での清潔な水供給施設は、4ヵ月間稼動しただけであった。
- *MCK(水浴、洗濯、便所)は、建設されず、粗末なトイレが設けられただけであった。
- *20×50メートル規模の菜園と40×100メートル規模の農地が与えられたにすぎなかった。
- *乳牛が配られたのは、ビナマン村、ラナ・スンカイ村、ルブック・アグン村の3ヵ村のみで、しかも受益者は、一部の住民に限られていた。
- *村道には、アスファルト舗装がなされなかった。
- *墓地移転の経費は、政府によって負担されなかった。

前記提案の実現度に対する住民の受け止め方は、政府には、住民によって提案されたプログラムを認める意向はなく、厳しいスクリーニングにより多くの提案を振り落とすというものであった。その上、政府は、これらの提案の実現について、まず最初に住民と協議し、合意に到達する努力を尽くさないで、利己的利益の観点から決定を行ったにすぎないというのであった。これにより、住民の間には不満足感が生み出され、また各種の問題が生じ、さらに複雑な悪影響が続いているのである。

今日まで、住民は、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトの運行にかかわった政府関係者によって表明された約束を忘れていない。住民に引っ越すよう説得するにあたってなされた政府高官の約束については、未だに住民の胸中に仕舞い込まれている。現在に至るまで、政府約束が実現されていないことから、住民は、政府が、自らの約束を実現するよう、強く要求し続けているのである。

住民との討議から明らかとなったのは、政府は、予算がないとか、前任者が配置替えになったとか、その他の口実を持ち出すとか、様々な屁理屈をつけて、常に逃げの姿勢を採ってきており、住民の憎しみを買っているという点である。現状のままの事態が続くのであれば、今後何が起こるのか、住民にも予測不可能である。

(b) 家屋と土地に対する補償

住民が受け取った家屋補償は、17項目提案 — これは、社会指導者との協議でまとめられ、その後政府に提出された — の線に沿ったものではなかった。この提案のうちには、政府によって住民に対して与えられる家屋の質的条件が含まれていた。家屋の規模という点では、住民提案の内容、つまりタイプ36に合致していたのであるが、質の点では、恒久的家屋の供与という住民提案とは齟齬していた。住民が受け取った家屋は、極めて簡素な造りであるばかりでなく、ほとんど破損状態であった。家屋の造りは、ベニア板の壁、トタン屋根、薄いセメントの床という代物であった。住民が家屋を受け取った時、建造後すでに2年を経過していた — 建造は1993年で、住民引っ越しは1995年であった。

今日、住民の住宅事情はまちまちで、ある家屋は改築を施され、他の家屋は未だに元のままといった状況である。富裕な住民には、家屋を改築できるだけのゆとりがある。しかし、貧困住民にとっては、元のままの家屋に住み続けるほかないのである。

家屋の造りの悪さのために、移転当初からそこに住み続けている住民の間では不便感が根強い。彼等は、家屋が、質の点でも、また居住基準の点でも、不適切であると判断している。

既存の住宅事情を改善するための努力として資金的にゆとりのある人々によって講じられているのは、部分的ないしは全面的に住宅を改築するという方法である。しかし、改築のゆとりのない人々にとっては、日々質的に悪化する住宅事情を改修するためには、政府による家屋改善資金の補助しかない。

土地補償の問題に関しては、住民が受け取ったとされているのは、庭地20×50メートル、農地40×100メートル、ゴム農園2ヘクタール規模の土地であった。しかし、実際には、住民が受け取ったゴム農園の広さは、1.8ヘクタールにすぎなかった。住民によれば、土地条件は、十分に肥沃で、ゴムの育成には適している。しかし、顕在化している問題は、家からゴム農園までの距離である。ゴム農園は、家からは遥かに隔たった場所にあり、しかもそこに行くには、ダム湖を横切らなければならない。それ故、遠距離のために、現在ゴムの木の手入れが行き届かず、またそれを行うよりも、家族のために生活の糧を探す方が先決である、と住民が考えるのは、至極当然である。

住民が得た土地補償は、政府に対する住民提案とは合致していなかった。住民によれば、土地条件は、極めて悪く、また肥沃性にも欠ける。このことは、特に菜園と農地について言える。これは、肥沃性のある表土の厚さが、10～15センチにすぎないためである。

住民の見方では、このような劣悪な土地条件の下では作物の栽培は不可能で、たとえ作物が生育したにしても、何らの生産物も得られないというのである。これに加えて、現在表面化しているもう一つの深刻な問題は、土地所有権の重複の問題である。社会的に顕発しているのは、土地証明書を所持すると主張する住民が、現地で確かめてみると、土地そのものが存在しないという事例である。

土壌の肥沃度の問題を克服するための努力の一環として、化学肥料と石灰を供給する措置が講じられているのであるが、具体的な成果がもたらされるまでには至っていない。これに加えて、第2作物と換金作物を育成しようとの試みも、住民によりなされてきている。しかしながら、不幸にして、このような期待に沿うような結果は得られていない。土地所有権の重複の問題および土地証明書と現地との間の齟齬の問題に関しては、住民は、これらの係争問題の解決を求めて、国家土地局(BPN)とPLTA当局に問題処理を委ねた。しかし、これらの機関は、何らの反応振りも示していない。

土壌の肥沃度の問題については、それへの対応策の一環として住民が試みようとしているのは、「ガ

ンビル」(gambir)と呼ばれる地方的作物の栽培であって、もしもその作付けと管理のために必要な資本を援助してくれるようなパートナーが見い出せるならば、かかる作物の大幅な栽培に乗り出そうとしているのである。所有権の重複の問題に関しては、住民の期待が大きいののは、政府が、発生している問題の解決に乗り出すことである。

(c) 土地(農園、農地、宅地、菜園など)の喪失に対する金銭補償

金銭補償については、住民の現金の入手源となっているのは、作物、稲田、農園、菜園および家屋に対する補償である。より詳細に眺めてみると、以下の表には、補償に関する住民提案とその実現化の対比が掲げられている。

番号	項目	住民提案額(ルピア)	実現額(ルピア)
1	ココナツ(生産木)	35,000/ユニット	4,800/ユニット
2	ココナツ(非生産木)	15,000/ユニット	1,000/ユニット
3	ゴム(生産木)	10,000/ユニット	2,400/ユニット
4	ゴム(非生産木)	5,000/ユニット	1,500/ユニット
5	灌漑稲田	15,000/平方メートル	600/平方メートル
6	非灌漑稲田	10,000/平方メートル	400/平方メートル
7	その他の作物	10,000/ユニット	5,000/ユニット
8	農園(村から遠い)	1,000/平方メートル	30/平方メートル
9	農園(村に近い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
10	菜園(道路に近い)	5,000/平方メートル	600/平方メートル
11	菜園(道路から遠い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
12	恒久的家屋	200,000/平方メートル	92,000/平方メートル
13	半恒久的家屋	150,000/平方メートル	68,000/平方メートル
14	仮設家屋(木製、ベニヤ製)	100,000/平方メートル	48,000/平方メートル
15	墓地移転	75,000	なし

住民が受け取った補償の実現化は、強制的に実施されたもので、補償金額について合意に達するためのいかなる協議ないしは討議もなされなかった。住民たちは、政府によって支払われる補償価額を受け取るよう強いられたのである。もしも住民がそれを受け取らなければ、彼等は、「移転調整チーム」(Satkorlak) — このチームは、政府の公安機関としての機能を有していた — によって威嚇され、移転を強制されたのである。住民によれば、「移転調整チーム」は、軍隊の様々なユニットからの出身者で構成されていた。

強制的なやり方であったために、住民たちは、今日に至るまで納得しておらず、自発的意思ではなかったとしており、裏切られたと感じており、さらには強い憎しみの感情さえ抱いている。彼等の尊厳は無視され、また傷つけられたのであって、彼等がコトパンジャン・ダム建設のために払った犠牲に釣り合わないというのである。その結果として浮上してきているのは、住民は、補償にかかわるいずれの事柄に対しても極めて神経過敏であり、またこの問題に極めて強い関心を抱いていることである。現在、住民の間に広まっているのは、ダム建設の援助機関としての日本政府が、補償に関する

公的価額リストを保持しているという噂である。

住民との話し合いの過程において、幾人かの住民は、補償について触れることを望まない(第Ⅲ村)。議論しても無駄であるというのが、彼等の本音なのである。それ故、住民のための所得創出の問題の解決策を、将来的にいかに見い出すかについて語る方が良いというのである。しかし、第Ⅱ村では、幾人かの住民は、補償問題が優先的に解決されるべきことを強く求めた。目下のところ、この小村だけでも、未だに補償を支払われていない人が、20人もいるのである。

政府に対する住民要求の一環として打ち出されているのは、公的補償価額ないしは日本によって申し入れられた補償率表について、これを透明化させることである。住民はまた、政府に対して、公共墓地の移転経費を支払うよう求めている。他方において、未払い補償の問題に関しては、住民は、政府による紛争案件の解決を期待しているのである。

(d) 公共的/社会的施設

ビナマン村に対して政府によって提供された公共施設のうちには、とりわけ小規模モスク「ムショラ」(musholla)、村道、墓地、学校、村役場、集会所、モスクなどがある。このうちの幾つかの状態は良好であるが、適切性に欠けるものもある。

適切性を欠く状態にある公共施設の典型は、村道である。村道は、アスファルトで舗装されておらず、路面は、至る所で土壌侵食の影響を受けている。侵食された土砂は、村落周辺の溝や排水路に流れ込む。その結果、雨が降れば、庭地は冠水状態となる。

政府によって提供された小規模モスク「ムショラ」は、住民により、場所的にふさわしくないと見られている。そのため、宗教活動の遂行が妨げられているというのが、住民の受け止め方である。その上、住民移転の当時には、モスクは、政府により建設されていなかった。

これに加えて、政府によって提供されなかったその他の公共施設としては、イスラム小学校(MDA)と幼稚園(TK)が挙げられる。現在、幼稚園児とMDAの生徒は、ビナマン村の公立小学校の建物のうちに収容されている。

ビナマン村の住民にとって重要であると見られているのは、公共施設としてのスポーツ場である。サッカー競技への若い世代の関心と情熱は、極めて高いことから、このような施設が存在しないというのは、青少年層にとって不満の種となっている。

住民たちは、自助努力の募金により、また地方的資材を用いて、ムショラを改善しようと努めた。その結果、それを使うことができるようになった。その上、モスクもまた、住民の自助努力により建立された。さらに、「ゴトン・ロヨン」(Gotong Royong) — 共通目的の達成のための自発的な共同作業 — により、村道を改善しようとする試みもなされた。しかしながら、道路事情を大きく改善できるまでには至っていない。

TKとMDAのための校舎がないという問題については、公立小学校(SD)の校舎の一部を使用することで対処してきている。サッカー場については、青少年層は、他の村に出掛けて競技に興じている。

ビナマン村での問題克服のために必要な努力の一環として、政府が資金援助すべき分野は、この村の住民によるモスク建設を完了に至らしめること、TKとMDAの校舎を建設すること、村道を補修・改善すること、および「ゴトン・ロヨン」によるサッカー場の建設を推進することである。

(e) 電気

過去の政府約束では、住民は、据え付け料金を課されることなく、電気を享受できるであろうとい

うのであった。実際、同村には電気施設が付設されたのであるが、各家庭が電気の供給を受けるためには、住民は据え付け料金を支払わなければならない。そのための経費は、据え付け時期にもよるが、およそ15万～100万ルピアである。これに加えて、電気料金の急激な値上げのために、支払い負担が大きすぎるといのが、住民の受け止め方である。

同村における電気関連の現在の問題は、住民の一部が未だに電気を享受できていないという点である。その理由は、それらの住民には、据え付け費用を負担できるに足る金がないためである。これに加えて、電力料金の突然の大幅な値上げは、住民負担の度合いを高めている。その上、現状では、住民の所得の入手先は、予測不可能である。そのため、住民の多くが、過去2～3ヵ月の間、電気料金を支払っていない。

これまでに住民としては、政府約束、つまり各家庭に電気を据え付けるという約束の実現を待ち続けてきたし、今後もそうであろう。このことは、とりわけ自己資金で据え付けのできない低所得の住民グループについて言える。他方において、すでに電気の供給を受けている人々にとっては、電気料金の値下げが、彼等の政府への要求である。

(f) 生活手当

生活手当の問題は、今日でも、住民の関心の的である。なぜなら、住民は、妥当な所得を稼ぐ上での実際上の困難に直面しているからである。住民との話し合いの過程で表明された見解によれば、もしも政府がゴム計画を成功させたいのであれば、住民の食糧面での基本的ニーズを満たすのが先決であるというのである。

この問題は、ビナマン村の住民にも関係している。なぜなら、ゴム農園までの距離は遠く、しかもダム湖を横切って行かねばならないからである。住民の説明によれば、ゴム農園に行こうとすれば、彼等は、2週間にもわたって家族を残して行かねばならず、そのため家に残しておく家族のために相当な生活資金を宛てがわなければならない。他方において、彼等には、ダム湖での漁獲収入以外には何らの所得源もないのである。彼等は、ジレンマに陥ってしまっており、家族とゴム生産の成功のいずれを採るかの難しい選択を迫られているのである。その上、現状では、メンテナンス資金もまた不十分であるといのが、住民の受け止め方なのである。

住民の意見では、もしもゴム農園を成功させようというのであれば、それへの対応策の一環として、政府は、住民に対して2年間の生活手当を支給すべきであるというのである。この提案は、住民により、極めて具体的で合理的なものとして受け止められている。彼等の見方によれば、もしもこれが実現すれば、住民基盤のゴム農園経営が適正に実施され、またゴム農園が成功するならば、すべての問題が克服されることができようというのである。

2 所得創出

(a) ゴム

ビナマン村には177世帯が居住していることから、この村におけるゴム農園の広さは、356ヘクタールと推定されているのであるが、1世帯当たりの受け取り面積は、2ヘクタールではなく、1.8ヘクタールにすぎない。それ故、ゴム農園の総面積は、320.4ヘクタールしかない。この村でのゴム農園は、7グループによって所有されている。それぞれのグループは、25世帯の構成員で組織されている。

ゴム農園は、必ずしもすべてが再定住地から遠隔の場所にあるのではない。およそ半分は、村人の家の近くにある。正確には、4グループが、再定住地の近くにゴム農園を有しており、残りの3グルー

プが、居住地から遠く離れた場所にそれを有している。

ゴムの木の樹齢は、平均で20ヵ月で、ゴム農園のうちで成功しているのは、総面積の約60%にすぎない。土壌の肥沃度は、ゴムの木の育成に向いている(適している)ことから、植え付け条件は、極めて良好なのであるが、メンテナンスの側面からは育成には向いていない。メンテナンス不足は、以下のような理由により生じている。

*再定住地からゴム農園までの距離が遠すぎる。そのため、農園のメンテナンス活動を集約的に行うことができない。その上、住民が農園に来る際には、彼等は、そこに3日間は滞在しなければならず、その間は漁獲活動を行うことができない。そのため、彼等は、家族のための収入機会を失うことになる。

*メンテナンス資金の不足 — 住民は、メンテナンス資金を利用して、ゴム農園での作業を行う。しかし、その資金の一部は、彼等の日常生活のニーズを満たすために、すでに使われてしまっている。

*メンテナンス資金は、スケジュール通りには現金供与されない(つまり、遅延する)し、(3回払い)のいずれとも、全額が支払われない。このような状況が、ゴム農園の荒廃化の原因となっている。

*猪、鹿、バク、白蟻などの野生動物の被害。

*丘陵性の土地条件のために、住民が、除草と水やりの作業を行うことが難しい。

このほかにも、グループ会合の場所がないことも、ゴム農園のメンテナンス不足の原因となっている — 農園事務所の約束では、1グループにつき1ユニットの集会所を設置することになっていたのであるが、未だにこのような集会所は設けられていないのである。

これらの問題を克服するための様々な努力が、これまでに住民によって試みられてきている。とりわけダム湖を横切る方策として、自助努力で木舟や竹製筏を作っている。住民のうちには、ゴム農園に泳いで行く者もいる。しかし、これは、ゴム農園が再定住地に近い場合に限られている。枯れ死した苗木を植え替えるためには、1本当たり300ルピアの価格で植え替え用の地方種を買わねばならない。

現存する諸問題を克服するためには、今後、幾つかの措置が講じられる必要があるが、そのうちでも特に必要なのは、以下の方策である。

①オサン・ブサル(Osang Besar)川とオサン・クチル(Osang Kecil)川のダム湖上の位置に2本の恒久橋梁を建設すること。

②メンテナンス資金を増やすこと — 提案では、年間500万ルピア。

③ゴム農園用地と、「ガンビル」の栽培に適し、またメンテナンスの容易な斜面地において、間作として「ガンビル」を植え付けること。

④植え付けに失敗した住民に対して、ゴムの種苗支援を行うこと。

(b) 第2作物

第2作物(palawija)用地の大部分においては、灌木が生い茂っているだけで、わずかに小部分において、ゴム、「ジュンコル」(jengkol)、ミカン、マンゴー、ジャック・フルーツ、「プタイ」(petai)などの耐性の強い作物が植え付けられているだけである。これらの作物の種苗は、住民が、旧村から持って来て、自助努力で植え付けたものである。これらの作物の果実は、家庭向け消費に充てられている。第2作物用地の多くが耕作されていない理由としては、以下のような要因が挙げられる。

*農業事務所による陸稲(gogo)の植え付け努力が成功していない — オーバーエッジの種籾の使用。

*土地条件が不利である — 土壤に保水能力がない — ために、チリ、豆類(長豆とインゲン豆)などの第2作物が栽培できない。

*肥沃性に欠ける土地の改良が必要なのであるが、住民にはそのための資金がない。

*猪、鼠、白蟻による動物被害

諸問題を克服するための努力としては、とりわけ以下の措置が必要である。

*耕作地を決定するための土地の線引きの後には、移住省により土地への施肥と土地利用制限が行われること。

*根掘り鋤により整地作業を行うこと。

*猪ハンター協会(PORBI)による猪狩り。

*罾の設置と毒薬「トゥミク」(temik)の使用。

今日までのところ、前記の措置だけでは、諸問題は克服されてきていない。それ故、以下のような追加的措置が講じられなければならない。

①土壤の肥沃性の向上。

②第2作物、耐性作物、化学肥料および殺虫剤の面での支援。

③第2作物(palawija)の加工用地への資金援助。

④農業/農園経営の分野での職業訓練 — 土地の開墾、植え付けおよび販売の分野から開始する。

⑤第2作物地(「パラウィジャ」地)に「ガンビル」を植え付ける。

(c) 菜園(家庭菜園と住民共有地)

菜園と住民共有地では、様々な作物 — 一般には、ココナツ、カシュー・ナツツ、グアヴァ、「ジュンコル」、バナナ、マンゴー、ジャック・フルーツ、ドリアン、パイナップルなどの果実 — が栽培される。この農地における問題は、「パラウィジャ」地と似通っている。つまり、土壤に肥沃度がないために、耐性の強い作物の育成のみに適しているのである。土地耕作を行う上で住民が直面しているのは、資金問題である。特に作付けにとって必要な化学肥料と農薬の購入資金を欠いている。他方において、住民は、彼等の日常生活でさえも賄い切れないのである。それ故、種苗の供与、資金援助、土地改良などの措置を通じて、家庭菜園と住民共有地の両者の生産性と肥沃性を改善する必要がある。

(d) 漁業

ビナマン村には、ダム湖の利用の潜在的可能性がある。地理的には、ダム湖は、二つの部分に分かれている。一つは、再定住地の近くの湖面で、「ガダン」(Gadang)湖と呼ばれている。もう一つは、ゴム農園近くの湖面で、「スンガイ・オサン」(Sungai Osang)湖と呼ばれている。

ガダン湖には、およそ20魚種が存する。この地域には、観光地としても、またいけす船養殖漁業サイトとしても潜在的可能性がある。

現在、ダム湖において発生している主要問題の一つは、廃材による環境汚染である。また、生活収入源としてのダム湖の潜在的可能性については、漁獲手段・設備の面で、未だ十分な支援措置が講じられていない。その他の問題としては、魚価が不安定なことが挙げられる。これは、ダム湖の水位変動に起因している。つまり、水位が上昇する際には漁獲量も増えるが、他面において魚価は下がってしまうのである。

ガダン湖での漁獲からの収入増を企図して、この地域の住民は、地域開発回転基金(PPK)から(経済

的生産目的の)借り入れを行おうとしている。この援助資金を受けようとしているのは、32世帯である。ダム湖の潜在的可能性の大きさに鑑みて、将来的には、以下のような措置が講じられる必要がある。

- ①ダム湖から廃材を除去すること。
- ②漁獲設備(漁網、漁船、運搬船、「ロバンド」装置)への援助。
- ③魚市場の設立。
- ④漁獲物の加工の面での技術訓練。
- ⑤竹材と網を用いて、いけす船養殖漁業「クランバ」を促進すること(技術訓練を含む)。
- ⑥魚苗支援。
- ⑦ダム湖の観光地化の推進。

スンガイ・オサン湖では、魚種の数はいくらか少なく、およそ15魚種である。この湖面周辺で発生している主要な問題は、以下の通りである。①再定住地から遠距離であること — 約3~4キロメートルもの距離があり、徒歩では約2時間もかかること。②交通手段がないこと。③魚数が減っていること。④湖面に多数の廃材が漂っていること。

これらの諸問題を克服するための方策としては、以下の措置が講じられる必要がある。①人道を建設すること、②魚種の多様化を図るために、ガダン湖からスンガイ・オサン湖に魚苗(20魚種)を移入して散布すること、③湖辺から廃材を除去すること — 廃材は、すでに湖辺から4メートルの距離の陸域に堆積している。この廃材は、「煙製」(Salai)魚を作るための燃料材として使用できよう。

以上をまとめてみると、問題克服策として、次のような措置が講じられる必要がある。

- ①再定住地から湖辺に至る新道を建設する — 新道を建設するか、ないしは人道を補修/改善する。
- ②魚苗を増やす。
- ③ダム湖を浄化する。
- ④オサン・ブサル川とオサン・クチル川を跨いで、2本の恒久橋梁を建設する。

3 水供給

(a) 水資源

地下水井戸

ビナマン村は、バトゥ・ブルスラット村の分村である。後者においては、住民移転時に、各家屋には地下水井戸は備え付けられなかった。各戸には、1×1メートルの規模の雨水貯水槽が備え付けられていたにすぎなかった。この貯水槽は、降雨の際には満水状態となる。しかし、住民の水需要は、それを遥かに凌いでいる。それ故、貯水槽の水だけでは、住民の日常的な水需要を満たすには十分ではない。水需要を満たすために、住民の一部は、自助努力で地下水井戸を掘っている。しかし、178世帯のうち、地下水井戸を建設しているのは、4世帯にすぎない。その理由は、井戸の掘削コストが高いことにあり、1メートル当たり35万ルピアものコストがかかるのである。井戸の掘削コストが高いのは、地表面に硬い「粘土」(napal)質の岩石が含まれているためである。この岩石を穿つためには、ハンマーで打ち砕き、手作業で掘り進まなければならないのである。この井戸掘りを低コストで行い得るような専門技術者はいないのである。

現存する井戸の水質は、極めて良好であるが、飲料用と調理用にはしか使われない。このような使用制限は、もしもそれが水浴用と洗濯用にも使われるならば、水量の減少を招くとの懸念のためである。

乾季までの間は水量を確保することができるのであるが、しかし乾季が長引くと、水量不足となる。井戸の深さは7~8メートルで、地表面から水面までの平均的な高さは3~4メートルである。もしもそれ以上の深さに掘り下げられるならば、より多くの水量を得られる可能性がある。なぜなら、この場所は、海拔120~180メートルの高さに位置しているからである。

前記の井戸のほかに、深さ2~3メートルの井戸もある。これらの井戸では、多くの水量は得られない。それらは、もっぱら雨水の貯水溜めとして用いられており、乾季には涸れてしまう。雨季には水量は豊富で、水浴用と洗濯用として数回の使用が可能である。

12メートル以上の深さを持つ井戸でないと、地下水を得ることは難しい。この問題を克服するためには、地下水を汲み上げる揚水ポンプが必要である。

水不足問題に対処するために、住民は、自助努力で井戸を掘り下げるか、ないしは井戸を作るなど、種々の方法を講じようとしている。しかし、それらの方策は、未だにビナマン村での水需要を満たすことができるまでには至っていない。住民により望まれているのは、1世帯当たり1ユニットの井戸を建設するという方向での援助の供与である。

飲料水プロジェクト

ビナマン村は、飲料水プロジェクト(PAM)の対象地であったのであるが、このプロジェクトは、住民の水需要を満たすことができなかった。その理由は、公共給水栓(HU)にまで水が流れて行かないためである。住民がPAM水の恩恵に浴したのとは、たったの4ヶ月であった。しかも、すべての世帯が、PAM水を享受できたのではなかった。

PAM水の水源は、ダム湖で、2ユニットの揚水機で用水を汲み上げた。一つの揚水機は、湖水を汲み上げて、「取水」(intek)タンクに入れる目的で、ダム湖のうちに据え付けられた。もう一つの揚水機は、取水タンクの水を汲み上げて、貯水槽に入れる目的で、貯水槽の上に設置された。ここから、水は、パイプ・ラインを通じて、公共給水栓に導かれるのである。ダム湖から貯水槽まで敷設されたパイプ・ラインの長さは1500メートルで、パイプの直径は2~4インチであった。貯水槽は、コンクリート製で、大きさは7×6メートル、高さは3メートルであった。

PAMプロジェクトでは、隣り合った2ヵ村、つまりバトゥ・ブルスラット村とビナマン村に給水することが計画された。しかし、実現化という点では、PAMプロジェクトは、実施されず、失敗に終わってしまった。この失敗の原因は、計画段階において住民参加を図らなかった点にある。ただし、住民たちは、関係機関に対してPAM建設の変更を働き掛けて、その代替案として、各家庭に井戸を建設することを申し入れた。住民提案では、1戸当たり100万ルピアで清潔な水が得られるというのであった。しかし、この申し入れは、移住省によって承認されなかった。そこで、住民側は、最終的には建設費を50万ルピアに減らした。しかし、移住省は、その受け入れを望まなかった。その理由は、PAMプロジェクトは、すでにその時点では入札段階にあったからである。結局のところ、住民側は、政府の意向に従ったが、それには参加しなかった。PAMプロジェクトが完了したとき、プロジェクト担当当局から住民側への公式の移譲、つまり引き渡しが行われた。

現在、PAMの状態は、劣悪そのものである。多くのパイプが破損し、また切り取られてしまっている。揚水機は、消失してしまい、公共給水栓は、もはや本来の場所にはなく、解体され、住民の家に移され、雨水溜めとして用いられている。

PAMの機能を回復させ、また給水パイプ・ラインを無駄にしないためには、貯水槽のある場所に掘

り抜き井戸を建設する必要がある。掘り抜き井戸からの取水は、貯水槽のうちに入れられ、そこからパイプを通して配水することができる。この構想が実施可能であるのは、貯水槽が、パイプよりも高い場所に位置しているからである。

河川水

ビナマン村を流れる河川は、日常的な水供給の点で、極めて大きな恩恵をもたらしている。住民の大多数(98%)が、彼等の日常的なニーズを満たすのに河川水を利用しているのである。同村には、4本の小川があり、これらは、いずれも住民により頻繁に利用されている。つまり、マカム(Makam)川には48世帯、ウカム(Ukam)川には10世帯、ランクィック・アミ(Langkuik Ami)川には50世帯、ウレク(Ulek)川には70世帯が依存しているのである。

マカム川には二つの取水堰が設けられており、ビナマン村の水需要に応える給水源となっている。これらの堰は、二段階において建設された。即ち、最初は2000年度PPK資金により、次いで2001年度PPK資金により建設されたのである。この川からの水供給は、極めて豊富である。乾季でも、十分な水量がある。そのため、多くの住民が、この川の貯水池から取水している。乾季には、バトゥ・ブルスラット村の住民までもが、この貯水池から取水している。この川は、シェク・アルコリディ(Syech Alkholidi)墓地の近くに位置しており、また再定住地にも近い。しかし、住民の一部は、この川の水にアクセスできない。これは、取水堰の位置のためである。この堰は、海拔150メートルと120メートルの高さの場所に建設されているのである。これに対して、再定住地は、海拔180メートルの高さの場所にある。それ故、一部の住民は、貯水池から水供給を受けられないのである。

ウカム川、ランクィック・アミ川、ウレク川にアクセスできる場合には、住民は、これらの川を利用する。しかしながら、住民のすべてが、これらの川のいずれかから水供給の恩恵を受けられる訳ではない。その理由は、彼等の居住場所が、川の水資源よりも高い所にあるためである。彼等は、水を得るためには、10~1000メートルもの距離を歩かなければならないのである。

住民の大多数が、彼等の日常的なニーズを満たすために河川水を利用していることから、時には列を作って、しばらくの間待たねばならない。これとは別に、水質関連の問題もある。これは、多くの人々が、排泄場所として河川を用いているためであり、またその他の厨芥により汚染されているためである。

このような水不足問題に対処するために、住民は、その他の水源を探そうと努力している。ただし、そのような代替水源が見つかったにしても、その場合には、彼等は、何百メートルも歩かなければならない。しかし、そうした場合でも、彼等が、日常的な水ニーズを満たすことができない状態に置かれていることには変わりはない。

水不足への対処方策としても、また継続的な水供給を維持するためにも、環境と集水域を保全することと、掘り抜き井戸を建設することが不可欠である。

雨水

住民が、彼等の日常的なニーズを満たす上で、最も多く利用しているのは、未だに雨水である。彼等は、単に調理のためばかりでなく、水浴、洗濯、排泄の目的のためにも、雨水を利用しているのである。

住民が引っ越してきた当初には、各々の家屋には、雨水貯水槽(PAH)が備え付けられていた。PAHの状態は、現在でも良好であるが、その一部は、破損してしまっている。PAH水が日常的に主要な用水

源として使われているような場合には、それだけでは十分ではない。PAH水は、補完的な用水源となり得るにすぎないのである。

できるだけ多くの雨水を集めるためには、次のような措置が講じられる必要がある。即ち、PAHの数を増やすことと、より大型の雨水貯水槽を用いることである。

掘り抜き井戸

ビナマン村の住民にとっての代替的な水資源は、掘り抜き井戸である。現在、掘り抜き井戸への彼等の期待は、極めて大きい。この点は、幾つかの小村で行われた討議(FGD)の際に表明された。概して、彼等は、掘り抜き井戸を主要水源として用いるよう求めている。これは、環境的な潜在的可能性との関連では、この水資源には高い実現可能性があるとの考慮によるものである。

住民にとっては、代替水源は、死活的なニーズであることから、このニーズに応じることを避けて通ることはできないものと思われる。目下のところ、掘り抜き井戸は、明らかに、最終的な代替案となっている。なぜなら、これまでに問題解決のために講じられてきた幾つかの措置が、PAMプロジェクトに象徴されるように、失敗に終わってしまっているからである。

(b) 清潔な水供給

ビナマン村には、幾つかの異なる清潔な水供給源がある。マカム川には、地方政府のPPK資金と「清潔な水供給予算」(PAB)を通じて建設された二つの取水堰がある。これらの堰は、貯水池の下流域に給水するのに用いられている。上流側の取水堰は、地方政府の2001年度PAB資金を用いて建設された。この堰はまた、ビナマン村のモスクの近くに位置する貯水池への給水目的のためにも用いられている。

ウカム川の清潔な水供給施設は、2001年度PPK資金を用いて、貯水池とともに備え付けられた。同様な措置は、ランクィック・アミ川とウレク川においても講じられた。ウカム川においては、一つの貯水池が設けられており、良好な状態で機能している。ランクィック・アミ川においては、三つの貯水池が設けられており、いずれも良好な状態の下にある。これらの貯水池は、住民の利用に供されている。ウレク川においてもまた、清潔な水供給施設としての三つの貯水池があり、いずれも良好な状態の下にある。

他方において、雨水貯水槽(PAH)は、未だに存在している。それらの一部は、すでに破損してしまっているのであるが、大多数は、依然として良好な状態にあって、住民によって使用されている。なお、河川水の導水・配水装置としては、フィーバー・プラスチック製のパイプが用いられている。

以前には、PAMのために揚水ポンプ機が使われていた。しかし、現在、このポンプ機は、消えて無くなってしまっている。これに対して、貯水槽とパイプ網の状態は良好であるが、メンテナンス状態は良くない。それらの機能は失われていないとはいえ、大部分が雑草で覆われてしまっている。また、一部のパイプは、破損してしまっている。

(c) 衛生設備

住民の健康を実現する上での主要な条件は、清潔な環境を維持することである。そのような方法の一つは、MCK(水浴、洗濯、便所)のために清潔な水を供給することである。もしもそのための十分な水がなければ、環境と公衆衛生の面でマイナスの影響が生じてこよう。ビナマン村ではまた、水利用の割合が高まっている。このような状態の下では、環境の健全性に悪影響が生じるとともに、再定住地のスラム化を招くに違いない。こうした事態は、MCKが正常に機能していないことに起因している。現在、住民の一部は、自宅の庭に穴を掘り排泄した後、そこに土をかけている。

ビナマン村では、清潔な水供給が十分ではない。そのため、環境は、良好な状態では維持されていない。その上、住民の一部は、MCKとして、同一河川水を利用している。また、他の住民は、自宅に簡素な形でMCKを設けているだけである。

C 結論

村地図の素描、「状況説明」、マトリックス・ランク付けという手段を用いることにより三つの小村から得られた参加型評価に基づけば、すべての小村では、優先度の置き方に、それほど大きな違いはないという結論が得られた。以下に掲げられるのは、それぞれの小村の優先度の大きさに基づいて作られたマトリックス・ランク付けの結果である。

第Ⅰ村

- *中核スポンサー方式を採用することにより、いけす船養殖漁業「クランバ」を運営すること。
- *清潔な水の確保のために掘り抜き井戸を建設すること。
- *「ガンビル」の植え付けにより、住民の土地の生産力を高めること。
- *第2作物(palawija)の土地証明書の問題について解決を図ること — 所在場所との絡みで、証明書の数を再度チェックすること。
- *再定住地の質の改善(MCK施設、老朽化住宅の改修、礼拝施設の改修、および排水施設)を図ること。
- *公共施設(道路、交通手段、通信手段)を増やすこと。
- *ゴム農園のメンテナンス費用 — 遠隔的な場所に起因する費用 — の補填のための予算資金を増やすこと。
- *観光地としてのダム湖の潜在的可能性を開発すること。
- *アヒル飼育を助長すること。
- *魚苗の提供の度合いを高めること。
- *清潔な水のための電動揚水ポンプを購入すること。

第Ⅱ村

- *生活手当の支給期間を延長し、ゴム農園が成功するまでの期間とすること。
- *漁獲手段の拡大を図ること。
- *1世帯主当たり毎月50キログラムの米の生活手当を支給すること。
- *漁獲装置への支援を行うこと。
- *常駐の医師を用意すること。
- *ダム湖を浄化すること。
- *魚苗への支援措置を講ずること。
- *漁獲物販売について支援措置を講ずること。
- *ゴム農園の土地生産力を高めること。
- *メンテナンス資金を増やすこと。
- *(オサン・ブサル川とオサン・クナル川を跨ぐ)2ユニットの恒久橋梁を建設すること。
- *間作用作物として「ガンビル」を植え付けること。
- *植え付けに失敗した住民に対して、ゴムの種苗支援を行うこと。
- *公共施設を提供すること。
- *サッカー競技場を用意すること。

- *モスクの建設への資金援助を行うこと。
- *村道と排水溝を改善および拡張すること。
- *再定住地からダム湖に通ずる新道を建設すること。
- *補償の再審査と支払いを行うこと。
- *教育施設の質的向上を図ること。
- *幼稚園(TK)とイスラム小学校(MDA)の校舎、並びに小規模モスク「ムショラ」を建設すること。
- *教師に国家公務員の地位を与えるよう努めること。
- *第2作物(palawija)地の生産力を高めること。
- *「パラウィジャ」と耐性作物の種苗、化学肥料および殺虫剤について、支援措置を講ずること。
- *農業関連の技術訓練を実施すること。
- *「ガンビル」を植え付けること。
- *メンテナンス資金について支援措置を講ずること。
- *清潔な水を用意すること。
- *1世帯当たり1ユニットの掘り抜き井戸を建設すること。
- *2ユニットの揚水ポンプ機を提供すること。
- *MCK(水浴、洗濯、便所)を建設すること。
- *配水施設を建設すること。
- *貯水槽を拡張すること。
- *電気の据え付け料金を払い戻すとともに、未だ電気を享受していない住民に対して、電気を据え付けること。
- *漁獲物の加工工場を建設すること。

第Ⅲ村

- *2年間の生活手当支援を行うこと。
- *第2作物地において「ガンビル」を植え付けること。
- *農業と農園の分野において技術訓練を行うこと。
- *いけす養殖船「クランバ」を建設すること。
- *メンテナンス資金を増やすこと。
- *1世帯当たり1ユニットの掘り抜き井戸を建設すること。
- *ゴム農園に通ずる道路を改善すること。
- *2ユニットの恒久橋梁を建設すること。
- *公共施設(道路と排水溝)を改修すること。
- *教育施設(TK、MDA、SD)を建設・改修すること。
- *宗教関連施設(ムショラとモスク)を改善すること。
- *1世帯当たり1ユニットのMCK(水浴、洗濯、便所)を建設すること。
- *電気料金の見直しを行うこと。
- *住宅の改修を行うこと。
- *魚苗を増やすこと。
- *魚類の養殖と加工についての技術訓練を行うこと。
- *サンヨー製の揚水ポンプ機を購入すること。

付属書 3.7 ポンカイ・バル村

A 評価結果

1 再定住

(a) 移転プロセス

移転プロセスと移転先の決定の措置は、住民の願望に留意することなく、プロジェクト担当チームによってのみ講じられた。当初、住民は、ムアラ・タクス(Muara Takus)の南方に移転することを希望した。しかしながら、移転方式として住民に与えられたのは、以下の三つの選択肢のみであった。一つは、スンガイ・パガル(Sungai Pagar)地域へ移転することであった。そこでは、住宅と庭地、「パラウィジャ」(第2作物)地、および「中核農園プログラム」(PIR)方式のアブラ・ヤシの耕作地が与えられるとされた。二つ目は、シベルアン(Siberuang)の南方へ移転することであった。そこでは、住宅と庭地、「パラウィジャ」地、およびゴム農園が与えられるとされた。三つ目は、いかなる施設も受け取ることなく、自らの選択で自由に移転することであった。

前記の情報のほかにもまた、この移転プロセスにかかわる村史についての情報が得られた。つまり、旧村のポンカイ(Pongkai)村の名の由来は、本来の土地、つまりムアラ・タクス寺院の建設のための土砂を採取した場所の意味であるというのである。

1992年に補償プロセスが決着した後に、住民は、1996年1月に、ポンカイ・バル村(シベルアンの南方)に移転させられた。しかし、そこでは、居住地は、雑草で覆われていた。なぜなら、住宅建設は、住民が入居する5~6ヵ月も前に終わっていたからである。1999年に、同村に電気が敷設された。2001年には、同村の市場が開設された。この市場は、「地域開発プログラム」(PPK, Program Pengembangan Kecamatan)の資金援助で建設された。また、このPPK資金援助を利用して、乳牛(30頭)の飼育が開始された。

(b) 補償

補償問題に関して、見積もり金額は、事実とは合致しない。なぜなら、住民の大多数が、補償プロセスにおいて、資金的損失を蒙ったからである。補償価額がどれだけと見積もられ、またどのような物件が補償対象となるのかについては、住民には何らの関与の機会もなかったのである。

(c) 住居

政府によって配分された住宅(木製の壁、セメントの床、アスベストの屋根)の大多数は、破損しており、また手入れもされていない。なぜなら、住宅の持ち主が不在であるからである。200軒の住宅のうち、入居者がいるのは、たったの90軒である。約30軒の家屋は、降雨時には浸水被害を受ける。

(d) 道路

同村のメイン道路は、舗装されている。しかしながら、住宅道路と農道は、アスファルト舗装されていない。また、多くの橋が破損したままである。

*旧村から新村への移転に伴う環境変化は、幾つかの重要な生計手段を失わせた。この点は、田畑と漁業の面で典型的に現れた。他方において、住民は、新村において、利用可能な資源を適正に利用できないでいる。そのため、住民の多くが、他の村々に働きに出ている。

*住民は、ミカン栽培、「パラウィジャ」栽培などの分野でのビジネスの開始に充てることのできる資本援助の供与を期待している。また、彼等がビジネスに成功するまでの間の生活保障を求めている。

ポンカイ・バル村の開発について、いずれの分野であれ住民を支援するという人道主義的な観点に立つならば、村機関、郡機関、県機関を通じて、何らかの形での援助が供与されることについて考慮が払われる必要がある。

ポンカイ・バル村の住民は、現在の生活と比較して、旧村で送っていたのは全くに異なった生活であったとの感じを抱いている。彼等の日常活動は、従前は、金を稼ぐといっても、一日分だけで事足れり、むしろそれで十分であると考えていた。そこでは、一切の活動が、現在の状態とは異なるもので、種苗、化学肥料などの農業インプットとは無縁の生活であった。

1996年以降、2002年3月に至るまでの間の再定住地の状況は、もしも住民が完全な援助を受け取っていたならば、「このような状態は、決して起こらなかった」と言えるような惨状である。以下には、幾つかの実例を描写してみることにする。

①「パラウィジャ」地を開墾するための資金援助は、半分が供与されたにすぎなかった。残りの半分は、政府関係者のポケットに消えてしまった。

②住民は、種苗などの農業関連の支給を、丸々には受け取っていない。

③住民への家畜飼育援助の一環として、乳牛が、18ヵ月間、その所有者に回転的に貸与される。しかしながら、住民は、所有者となる前に、行政コストとして3万ルピアの金額を支払わなければならない。このコストを支払わなければ、たとえ住民が、すでに所有者として登録されていたにしても、彼は、乳牛を所有することができないのである。逆に、行政コストとして3万ルピア以上を支払うことができる者がいれば、その者は、乳牛の所有権を得られるであろう。乳牛は、生後3ヵ月で、未だ乳離れがしていない — その後の18ヵ月の歳月の飼育でもって返還されるのであるが、その際の乳牛の価格は、返還ルールとして、はたして合理的なものであり得るのであるか？

④住民は、再定住の期間、化学肥料の提供を受けることになっていたのであるが、実際に受け取ったのは、一度だけである。その他の化学肥料は、恐らく同村の指導層と密接な関係を有する村役人によって市場で売り捌かれてしまったのであろう。

⑤政府資金が交付されたとき、同村の指導者は、村民に向かって、未だ交付されていないと語った。

⑥住民の一人により提供された情報によれば、ポンカイ・バル村のある場所には、農業用化学肥料が数袋(10袋)、トウモロコシの種が数箱(10箱)も、密かに隠されている。それらは、すでに売り払われる手筈となっており、住民に配られることはないであろうというのである。

⑦その他、この報告書では一々明らかにすることのできないような類いの多数の事実がある。

このような状況下では、ポンカイ・バル村の住民に配分されるいかなる援助も、各種のコントロールの下に直接に実施されるべきであり、また前記のような事態の発生を避けるためには、前述の村機関を経るのではなく、住民が実際に受け取れる方法を確保すべきである。

2 所得創出

(a) ゴム農園

各々の世帯が受け取るゴム農園の広さは、2ヘクタールであるが、それをどのような仕方で配分するかは自由に選択できると考えられている。ポンカイ・バル村におけるゴム農園の総面積は、400ヘクタールである。このうち、10%の農園では、ゴムの木の生長は良くない。その理由は、ゴム農園の所有者が同村に居住していないためである。また、手入れの行き届いていないゴム農園が、約100ヘクタールもある。今日、30世帯(農家)が、新来者である。彼等は、ポンカイ・バル村で持ち主がいな

くなった家屋に住み着いている。ゴム農園の新規所有者は、旧土地所有者との間で、農園での生産分と協定を結んだのである。ゴム栽培は、モノカルチャー方式である。ゴムの木は、1999年に植え付けられた — 従って、この調査の時点では、樹齢は2年 — 。それ故、未だ樹液を採取できるまでには至っていない。

1996年に住民が同村に移転してきた際には、農園対象地では、(政府約束とは異なり)ゴムの木の植え付けの準備でさえもされていなかった。そのため、住民は、政府に対して、ゴム栽培のための種苗と(化学肥料、殺虫剤などの)インプットの援助を要請した(1999年)。このゴムの木の植え付けの必要性との関連で、ゴム農家グループが設立された。結成当初には、8農家グループ — 1グループは、25名で構成 — が存在した。しかしながら、実際に活動してきているのは、4グループだけである。ゴム農園の植え付けのために政府により提供された種苗は、2ヘクタール当たり976本であり、苗木会社からは良好な状態で到着した。しかし、枯れ死した種苗は、取り除かれねばならなかった。同時に、当初植え付けのための肥料代として、政府により1世帯当たり18万ルピアが支給された、しかし、このうちには施肥作業コストは含まれていなかった。杭立てのマーク付けから始まって、穴掘り、植え付けなどの一連の植樹プロセスについては、1世帯当たり100万ルピアのコストを要した。しかし、農家が実際に受け取ったのは、1世帯当たり55万ルピアにすぎなかった。このような減額は、政府役人の仕業であった。

農園の手入れは、午前中 — 午前8時から午後2時まで — に行われる。この手入れコストは、1世帯当たり4ヵ月で25万ルピアである。しかしながら、このコストは、過去6ヵ月の間、支給されていない。住民は、その理由を知らされていない。というのは、この農園管理を担当していたフィールド・ワーカー(PPL)が、もはや同村を訪れなくなってしまったからである。ゴム農園におけるもう一つの難題は、猪の来襲問題で、これによるゴム樹の被害は甚大である。これへの対策として、住民は、農園に網を張るなどの措置を講じている。しかし、住民の意見によれば、網張りと一緒に、ハンターによる大掛かりな猪狩りが行われる必要がある。

(b) 園芸地(パラウイジャ地)

パラウイジャ地の広さは、1世帯当たり0.4ヘクタールである。しかし、このために利用可能な土地の総面積(80ヘクタール)のうち、実際に耕作されているのは、約10%にすぎない。この土地の耕作については、一定の作付けパターンはない。栽培作物のタイプとしては、以下のようなものが挙げられる。

*トウモロコシ — 化学肥料を施さなければ、良好な生産量を期待できない。通常、トウモロコシの植え付けにあたっては、フィールド・ワーカー(PPL)により種子(C7)が供給され、化学肥料が配布される。トウモロコシの販売価格は、1キログラム当たり500ルピアである。

*ピーナッツとインゲン豆の生産実績は、良好である — 販売価格は、1キログラム当たり4000ルピアである。

*キャッサバの生産実績もまた、良好である — 根茎の販売価格は、1キログラム当たり1000ルピアである。これに対して、キャッサバの葉の販売価格は、1束当たり500ルピアである。

*パラウイジャ地での生産物は、ティガブラス・コト・カンパル郡周辺の市場において、定期市の立つ日に販売される。

パラウイジャ地においてチリと米が植え付けられるのは、それほど多くはない。その理由は、手

入れのコスト、特に病虫害を除去するための殺虫剤の購入コストが大きいためである。さらに、パラウイジャ地が、ゴム園ないしはミカン畑に転換されることもある。庭地には、一般に、ミカン、ココナツ、バナナ、その他の果実作物が植え付けられる。パラウイジャ地とゴム農園の灌漑は、天水に依存している。特にパラウイジャ地の土壌は肥沃性を欠くことから、野菜生産のためには施肥が必要である。住民の一部は、家畜、つまり乳牛とヤギを飼っている。乳牛は、「地域開発プログラム」(PPK) 資金によるものである。ポンカイ・バル村における乳牛の総数は、30頭である。

(c) 庭地

各世帯の庭地の広さは、0.1ヘクタールである。そこでは、ココナツ、ミカン、ビンロウなど、幾つかの硬質作物と果実が植え付けられている。これらの果樹の多くは、未だ結実するまでには至っていない。その理由は、植え付けが行われたのは、この土地への住民移転が行われた1996年であったからである。庭地での問題は、パラウイジャ地での問題と同じである。つまり、家畜の侵入により、作物が食べられてしまうのである。

(d) 問題点

農民たちは、害虫/害獣に対して、どのように対処したら良いのかわからない。知っているのは、噴霧器を使うことくらいである。その上、猪だけでなく、家畜(乳牛とヤギ)もまた、パラウイジャ地の作物を食べてしまう場合も多々ある。その理由は、家畜は、放し飼いされているからである。これらの家畜は、放牧地に入れられるかないしは繋がれる必要がある。化学肥料は、高価であるのみならず、そのマーケット地も遠い。さらに、同村で堆肥を入手することも難しい。同村には、乳牛その他の家畜もいるが、それらは、新しく飼われ始めたもので、またその数も少ない。フィールド・ワーカー(PPL)が来村してきた当時には、農民は、作付け状況、作物の手入れ法、害虫/害獣対策としての薬剤量など — 手入れコストを含む — の問題に関して話し合うか相談することができた。

農民たちは、疑問があれば、PPLに尋ねるのが習わしであった。そして、彼等は、PPLから学んだ事柄を年長者(Wali)に伝え、また後者によりモスクで語られた。しかしながら、このようなPPLとの対話は、もはや行われなくなってしまった。その理由は、過去3年間、PPLが来村してきていないからである。住民は、PPLが同村に再来することを希望している。もしもPPLが、同村を再訪することになれば、住民に裨益するところが大きいであろう。農民グループによって組織される農民組合(KUD)は、組合費を集めて、これを預金していた。農民は、農業経営資本に充てるために、この積立資金を借り入れることができた。しかしながら、KUDの理事は、農民の金/組合費を持ち逃げしてしまった。それ以降、KUDの活動は停止してしまっている。

3 水供給システム

住民がポンカイ・バル村に再定住した最初の年には、パラウイジャ地と水供給施設の状態は、良好であった。しかし、今日、再定住地とパラウイジャ地は、高く生い茂った雑草で覆われてしまっている。また、プロジェクト担当当局によって設置された掘り抜き井戸、公共給水栓、清潔な水供給施設(IPAB, Instalasi Pengolahan Air Bersih)などの水供給システムは、もはや機能していない。浄化装置を備えた水供給システムは、たった7日間(1週間)運用されただけであった。それ故、水需要に応える代替策として備え付けられた公共給水栓も、運行されていない。これに加えて住民の失望感を招いているのは、配水網の一部が、消え失せてしまっていることである。

(a) 水源

浅井戸

ポンカイ・バル村では、100ユニットの浅井戸が建設された。一つの井戸で、2世帯を賄うことが想定されたのである。再定住地には高低があるために、これが、井戸の水位の高さに影響を及ぼしている。高低差により、水位には、以下のような違いが出てくる。

高い場所……水位0～0.5メートル

中間の場所……水位0.5～1メートル

低い場所……水位1メートル以上

前記の数値は、正常な状態 — つまり、旱魃時ではない — での水位である。これに対して、乾季には、井戸は、水無しの状態となってしまう。これに対処するために、井戸の深さを、さらに0.5～1メートル前後掘り下げるなどの試みもなされた。しかし、これによっても満足的な成果は得られていない。

井戸の水質は、黄白色で、悪臭がし、無味である。しばらくの間、汲み上げた水を水瓶/バケツのうちに入れておこならば、黄色の沈澱物が現れる。現時点において住民により利用されている浅井戸の構造的特徴は、以下の通りである。

*井戸の幅は、1～1.5メートルである。

*井戸の外壁は、レンガとセメントの組み合わせで作られている。

*井戸の内壁は、レンガとセメントの組み合わせ、および砂礫とセメントの組み合わせで作られている。

*井戸底の上部の約0.5～1メートルの範囲の井戸壁は、セメントで覆われていない。

*井戸水は、ロープに取り付けられたバケツで汲み上げられる。

クナワイ(Kenawai)川

この川の水は、乾季における水需要を満たすために利用される。この川の水はまた、清潔な水供給施設の水源として、多数の住民により利用されている。クナワイ川の現状は、以下の通りである。

*川幅は2～4メートル、水深は1～2メートルである。

*水質は、濁っており、悪臭がし、無味である。

*旱魃 — 3週間前後 — の際には、水無し川となる。他方において、雨季には、3～4時間で氾濫し、多数の家屋(約10戸)に浸水被害をもたらす。

清潔な水供給施設(IPAB)

この給水システムは、クナワイ川の土手に建設された取水口などの導水施設に始まる。取水口としては、川の中に直径6センチメートルのパイプが敷設される。次いで、吸水ポンプを用いて揚水された水が、貯水槽のうちに溜められる。その後、この蓄水は、直径6センチメートルのパイプを通じて、IPABに導水される。IPABの構造は、以下の通りである。

*建物は、機械室、実験室、機材室、保安室で構成されている。

*大型貯水槽は、BBMプルタミナ製で、鉄製の壁面を有し、その厚さは約1センチメートルである。

この貯水槽は、水処理施設としての機能を果たす。

*貯水槽の建物は、二つの大きな空室で構成されている。これらの空室は、取水口から汲み上げられた水を貯える目的で使われる。

IPABにおいて清潔な水として利用できる段階にまで処理された後に、この処理水は、T字型の分水

パイプ — 地表面に設置される — を通じて配水される。この分水パイプは、水栓 — コントロール計器で自動的に左右に動く — と導水パイプ — 直径6センチメートルのパイプで、配水用である — で構成される。ポンカイ・バル村において利用可能性を想定して敷設されたパイプ網は、公共給水栓の所まで来ている。導水システムとしては、水圧方式と自然流下方式が用いられている。このシステムにおいては、直径6センチメートルの分水パイプで公共給水栓の所にまで導水され、そこから配水される。MCK用には、直径1センチメートルのパイプが用いられている。

この分水用の建物は、同村において利用可能な道路網の交差点ごとに設置されている。それ故、給水パイプ網は、道路沿いに線状に敷設されており、給水栓は、道路線ごとに設けられている。この給水栓は、同村では、部屋構造の様子を呈している。パイプは、地中に敷設されている。地面からは60～75センチメートルの深さである。そのため、今日でも、パイプの状態は良好である。他方において、取水口からIPABに至るパイプ網においては、パイプの破損が生じている。また、IPABの(水処理用)モーター、分水用の建物、公共給水栓にも破損が生じている。

IPABは、たったの7日間(1週間)運用されたただけであった。そのため、この施設に対する住民の失望感は大い。現在、以下のような幾つかの公共施設が破損状態である。

- *公共給水栓のシール板が無くなっている。
- *水栓とパイプ接続システムが無くなっている。
- *給水栓への接続パイプが切断されて無くなっている。

泉

ポンカイ・バル村には、泉はない。

(b) 水供給

ポンカイ・バル村において水供給源となっているのは、掘り抜き井戸とIPABである。また、この水供給のために、以下のような幾つかの支援施設が設置されている。

- *10ユニットの公共給水栓
- *15ユニットの分水用の建物
- *2ユニットの公共MCK

しかしながら、現在、この水供給システムは、破損状態にある。河川のほかに、住民が利用できるのは、掘り抜き井戸だけである。

(c) 衛生設備

ポンカイ・バル村における保健環境は、基本的に不十分である。これは、次のような理由に起因している。

- *井戸水の排水溝システムが設けられていない。
- *多数の家畜が道路を歩き来し、至る所で糞を巻き散らしている。

井戸から道路脇の排水溝に通ずる排水施設を作っているのは、ごく少数の住民のみである。これは、保健環境に対する住民の意識が低いためである。他方において、家畜は、所構わず糞を巻き散らしている — この光景は、村の道路の至る所で見受けられる — 。これは、家畜用の囲いがなく、家畜が放し飼いにされていることに起因している。

住民との接触の最初の段階においては、3人の住民としか対話できなかった。そのため、調査チームは、この村において利用することのできる団体や、村人と関係を持つ政府機関の出先に当たること

から始めた。この点でアプローチしたのは、フィールド・ワーカー(PPL)、保健婦、教師、農民グループ、コーラン朗詠(Wirid)グループ、ニニック・ママック、農民組合(KUD)、村議会(BPD)、女性教育プログラム(PKK)、国有電力会社(PLN)などであった。次いで、それぞれの団体の利点に応じて、そうした団体の利益貢献度の確定作業が続けられた。こうして、幾人かの住民が、調査チームを訪れ始め、8人の参加者との話し合いが行われた。この話し合いのファシリテーターは、次のように説明した。つまり、組織の利益というものは、循環として現されるのであって、循環の度合いが大きくなればなるほど、ますます多くの住民がその利益を感じるようになるというのであった。しかし、意外なことに、幾人かの参加者は、この話し合いに疑いの目を持ち、実際には何が目的なのかと尋ね、また政治活動の一環なのかと質問した。そこで、ファシリテーターは、次のように説明した。即ち、調査チームは、関係法規の発見プロセスの調査と同時に、村人自身の進歩と発展を増長するためにコミュニティによってなされるべき努力の方法/対象について考察することであると説明した。結局のところ、参加者も、話し合いの意図を理解し、相互作用のプロセスは、よりダイナミックなものとなった。以下には、コミュニティ循環の過程において利益実現に大きなかわりを持つ組織から小さなかわりを持つ組織の順序で、それぞれの組織についての概説がなされている。

① 村役人

村開発における村長(Wali)と村吏の役割は、住民にとって、特に行政事項の面では十分なものである。実際には、幾人かの住民は、村長を嫌っている。しかし、これは、個人的な問題にかかわることで、村長としての責任の問題ではない。

② 村議会(BPD, Badan Perwakilan Desa)

村議会(BPD)は、村吏と類似の水準に立っている。つまり、BPDは、村長を補佐する責任を有している。そのほかに、BPDはまた、村において実施されるプロジェクト活動を管理する。

③ ニニック・ママック(Ninik Mamak)

ニニック・ママックは、今日でも依然として、住民生活に影響力を持っている。もしもニニック・ママックがいなければ、住民生活は、犬社会と同然であると受け止められていると言われる。住民の間に揉め事がある場合には、ニニック・ママックが、問題解決の仲裁者となる。

④ 国有電力会社(PLN)

復旧工事の以降にも、しばしば停電するのであるが、以前の電気のなかった状態と比べてみるならば、明かりがあるだけ、現在の方がましである。PLNの社員は、メーターの測定のために村を訪れる。彼はまた、電気料金の支払い時に来村する。そのため、住民が、電気料金の支払いのために、わざわざPLN社にまで行く必要はない。

⑤ 教師

教育は重要であり、教師は、村の子供を教育する。しかしながら、同村には3人の教師しかいない。1クラス1教師とされるべきである。教師の数は、現在いる生徒数と釣り合っていない。

⑥ コーラン朗詠(Wirid)グループ

この朗詠グループを通じて、住民は、生活に平穏を与える宗教を学び、その理解を深めることができる。

⑦ 農民グループ

農民グループの活動は、主としてゴム農園の問題との関係において繰り広げられてきた。しかし、

こうしたグループ活動は、現在、減ってしまっている。なぜなら、フィールド・ワーカー(PPL)が来村しなくなり、また栽培対象となるゴムの木が植え付けられておらず、さらにグループの積み立て金を持ち去られ、手入れコストも捻出できなくなってしまったからである。また、定期会合 — この会合の開催は、構成メンバーによって合意され、グループ・リーダーによって調整されることとなっていた — も開かれていない。これまでは、PPLが来村し、農業普及活動を行った際に、それに合わせて会合が開かれていた。

⑧ 保健婦(bidan)

保健婦は、同村には滞在していない。彼女は、15日ごとに1回の割合で来村する。彼女が特に来村するのは、5歳以下の子供のための総合保健・衛生サービス業務活動を行う際である。村内で病人が発生する場合には、治療のためには病人を村外に連れて行かねばならない。たまたま保健婦が村に滞在している場合には、彼女が、分娩を手伝う。

⑨ フィールド・ワーカー(PPL)

⑩ 女性教育プログラム(PKK)

PKKは、主として家族の安寧にかかわる様々な側面について女性を教育する村主催のプログラムである。過去においては、PKKの分野において様々な活動が実施された。しかし、今日では、こうした活動は、何ら行われていない。

利益循環の概念が合意された後に、ファシリテーターは、以下のプロセス、即ちこれらの組織の住民との密接な/調和的な関係を維持した。

*村役人、ニニック・ママックおよびBPDは、コミュニティ循環のうちに入る。

*このコミュニティ循環のうち農民グループが入る度合いは、半分である。なぜなら、このグループ内での構成員とリーダーとの関係が緊密すぎるからである。

*コミュニティ循環のうちコーラン朗詠(Wirid)グループが入る度合いは、3分の1程度である。

*教師とPKKは、コミュニティ循環と密接な関係を有している。なぜなら、教師とPKKは、住民との間にある程度の相互作用関係を有しているからである。

*KUDとPPLは、住民からは隔絶している。なぜなら、彼等は、過去において、住民との間で紛争を引き起こしたのであって、最近では何らの相互作用関係もないからである。

*PLNと保健婦は、コミュニティ循環からはかなり隔絶している。なぜなら、PLNは、住民を不適切な場所に移転させたからであり、また保健婦が住民と相互作用関係を持つのは、彼女が、総合保健・衛生サービス業務活動で来村する際のみであるからである。

付属書 3.8 マヤン・ポンカイ村

A 評価結果

1 再定住

(a) 移転プロセス

マヤン・ポンカイ(Mayang Pongkai)村は、コトパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)ダム貯水池の造成によって水没させられた旧ポンカイ(Pongkai)村の移転地の一つである。移転プロセスは、住民に対して3種類の移転モデルを提示する形で進められた。即ち、一つは、南シベルアン(Selatan Siberuang)地域への移転で、そこではゴム農園モデルの移住地が用意されるというのであった。二つ目は、スンガイ・パガル(Sungai Pagar)地域への移転で、そこでは「中核農園プログラム」(PIR)方式のアブラ・ヤシ耕作地が与えられるというのであった。三つ目は、自由移転モデルであった。

住民移転の以前の事情については、移転地選択のほかに、移転補償に関してデータ記録がされているのは、1989～1990年の期間についてである。このデータ記録の期間に、住民は、次のような内容の政府約束を得た。つまり、住民が移転を快く受け入れるのであれば、移転地において、住民には、タイプ36の2階建ての半恒久的住宅、電気の無料据え付け、家屋内に付設されるトイレと井戸、トタン葺きの屋根、アスファルト舗装の道路、飲料水施設が与えられるであろうとの約束であった。

前記の政府提示の移転モデルのうちで、ポンカイ村の住民、特にマルタサン(Martasan)集落の住民の多くは、二つ目の移転モデル、つまりスンガイ・パガル地域でのアブラ・ヤシ農園への移転を選択した。1996年1月14日に住民移転が実施されたのであるが、これに先立って住民の多くは、移転先の不確かな状態に困惑した。この段階 — 移転補償と移転実施の期間 — においても、移転スケジュールが不確かな状態であったために、住民は、アブラ・ヤシの植え付けを行うことができなかった。そのため、彼等は、移転先を探すため、また食費に充てるために、「金を浪費する」ほかなかった。

1996年1月14日の移転は、コトパンジャン・ダム貯水池の造成によって水没するリアウ州8カ村の移転のうちでは、時期的には最後の移転であった。家財道具の運搬と住民の輸送は、プロジェクト担当当局によって提供されたトラックによって行われた。しかしながら、住民の家財道具が多かったために、提供された運送手段 — 6世帯に車2台 — だけでは不十分であった。そのため、一部の住民は、旧村に家財道具を残さざるを得なかった。

住民がマヤン・ポンカイ村に到着した後に、彼等は、それまでに彼等に対してなされていた約束とは著しく異なる事態に直面した。彼等に宛てがわれた住宅は未完成で、しかもその多くは、沼地と藪地に位置していた。また、トイレは、粗末なものであった。その上、生活手当は減らされ、本来彼等が受け取るべき数量よりも少なかった。当時、村レベルにおいて責任を負っていた政府機関は、KUPTであった。

旧ポンカイ村からマヤン・ポンカイ村へ移住した人々は、移転後に、ジャワ島からの移住者(137世帯)およびシマリンヤン(Simalinyang)村からの地方的移住者(108世帯)と共存することとなった。このような民族的に異なる人々の社会化と同化のプロセスは、とりわけ地方社会の形成という点で、幾つかの問題を醸し出すこととなった。

(b) 補償

補償の算定と支払いは、県政府レベルの移転調整チームによって決定された価額でもって、1991～

1992年の期間に行われた。この補償の過程において、多数の人々が、損失を蒙った。なぜなら、移転調整チームによって決定された価額は、適切性を欠くものであったからである。住民の一部は、補償が余りにもバランスを欠くものであることに照らして、補償の支払いの受け取りを先送りにしようとした。しかし、引き延ばし期間の経過後には、かえって補償金額が減らされるという事態さえ発生した。今日までのところ、未だ161区画の土地に対する補償が支払われていないのである。

住宅

住民に対して提供された住宅は、(各戸)6×6メートルの広さの建物で、板製の壁、アスベスト・プレート屋根、セメントの床という造りであった。住宅の多くは、沼地に位置していた。そのため、住宅の周囲は、ぬかるみ状態であった。住民は、自分自身で湿地を乾燥させるか、床を高めるか、ないしは排水溝を補修せざるを得なかった。

移転期間には、多くの住宅が、未だ完成されていなかった。そのために、住民の一部は、(すでに完成していた)隣人の家に滞在することを余儀なくされた。

マヤン・ポンカイ村での最近の住宅事情は、次のようである。540家屋のうち、約10%が恒久的住宅、10%が半恒久的住宅、残りの80%が、未だに仮設的な/元の住宅である。住宅の改修が行われた場合には、その費用は、補償金の残額で賄われた。新規世帯 — 移転世帯の一部 — の収容目的のために、政府は、同村において、総計で75~77ユニットのTSM住宅 — 1戸当たり3×6メートルの広さ — を建設しようとしている。

スンガイ・ウィン(Sungai Win)集落では、雨季の氾濫で20部落(8家屋)が浸水被害を受けた。その原因は、この場所が沼地であり、また排水溝も整備されていないためであった。周辺の村々においてアブラ・ヤシ農園の造成のために森林伐採が進められ、植生が失われるにつれて、洪水被害は、ますます悪化の度合いを強めている。住民は、この問題を解決するために、排水溝の設置を提案することに合意した。

プロジェクト担当当局によって宛てがわれた540家屋のうち、幾つかの家屋では、その所有者に対して未だに証明書が手交されていない。同様に、TSM住宅の証明書の場合にも透明性がない。住民によれば、この証明書を入手するためには、県レベルと郡レベルの移住局に申請することにより、従前にマヤン・ポンカイ村を所轄していたKUPTに接触しなければならないというのである。

土地

立ち退き補償として与えられた土地は、1世帯当たり0.5ヘクタールの広さの菜園と農地である。また、アブラ・ヤシ農園の土地面積は、1世帯当たり2ヘクタールである。それ故、各世帯は、補償として、2.5ヘクタールの広さの土地を得たことになる。

しかしながら、住民がマヤン・ポンカイ村に移転してきた時、菜園の対象地には、すでにアブラ・ヤシが植え付けられていた。この植え付けは、1991~1992年に、PTPN Vによって行われた。その結果、他の当事者との間で土地所有権の衝突があるために、今日に至るまで、未だに住民に譲渡されていないアブラ・ヤシ園が38区画も存在するのである。住民によれば、地方政府に対して最善の解決策として提案されているのは、この衝突の被害を蒙った38世帯のために新たな植え付け用地を切り開くという構想である。

他の新規世帯のためのTSM住宅の開発対象とされているのは、村有地(R地)である。この村有地は、10ヘクタールほどの広さの湾曲した土地であるが、現在、この土地もまた、地元住民との間で紛議の

種となっている。この紛議の発生は、土地境界の不明確さとKUPTによって村指導者に対して出されたリップサービスに起因している。このような事態への対応として、住民は、従前にマヤン・ポンカイ村を所轄していたKUPTに対して再調査を要求することに合意した。土地紛争は、住民生活の不安という悪影響を生じている。なぜなら、マヤン・ポンカイ村の住民は、それが、自分たちの村での治安状態の維持にとって好ましくないと考えているからである。これまでのところ、マヤン・ポンカイ村の住民は、これ以上に紛争を悪化させないために、地元住民への譲歩を重ねてきている。住民は、警察の支援を得て、村内に私的な治安関係者(Babinsa)を配置できるよう期待している。

住民にとって最も不愉快な出来事は、彼等がアブラ・ヤシの植え付け面積を拡大できないことである。他方において、彼等は、ますます多くの子供や孫を抱えるようになってきているのである。このような事態は、彼等が以前に生活していた状態とは真に異なるものである。従前の村には、「ニニック・ママックのウラヤット地」(lahan ulayat ninik mamak)が広範に存在し、住民は、管理できれば、その分だけ作付けできたのである。マヤン・ポンカイ村では、今日でも、「ニニック・ママック」(ninik mamak)は存在する。しかし、「ウラヤット地」(lahan ulayat)は存在しないのである。

金銭

住民はまた、前述の物件のほかに、コトバンジャン・ダム貯水池の造成によって失われた資産——家屋、土地、作物など——の償いとして、金銭の形での補償を得た。住民が受け取った補償は、ほとんどの場合、算定通りには支払われなかった。そのため、今日までのところ、補償が支払われていないか、あるいは取り消されている土地が、未だに161区画も存在するのである。しかも、事態を悪化させているのは、住民が受け取った金額/価格が、極めて不公正であるという事実の存在である。補償額は、農地が、1平方メートル当たり300ルピア、生産的であったゴム園が、1区画当たり25万ルピアとされたのである。墓地の移転経費(1ユニット当たり7万5000ルピア)は、これまでのところ、住民には手渡されてきていない。

現在でも、住民は、補償問題、特に未払いの土地区画に関する補償問題が解決されることを期待している。もしも補償基金が、今日でも存在するのであれば、この基金は、コトバンジャン・ダムの造成によって悪影響を受けた住民のすべてに対して均等に配られるのが良いであろうというのである。

(c) 公共施設

マヤン・ポンカイ村に対してはまた、住民移転に際して、プロジェクト担当当局により公共施設が提供された。現在、マヤン・ポンカイ村に存在する主要な公共施設としては、以下のものが挙げられる。小学校(SD, Sekolah Dasar)(2校)、モスク(2棟)、宗教的儀式の挙行のための公共施設としての「ムショラ」(musholla)(7棟)、イスラム小学校(MDA)(2校)、幼稚園(1棟)、村役場(1棟)、村立公共ホール(1棟)、協同組合(KUD)事務所(1棟)、社会保健所(puskesmas pembantu)(1棟)。

主要な村道は、アスファルト舗装されており、良好な状態にある。これに対して、内部の枝道は、土砂と石を固めて造られており——枝道の40%——、残りは土を固めただけである。そのため、幾つかの小道は、雨季にはぬかるみ状態となる。これらの小道に排水溝が備え付けられている場合は稀である。

墓地の広さは、2ヘクタールである。しかし、そのうち、約1ヘクタールは、沼地に位置している。そのため、住民がそこを利用することはできない。これまでのところ、住民は、物故した家族の墓所として、自宅の庭地を利用してきている。これまでも、公共墓地のための新たな代替地を探そうと

する試みもなされてきており、住民の土地の一部を購入してそれに充てようとする構想も打ち出されてきた。しかしながら、墓地候補地の境界地域に住む人々の一部は、この構想に異議を唱えている。もう一つの代替案は、既存の墓所の沼地に土入れして、そこを高めるか、ないしは新たな場所を入手することにより、墓地事情の改善を図ろうとする構想である。この代替案については、住民合意がある。

(d) 電気

1999年以降、マヤン・ボンカイ村には電気が配されている。540世帯のうち、およそ200世帯が、引き込み線を備え付けている。引き込み線の据え付けコストは、50万ルピア～150万であった。これは、電気の据え付けが無料になるという政府約束とは異なるというのが、住民の受け止め方である。しかしながら、住民は、その必要性に迫られていたので、据え付け価額にはこだわらなかった。こうして、住民は、電気の据え付けコストに多大の資金を振り向けたにもかかわらず、今日、多くの家々では、電灯の明かりが見られない。

電気料金の支払いについては、以前には村営協同組合(KUD)によって管理されていた。しかし、最近では、KUDの経営は停止状態にある。そのため、住民は、電力料金をスンガイ・パガル村に対して支払わなければならなくなった — 料金は、1ワット当たり6000ルピアである —。

前記の問題のほかにも、住民は、電気使用量(kwh)が、計量器の記録と同じではないことに頭を悩ませている。料金請求書のうちに表示される電気使用量の数値が、計量器に記録された数値よりも多い場合があるのである。住民は、国有電力会社(PLN)によって用いられる料金表に基づく電気使用量について支払い義務があるものと思われる。このような問題の発生は、電気使用量の記録員が、村にある計量器の数値通りに記録していないことに起因している。つまり、記録員の算定数値は、実際の数値ではないのである。

住民は、電気料金の支払いが、再び村内で行われるよう希望している。他方において、電気料金の支払い義務に関しては、PLNは、その割り当てを一律の料金表で行うべきであるというのである。住民はまた、計量器と料金請求書の数値が異ならないようにするために、記録員が、計量器の数値通りに記録するよう希望している。

2 所得創出

(a) PIR方式アブラ・ヤシ農園

アブラ・ヤシ農園の開発は、1991～1992年の期間に政府系農園会社(PTP V)によって行われ、同社の手により整地、植え付けおよび栽培が実施された。この農園は、1230ヘクタールの広さで、39ブロックに区画されている。各ブロックは、約20～40ヘクタールの広さである。アブラ・ヤシの樹種は、マリハト・メダン(Marihat-Medan)である。2ヘクタール当たりのアブラ・ヤシの数は、264本(12×24本)である。

マヤン・ボンカイ村に住民が移転してきた当時(1996年)には、彼等は、PIR方式のゴム農園で賃金労働者として働いた。賃金は、1人当たり3500ルピアであった。1997年には、このPIR方式農園は、1世帯当たり2ヘクタールの広さの割合で移転農民に手渡された。この時点では、アブラ・ヤシは、樹齢3～4年で、生産可能な状態に達していた。

アブラ・ヤシ農園が農民に手渡された後に、彼等は、ローンの返済を開始した。この返済のために、収穫物のうちから30%(約1600万ルピア)が差し引かれた。こうして、ローンの大半は、3年以内に返